

第七十五回
国会

参議院社会労働委員会会議録第十八号

昭和五十年六月十七日(火曜日)
午前十時八分開会

委員の異動

六月十七日

辞任

星野 力君

補欠選任

野坂 参三君

出席者は左のとおり。

委員長

村田 秀三君

理事

玉置 和郎君

九茂 重貞君

山崎 昇君

小平 芳平君

委員

石本 茂君

上原 正吉君

小川 半次君

神田 博君

斎藤 十朗君

高田 浩通君

徳永 正利君

森下 泰君

片山 甚市君

浜本 万三君

日黒今朝次郎君

柏原 ヤス君

沓脱タケ子君

柄谷 道一君

国務大臣

厚生 大臣

田中 正巳君

政府委員

厚生大臣官房長

石野 清治君

事務局側

厚生省公衆衛生局長

佐分利輝彦君

参考人

総評単座被爆者協議会連絡会議

日本原水爆被害者団体協議会事務局

長崎大学医学部原爆後障害医療研究施設後障害治療部門教授

全日本原爆被爆者協議会会長

長崎県被爆者手帳友の会事務局

東京大学法学部教授

原水爆禁止日本国民会議代表

原水爆禁止日本協議会副理事長

中原 武夫君

室田 秀子君

伊東 壮君

市丸 道人君

任都果 司君

鈴木 美秀君

高野 雄一君

市川 定夫君

田沼 肇君

本日の会議に付した案件

○原子爆弾被爆者等援護法案(第七十四回国会決
本万三君外三名発議)(継続案件)

○原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律
の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送
付)

○委員長(村田秀三君) ただいまから社会労働委
員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。
本日、星野力君が委員を辞任され、その補欠と

して野坂参三君が選任されました。

○委員長(村田秀三君) 原子爆弾被爆者等援護法
案及び原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する
法律の一部を改正する法律案を一括して議題と
いたします。

本日は、両案審査のため、お手元に配布いたし
ております名簿の方々に参考人として御出席を
いただいております。

この際、参考人の方々に一言ごあいさつを申し
上げます。

本日は、御多用のところを御出席いただきま
してまことにありがとうございます。各位の御意
見を承り、両案審査の参考にいたしたいと存じま
すので、何とぞ忌憚のない御意見を述べくださ
るようお願いいたします。

まず、それぞれのお立場から各自十五分程度の
御発言をお願いし、その後で委員からの質問にお
答えいただきたいと存じますので、よろしくお願
いを申し上げます。どうぞよろしくお願いをいた
します。

それでは室田参考人をお願いいたします。

○参考人(室田秀子君) 私は総評加盟の全電通被
爆協議会の室田秀子でございます。

私は、今回被爆者援護法について意見を申し上
げるわけですが、私は原爆を受けた当時の
体験とその後の生活実情をお話する中で、本
当は自分の生活実情を公表することには非常に抵抗
を覚えます。しかし、これまでにも多くの被爆者
の方があえてその実情を訴えてきました。そし
て、現在の原爆二法だけでは私も含めて絶対に救
済されないのだということを申し上げるわけであ
ります。

先日当社会労働委員会による現地調査が広島

で行われた際、私は被爆者団体代表との懇談会を
傍聴いたしました。その中でもいろいろな実情、
要望が出されました。被爆後三十年たった現在、
いまなお私たちは被爆者であるがゆえに差別を受
け、現行の医療制度だけでは絶対に救済されず、
日々あしたの生命におびえながら、人間の生活の
極限とも言える生活実情があることを調査団の方
には十分理解していただいたことと思います。そ
して、これらの原因は、言うまでもなく、第二次
世界大戦の戦禍、それもこの戦争においては最も
集中的な表現としての原爆投下による被害であ
り、この救済はすべてこの戦争を指揮した国家に
よる救済でなければならないはずで、具体的に
は原爆被爆者援護法制定以外にないことは明らか
であります。私は被爆者として生の被爆体験と現
在の生活実情の中から、切実に被爆者援護法の早
期実現を願うものであります。

被爆当時私は六歳で、母と二人で爆心地から一
・五キロの広島市西観音町に住んでおりました。
姉と祖父は別にもつと爆心地に近い界町に住んで
おりました。八月六日当日、母と祖父はそれぞれ
自宅で即死しました。姉は町内会組織からの勤務
奉仕当番のため、爆心地から一・一キロの国泰
寺町で建物疎開作業中に被爆し、ほとんど全身や
けどによる重傷を負いました。しかし、命だけは
奇跡的に取りとめました。一緒に作業している五
十人ぐらいのうちで助かったのは四、五人だと聞
いております。小学校一年生だった私は、その日
観音小学校で被爆いたしました。幸いに大きなけ
がはいりませんでした。原爆投下と同時に
に全市一斉に発生した猛火のために家に帰ること
もできませんでした。それで、炎に追われて広島
市から約十五キロ離れた佐伯郡地御前というところ
まで逃げ、そのとき私はまだ母が死んだことを知りませ
た。そのとき私はまだ母が死んだことを知りませ

にあり、そのうち孤児収容所で暮らしました。で、最後に四国の愛媛の農家にもらわれていきました。

こうした状態に置かれた孤児の数は多く、親の保護、愛情が一番必要なときにすべてを奪われてしまったのです。私は母の顔を思い出すことができません。写真は全部焼けてしまったし、その当時目まぐるしく変った環境の中で全部薄れてしまいました。小学校のとき、一度作文に母のことを書いたことがあります。そのときも母の顔が浮かんでこず非常につらい思いをいたしました。母の遺骨は焼け跡から姉が拾い集め、骨つぼに入れたまま長い間持ち歩いておりましたが、昭和四十七年になって初めてようやく小さな墓をつくることができました。母の死後実に二十七年目に初めて供養してやることができたのです。しかし、同じ日に死亡した祖父の遺骨はいまだに不明のままであります。二年前ですが、私は戸籍を見てびっくりしました。戸籍上母はまだ生存していることになっていのです。まだ私は幼かったし、生活に追われていた姉は死亡手続などすることができませんでした。したがって、原爆慰霊碑の過去帳にも母の名は載っておりません。このことを市役所の戸籍係に聞いたところ、このような例はほかにもあったということです。国による原爆死没者の実態調査が、被爆後三十年たった現在、いまだに行われておりません。このように非戦闘員であった原爆犠牲者に対する冷酷な行政を身をもって体験しているのは、決して私一人ではないと思います。私は、何も言えずに死んでいった母に対して、いま戸籍を抹消する気にはなれません。国の責任において死没者の実態調査を速やかに行ってもらい、被爆者に対して十分な援護が行われて、初めて母を含めて三十数万万人に上る原爆犠牲者の霊が供養されると思います。

先ほども申し上げましたように、私は、その後、孤児収容所などで転々としておりましたけれども、姉が、原爆症から治って、私のいた跡をずっと訪ね歩いて、やっと原爆から一年目に探し出

して広島に連れて帰りました。しかし、姉は私を育てるために住み込みで働かねばならず、そのために私はよその家に預けられ、中学校を卒業すると同時に高校への進学もできず、和裁の年々奉公生活に出ました。その後、姉は結婚しましたが、被爆による体の弱さで生活苦が重なって肺結核とななりました。家庭生活も破綻し、離婚しました。そのために、私は朝六時から昼まで中央市場の仕事をして、昼から夜まではずっと和裁の仕事をして、姉に仕送りを続けました。ようやく和裁の年数が明けて初めて就職しましたけれども、私も、ついに無理がたたって、姉と同じく肺結核となりました。で、昭和三十七年から一年間入院しました。

この間に、小中学校時代から十八歳になるまで、ほとんど強制的にABCという機関があるのですが、そこから検診を強制されましたけれども、その当時から結核の前兆である瘰癧などがあり、発病していたのではないかと思われる節があったのですけれども、それは診断結果は何も知らされませんでした。

こうした苦しい少女時代、青春時代から今日まで、原爆手帳の交付以外、国家的な援助は全くありませんでした。

先ほど申し上げましたように、姉は結婚で倒れたときに離婚しましたが、その後、姉も私も病気がちで、特に姉は糖尿とか胆石、神経痛などがずっと繰り返して起こり、体が弱いためいつ原爆症が出てくるかもわからない不安がありました。ましてや結婚などする気にもなりません。現在とも、いま二人のままであります。私の知っている限りでも、被爆者であることを隠して結婚し、子供に対しては常に不安を持っている被爆者が少なくありません。現実には白血病で子供を亡くされた方もいます。

それで、姉はついにことしの五月ですが、乳房の手術を受けました。医師からは、絶対に、十分で慎重な休養が必要であると言われております。現在七千五百円の健康管理手当を受けておりますけれども、それだけでは生活していけません。そ

れで、私がいま二階の間借り生活をしているのですが、そこに引き取っております。しかし、私の賃金だけではどうしてもやっていけませんので、現在生活保護を申請しております。まだもらってはおりませんが、でも申請しております。で、間借り生活のためおふろもありませんので、姉は手術後、銭湯に行くこともできません。せめてアパートを借りる程度の援助が欲しいと思いますし、そのために公営住宅にも応募したことがあるのですが、規制が多く、なかなかむずかしくて、広島市がいままでやってきた被爆者の低家賃住宅があるのですが、それも指定地の以外に居住してきた私たちに全然入居条件が、資格がありませんでした。死と隣り合わせに生きている私たち被爆者に対して、国は人間らしい生活を保障する責任があると思います。三十年間放置されてきた私たちは救済の道はないのです。一日も一刻も早い制定を心から求めます。

まだまだ言いたいことがありますけれども、どうか、私たち被爆者の立場をくみ取っていただきまして、真摯な審議をお願いいたします。

○委員長(村田秀三君) どうもありがとうございます。

続きまして、伊東参考人をお願いいたします。

○参考人（伊東壮君） それでは、日本原水爆被害者団体協議会を代表いたしまして意見を申し述べます。

まず最初に、本日の公聴会並びに現地調査を私どもの願いをいれられて委員会が行われたことに對して、心から敬意を表するものであります。

さて、厚生省の五十年年度予算につきましては、百億円の従来から比べますと予算増額、新規予算、新規問題として保健、介護手当等の新しい対策が盛られております。私どもとしては従来からの予算ないしは被爆者措置と比べますと、かなり画期的な問題が盛られていることについての厚生省自身の現行法内での努力については十分私どもは評価するものでございますけれども、しかし、

数多くの欠落する点があることはどうしようもないということをほつきり申し上げておかなくてはなりません。

すなわち、第一番目に欠落する問題というのは遺族に対する問題でございます。遺族年金ないしは弔慰金に関する問題については一切現行法の中ではどうしようもないことになろうかと思ひます。

第二番目には、被爆者全体の、後に申し述べます三つの補償と私どもが呼んでおります問題を含めた被爆者年金の問題、これもまた欠落をしてまいります。

第三番目に、国費による全額の医療の問題についてもやはり欠落をしてまいります等々、いわば現行法の改正が厚生省の努力によつて相当大幅に行われながらも被爆者自身の要求からいたしますと、その間にはなおかつ大変な懸隔があることを自覚しなくてはならないと思うのであります。

そもそも私どもが思いますには、このような欠落が起きるといふのは原爆被害というものをどのようにに政府ないしは厚生省がおつかまえになっているかというところ、それと被爆者自身がどのように考えているかという問題の差ではないかと思うのでございます。

ちよつと表をごらんいただきたいと思ひます。

(資料揭示)

私どもは原爆被害というものを単に従来のように物理的でないしは生物学的なそういう観点から

だけつかまえたというふうに思っているのは
 ございません。私どもは社会的に見れば、それは
 瞬時にして起きた被害であつて、しかも私どもは
 それは逃げる事ができない、さらに無差別、大
 量でございます。すべての有機物、無機物はもち
 ろん、あるいは植物も動物も、人間においては赤
 ん坊もそれからおじいさんもおばあさんも、非戦
 闘員も戦闘員もすべてを含めて、それは殺傷をし
 かつ被害を残したわけであります。

さらに原爆の被害そのものの総合性についても
 お考えくださらなくてはならないと思います。こ

これは後に申し述べます。

さらに原爆の被害は一九四五年八月六日、九日に生じたけれども、そこで終わったのではないという問題であります。なおかつ今日に持続をしているという特徴がございます。さらにいま申し上げましたのは、原爆投下の被害でございましたけれども、しかしその後、たとえば医療法ができるまでに十二年という歳月がかかっているというふうなことを考えてみますと、これは明らかに原爆被害者が放置されたこと自身が、実は加害に値するのではないかと、いうふうに私も考えるのであります。

さて、それでは原爆被害者に対する被害はどのようなものであったか、それは私が先ほど総合性と申し上げましたけれども、これは命と暮らしと心の三面において原爆被害者に被害を与えているという事実をぜひとも認め願わなくてはならない。これを単に健康被害だけというふうにお考えになるとすれば、それは本当の核兵器の恐ろしさを皆さん方は御存じないという以外にないのであります。私もはたとえ命の問題につきましても、これは爆風、熱線及び放射能障害という三点にわたって、後から先生方もまたいろいろと述べられると思いますので、これは省略をいたしますけれども、たとえば暮らしの問題につきましても、昭和四十年に厚生省がやりました調査がござります。その調査の内容について、生活調査をやらなければわかるわけでありまして、たとえば国民を一〇〇にいたしまして休業率が二五五、失業率は一四六、日雇率は一五三、転職率は一四二、就業率は九八、消費支出は一二二、しかし所得は九〇であった。こういうふうなことで、すなわちこれは政府がやった調査でございましてけれども、明らかに四十年当時においてもなおかつ被爆者の生活はかなり大きなダメージが残っていたと。当時調査に当たられました慶応大学の中鉢教授は、被爆者の生活はもとに還元していないという結論を「三田学会雑誌」に発表されているのであります。

さて、心の問題といたしましては、これは若干手前みそになりますけれども、私が昭和三十三年に岩波から出ております「思想」に書きましたのが恐らく心の問題に触れた最初だと思っておりますけれども、これの中で私は、被爆者がいかに原爆投下と戦後放置の中でもって絶望に追い込まれていくか、あるいは自殺まで起きかねないという話を書いたものであります。その後アメリカのR・J・リフソンという学者が「死の中の生命」という本を書きました。その中ではもともと、これは精神分析学上の問題として、被爆者は原爆でもってあれだけの多量の死を見ると、死の印象が焼きつけられてどうしようもないと、そして、その中で生き残ったこと自身が一つの罪意識になつてかぶつてくる。何で自分だけが生き残ったのか、自分も死ねばよかったと、いつもそう思い続けているんだと、そして最後には、自分自身を外界の刺激に対して適応できないような——フィジック・ナミングと彼は言っておりますけれども、そういうものの中に閉じ込めてしまふのであると。そして、リフソンが調査したこの時点においては、なおかつ自己再建は、被爆者の自分自身の心の再建はできていないというふうに申すわけでありまして、このように、命、暮らし、心の三つの障害をわれわれは平等にやっばり考えることが原爆被害を総合的に把握する道ではないかと思ひます。

なお、この三つのものは、いまでも多くの研究が実施しておりますように、相互に悪循環をいたします。体が悪ければ、労働能力を失って生活が悪くなる、心がよいはずさんでいく、体はよいはず悪くなるという悪循環を起します。

さらに申しますと、子供の調査をいたしますと、この悪循環は子供の体が悪かった場合においては親も悪循環、子供も悪循環、その二つが重なって第三の悪循環をつくってまいります。このような状況下に被爆者は閉じ込められていると言つてもいいのであります。

そういう中で政府の対策自身を考えてみますと、従来、昭和三十三年に医療法、四十三年に特

別措置法がございましたけれども、いずれも健康障害、すなわち原爆の特殊性はどこにあるか、それは被爆者の健康の、しかも放射能による障害に、そこだけに限定をして問題を進めてまいりました。すなわち被害の総合性を見ないわけでありまして、そのために現行二法は健康障害に焦点を絞つて問題を立ててまいります。だから、生活の問題、心の問題はすべて欠落してしまふのは当然のことと言わなくてはなりません。

そういう中で、私も日本被爆者団体協議会は、援護法の要求をずっと昭和三十一年以来掲げ続けてまいりました。その中で私も申し上げたいことは、この過去における被爆者がさんざん苦しんできた、しかもそれは先ほども室田参考人がおっしゃいましたけれども、その原因はここで述べ

る時間は、もう述べ始めますと二時間も三時間もかかりますので述べませんけれども、かなり高度な政治的な問題から発生をしているわけですね。いわば政治的な被害なんですね、原爆被害そのものは、その政治的な原爆投下の被害の中から発生をしてきたさまざまな問題に国がやはり戦争とその後のいろいろな措置を、サンフランシスコ条約の十九条の賠償放棄を含めて、そういう問題の中で何らかのやはり国家補償の精神を行うべきではないか。なお、現在の現行二法においても被爆者の現状を、それから出てくるニーズを救うに足るだけの一体状況にあるかと言へば、これはまだなしと言わざるを得ない。さらに、将来日本が、しばしば世界唯一の被爆国というふうにこの国会でも言われておりますけれども、本当に平和に生きていくとするならば、すなわち世界の中から原水爆をなくそうという、そういう悲願を被爆国日本がやっていたいこととするならば、この被爆者の問題こそ、きわめて明白に国家の責任において、将来の日本の平和のため、国民の平和のためにしっかりと被爆者援護法をつくる必要ではないかと思ふのであります。

以上です。

○委員長(村田秀三君) どうもありがとうございます。

ました。

それでは、続いて市丸参考人をお願いいたします。

○参考人(市丸道人君) 長崎大学の市丸でございます。こういうところは初めてでございます。果たしてどの程度のことを申し上げたいのか、あるいは私が申し上げますことがどの程度御参考になるかわかりませんが、原爆症の治療について述べてくださいということでございますので、概略述べさせていただきます。原爆問題はいろいろあると思いますが、私は立場上やはり医学的な見地からの見方を申し上げます。

原爆症の治療について御説明するためには、原爆症とは何であるかということについても御説明する必要があります。現在果たして原爆症という特別な病気があるかと申しますと、これはないと言つていいかと思ひます。それはどういふことかと言ひますと、現在被爆者の方がかかっている病気の病名は、すべて同じ病名が非被爆者、つまり被爆していない人にもあるということでございます。それでは原爆症とは何を指すかといふことが必要になるかと思ひますが、これを説明するためにはやはり被爆直後の障害にさかのぼって見る必要があるかと思ひます。定義的に言へば、原爆症とは、原子爆弾によつてどのような体の異常が起こり、すなわちどのような疾患が起こつてくるかといふことであるかと思ひますが、あるいはまた、被爆三十年後の今日においても、どのような疾患の形であらわれ得るだろうかといふことだと思ひます。原爆当時のことを思い起こしてみますと、いま述べられましたように、原爆の被爆による強烈な熱線、爆風による直接的な障害で多くの人が亡くなり、あるいは傷つたわけでありまして、またこの熱線、爆風の障害のほかに、御存じのように種々の程度の放射線——原爆の持つ特有な放射能障害、放射線障害を受けたのであります。原爆症という言葉が一番ぴったりするのはこの時期のいわゆる急性放射能障害でございま

す。つまり症状といたしましては、よく巷間に言
われておりますように、発熱、下痢、脱毛、斑
点、出血傾向、そういうったものの形であらわれ
まして、これは多くの人がよく御存じの症状であ
ります。このような症状は、大量の放射線被曝に
よる骨髓のかなり強い障害あるいは消化管粘膜の障
害などによつて起こるものでありまして、その障
害の程度によりまして、多くの人は死亡いたしま
した。この当時の症状あるいは多くの人が死亡し
た惨状については、多くの手記がすでに物語って
おるところでありますので、詳しくは申し上げま
せん。

私は当時長崎医科大学の一年生でございました。つまり被爆者でございます。学友のほとんど多数、三分の二以上を失いました。身近にその惨状、被爆症の惨状を見てまいったものでございます。私は、その後、血液の勉強をいたしましたものでございますが、この被爆障害を私の専門である骨髄の障害から見てみますと、この急性期の障害は、いわば急性の再生不良性貧血、つまり骨髄がだめになってしまうという状態でありまして、直後ではなくても、被爆後一カ月以内ぐらいに多数の人がそのために亡くなったのであります。しかしその後の経過を調べてみますと、かなりの重症であっても、医学的に見れば、幸いに死を免れた人たちは、この骨髄障害から比較的に早く回復したということが言えます。

それでは次に、この放射線障害によって、放射線を受けた直後ではなくて、相当の年月を経てからどのような障害が起こってくるかということでございます。問題は、この放射線の障害が、たとえば骨髄の臓器だけでなく、ほかの臓器を含めまして三十年もたって、あるいはまだまだ前からありますけれども、大体後障害というのは三、四年後からずうっとあると考えられておりますが、いまでもどのような異常が起こるかということでございます。で、放射線の特別な性格、放射能という特有な性格から、当時からすでに後期障害として各種の悪性腫瘍の多発が懸念されたのであり

ます。中でも骨髓を主とする造血臓器、つまり血液をつくる臓器は放射線の感受性が最も高いものでありまして、特に放射線から実験的にも白血病ができるという事実もありまして、骨髓のがんである白血病的多発が懸念され、実際にその多発が見られたのであります。現在までは原爆被爆者に見られたのはこの白血病であります。広島、長崎両市とも同じように昭和二十五年あるいは二十六年あたりをピークといたしまして白血病の多発が見られました。これが原爆放射能の影響と見なされることは、この被爆者白血病の発生率が被爆して

いない人に比べてはるかに高率であったということ、また発生率が被爆者の推定線量と比べますと実に密接な関係が見られるということで明らかであります。この被爆者白血病の特徴は何かと言いますと、急性型も慢性型もたくさん出ておる、特に慢性白血病が多かった事実があります。しかもこの急性型、慢性型両方とも骨髓に由来する白血病であるということが明らかにされております。しかもこの比較的早い時期の白血病は、弱年時被爆者、若い年に被爆した人に多発したのであります。これはその後どうなったかと申しますと、いまでも非被爆者と比べますと、被爆していない人に比べますと、被爆者の白血病発生率はそう前ほど高率ではありませんけれども、やはり有意の差をもって多発しているのであります。しかも初め

は若年時被爆者に多発していたのが、次第にわりと高い年齢で被爆した人に発病するような傾向が見られております。そういうような現在の状況であります。やはり一番多かったということ、あるいは症状的に被爆時の急性障害に似ておるといふようなことから、現在原爆症と言った場合に、白血血を考へるといふ人はかなり多いんではないかというふうに思われます。

そのほかどういふ疾患が原爆によつて出たかと申しますと、白血病に類似する、白血病とは言へなくても、この骨髓の病氣はかなり増殖性のいろいろな変化を示しますが、それを含めまして骨髓

増殖性の疾患がたとえば骨髄線維症あるいは真性多血症とかいうふうないわゆる骨髄増殖性疾患が比較的多く見られたのであります。それでは血液以外のがんについてはどうかと申しますと、被爆者が次第に高齢化するにつれてがん発生の実数が増えておるのも事実であります。統計的に処理いたしますと、その中でも肺がん、甲状腺がんあるいは乳がん、そういうたものがある有意の増加を示しております。また卵巣がんなども増加が懸念されるがんの一つであります。しかし、これらのがんがかなりふえておる、実数としてもかなりあるということですが、一つ一つのがん

を見た場合に、これは原爆によって起こったものだとはっきり区別する方法はございません。そのほかの臓器障害としては、特に原爆白内障と言われる目の疾患が比較的確かな異常だということが言えましよう。つまりこういういったものがいわゆる原爆症の概観でございます。これらの疾患の治療の現況はどうかと申しますと、まず疾患の何か特徴があるかということでございますが、先ほど述べました白血病のように、時期的には被爆者に多少の特徴があるということはございます。あるいは型が少し特徴があるということはございますが、それぞれの病氣、個々の性格につきましても、非被爆者と特に差は見られず、つまりその裏を返して言えば非被爆者の同じ病氣に治療する同じ方法を被爆者の同じ病氣に行うということでは

ざいます。しかしながら、現在悪性腫瘍に対する治療は、白血病を含めまして、日々進歩いたしております。特に私の専門といたします白血病について言いますと、新しい化学療法の開発によりまして、いまから二十年ぐらい前は、ただ手をこまねいてながめているという現状であったのが、新しい化学療法の開発によりまして、いわゆる緩解状態、正常に近い状態に返すことができるようになりまして、患者の生命の延長もかなり見られるようになっております。で、こういった最新の治療を被爆者の方でも十分に受けておられるという

ことができるかと思います。まあ、そのほか有意の被曝線量を受けた人、特に高線量被曝者は人間の受けましたこれは非常に惜むべきことでございますけれども、結果としまして人間の受けました放射線被曝者として世界に例のないものでございます。しかし、そういうことでございまして、これを医学的に言えば、ある種の疾患、いろいろございましょうけれども、には非常にかかりやすい状態にあるということが言えましょう。で、そういう意味からこういった被曝者の方は十分健康管理を行うべきであるというふうに考えております。しかも、この各種のがんの発生の恐れのみな

らず被爆者の方々は高齢化しておりまして、種々の成人病がふえておるといことも事実かと思えます。これはやはり被爆者の健康管理を行っていく上に非常に大きな問題ではないかというふうに思っております。

いろいろ問題がございましてうけれども、原爆症とは何か、あるいはその治療法はどうなっているかということの概観をお答えしたつもりでございます。

○委員長(村田秀三君)　ありがとうございます。

す。 それでは次に、任都票参考人にお願いたします。

○参考人(任都票司君) 私は被爆者協議会の代表といたしまして、本日ここに参考人としてお招きをいただきましたことに対して感謝をいたします。

私どもは終戦以来廃墟と化した広島建設のためにいかにすべきかという事柄を原爆に傷つきながら廃墟に立ちて深刻に考えました。たまたま私が地方自治の政治に関係いたしております関係上、この廃墟をどうやって建設すべきかという事柄に對しましては、幸いに当時、終戦後市會議長の命を受けましたので、私どもが平和都市法を草案をいたしまして、この平和都市法の条文に明らかにように、形の上の広島を建設することに皆さんの非常なる御後援によつてできましたことは幸

せだと思っております。ところが、その平和都市法も簡単にできたものではございません。古い国会議員の方々は御存じでございますが、当時の一つの法律を制定するのにもマッカーサー司令官のオーケーがなければどうしようもございませんでした。また昭和二十三年の末にサウス准将が、当時の占領軍司令部の中の厚生関係を担当しておりましたサウスさんが広島においでになりました。市会議長室で私といろいろと話し合いました。この際にサウスさんの私に対する要請はABCを建設するということでございました。ABCは放射能によって傷つきました人々をいろいろ調査研究しようというテーマでございます。私はこのABC建設に對しましての広島市民の感情についていろいろ意見を持っておりまして、マッカーサー司令部としてこれを強行することに非常なる熱意を持っておりまして、広島市はこれを容認するのやむなきに至りましたが、この際に私が主張したことは、このABCが放射線によって影響を受けた、つまり核エネルギーの力によってどのような結果が生じたかという根拠を明らかに、あるいは軍事的に、あるいは将来の核兵器製造の上の役立つ資料にするのではないかと、私も持ったわけでございます。私もこのことについて強く広島市民の感情をぶちまけた意見を吐いたときに、サウス准将は、そのような意見をここで君と応答しておるの機会が、時間がないから東京にやってくいというので、一月の四日の午前十時を約束してサウス准将の部屋に参りました。私はサウス准将に向かつて約二時間にわたって、形の上の広島復興はいろいろなる形においてできるかもしれぬけれども、放射能によって傷つきました人、亡くなったあの悲惨な人たちに對してどのような罪の償いをすべきかと、国際法では、国際法に明らかなように、非戦闘員を、無垢の民を殺戮したゆえをもって国際法の裁判にかけられ処刑されております。勝者が敗者のみを裁くとは国際法には書いてないはずでございます。広島のある多数の無辜の民

を、老幼男女をことごとく殺してしまつた原子爆弾の、一体この罪の償いはだれがするのですかというところが私の主張の要素でございます。この通訳をした人は当時の衆議院議員をされておりました松本龍藏先生でございました。約二時間私は涙とともにサウス准将に訴えたときに、しばしば松本先生は私の服を引っ張って占領されておるといふ現実を君は知っているのか、占領軍を批判し、戦争の実情をもういふうな意見のもとに批判するといふことは、君、占領政策に反するものだとしての判断を下されるおそれがあるから言葉を慎めと私に申されました。しかし、私はどんなことがあっても、広島当時の感情をそのまま訴えることこそ私に、市会議長に与えられた気持ちである、こう心得まして、思存分を二時間話ししました。サウス准将は顔面筋肉を硬直、紅潮されまして、しばしばげんげんな顔を私をのぞき込んでおりましたが、松本龍藏さんは恐ろしく私の申し上げたことをそのまま直訳はしておらないような実情に受け取りました。その後、私はちやうど当時上京を久しきにわたっていたしておりましたが、招きによつてワイリアムスというセクションの人がおられまして、これは議会関係の方であつたと思いますが、この方が私に会いたいといふこととお目にかかりました。一体君はどうしようといふのかというお話がございました。そのときに私は、私の忌憚ない意見を吐いて、占領軍がいま直ちに広島を弁償しろ、広島被害者を具体的にどうしようといふようなことを申し上げるんではございません。一つの法律をつくるのにも、これをオーケーするのはことごとくあなた方の立場にあるわけです。このような状態に置かれた広島復興と、広島被害者を救うべき道を法律によつて定めていただきたいから、その法律の要綱は私が書いてきております。その法律の要綱に従つて被害者を助け、広島建設をするためにできるだけの政府の援助を得たいというのが私のテーマでございます。主張の要素でございますと申し上げたところ、間もなく私の当時の秘

書、鶴岡君と松本龍藏先生とともにマッカーサー司令部に行くことを許されました。マッカーサー司令部に私は参りまして、松本龍藏さんは、私の方に通訳がおるから君はここで待つておれというので、下におられました。秘書も下に置かれまして、私はマッカーサーの自室に案内されました。そこで、私は、きょうこそ命をかけて、私は原爆被害者を救うためのあらゆる問題を提起しようといふ覚悟をして参りました。あるいは私が逮捕せられ、処刑せられるかもしれない。しかし、私は覚悟して参りましたところ、マッカーサー司令官は自室に立つて君の言わんとするところはワイリアムスの方から報告を受けておるし、サウス准将の部屋で長時間にわたつて主張したことはテープにとつてあつたと、そのテープの訳されたものを読んでおるから君の言わんとするところはよくわかる。私たちは君の気持ちよくわかるから、被害者を救済し、広島建設のために特別法をつくることに對しては日本の現政府に對してできるだけの主張をせよと、これだけで会見は終わりました。後でワイリアムスさんに聞いたことでございますが、マッカーサー司令官がみずから陳情に接し、会見をされたことは、吉田総理は日本の天皇陛下以外にはなかったと聞かれました。私はこの次元において、すでに被害者をいかに救うべきかといふことに對して精魂を打ち傾けて残された余生をささげようといふ覚悟いたしました。ABCがついに建設されるに至りました。そしてまた平和都市法は間もなくマッカーサーのオーケーを得て国会に提案することに決定いたしました。だけれども夢にも思わなかつた広島平和都市法、長崎文化都市法が満場一致をもって通過するに至つたのでございます。そして、今日の高度の広島建設、長崎建設ができたことはまことに感謝感激にたえないところでございます。ところが形の上の復興は進んでまいりましたが、哀れな被爆者を救う道は閉ざされておりました。特にそれは憲法の公平論の壁にぶつかつて、原爆被害者なる

てこれを救うわけにはいかないというのが政府関係役人の主張でございます。私もそう思います。しかしながら、原爆の被害者を救うという事柄に對しては、この現実を放置することはできませんから、私は乏しい中から医学者、科学者、あるいは国際法の専門家あたりから資料を集め、あるいは各国で発表されましたその後の論文などを収集いたしました。政府に向かつてしつぱしつぱ迫つたのであります。私はいまにして思ふのでございますが、当時の医学者も科学者も、今日のような関心事を原爆被害者のあの哀れな状態の上に置いていただいておつたならば、私は今日のようになおかつあさましい状態に置かれて、そして多くの被害者の犠牲者を救わないで済んだことはできなかったと思ひます。いま市丸先生の御報告によつても、現在の医学の力を持つては、放射線によつて影響を受けた人体を、病気の進行を阻止することもできないし、もちろん治療させることはできないといふ定説になつておりました。ところがいま市丸先生の貴重な御報告がございました。病気の進行を阻止することすらできないといふような事柄が、進歩した医学の力を持つて悪性腫瘍を制止し、がんの発生を抑制するといふことができると思ひます。私は厚生省に早くから提唱したことは、日本の医学者も科学者もこれに注目を集めて、早く調査研究をして、そして被害者に裨益すべき根本的対策を講ずべきだといふことを主張いたしました。特に原爆被害者研究の機関をつくれといふことを主張いたしました。が、厚生省の方はがん研究のためにすら実は国費を出すことに非常に困難を來しておるやきであるから、このようなことはできないといふことでございました。私はついに文部省を口説き落として、広島医科大學の中に八部門を持ちます、あの医学研究所をつくつたわけでございます。原爆医学研究所をつくるに森戸学長は、私にそのような夢のよう

たが、ついに当時の文部当局と大蔵当局を口説き落として、そして私の乏しい資料ではありまするが、その資料に基づいて予算を格づけすることができ、あの放射能研究機関ができたのでございます。八部門がここに成立したのでございます。私はもともとこれは充実したものにすべきだと思っておりますが、これは別といたしまして、自来、被爆者の救済のためにできるだけの努力をしようとしたんですが、乏しい資料の中に、憲法の公平の原則理論の壁にぶつかってどうするともできません。楠木という公衆衛生局の環境衛生部長の時代であつたと考えます。このことのためにどれだけ苦労したかわかりませんが、ともかくも一段階として、外堀の一つを埋め、やがては内堀を埋め、そして本丸に達しようという考えから、隔靴搔痒の感のありまするこの医療法をのむことにいたしました。しかし、その医療法は、まことに被爆者の思いもよらざる内容でございます。後に二キロの制定となりましたが、すなわち放射能影響の重大性にかんがみて、二十五レム以上のその人体に与える影響の重大性を資料をもつて説明して、二キロまでにし、さて二キロという事柄が果たして適当かどうか、これを三キロに拡大し、さらにビキニ環礁によるあの第二次放射能の影響が、天下のマスコミに非常に騒がれたときに、私はこれをとらえて、また当時フランスで発表されました二世、三世に及ぼす影響があるというあの論文等を引用いたしました。政府に迫つたのであります。それが二世を救済する道となつたのであります。私がこのことを皆さんに申し上げることは、何も私どものとつた経過を申し上げるんじやございませんで、それは特に私が申し上げることは、理論的根拠を持ち、責任ある政府が国民から預かる歳計のうちで、被爆者を救済していこうという上には根拠のあるものによつての法制化をし、または法律の改正をしなればならないというたてまえを考えながら、または当時の日本の国力、経済の力等を考慮に入れ

ながら、いかにしてこの原爆被爆者を救うかというところに焦点を合はして主張してきたわけでございます。私はもし医学者の中に、科学者の中に、今日のように関心を持っておられた人があるならば、私はビキニ環礁の第二次放射能の影響は阻止できたと思ひます。あの何十里かのかたに漁労しておつた人たちが、あのような結果を招いたということとは、すなわち第二次放射能でございますから、これを甲板を洗い流し、海水によつて体を洗い流し、着ておる衣服を、第二次放射能の影響のないような方法を講じておつたら、あの惨禍は免れたと思ひます。現に、私の妻も被爆によつて亡くなりました。現在の妻は至近距離におつて被爆したのでございますが、川に八時間もつかつておつて、体の第二次放射能のことごとくを洗い流して、そして遠く田舎に去つて保養したという関係で、ただいまはかくしゃくといましております。そう申し上げる私も、偶然の結果でございますが、当時広島に在任しておりました樫田検事正を私は助けるために、浅野泉邸を泳いで渡つて、そしてこの夫妻を救いました。これは樫田さんの著書にもありますが、そして私がそこを泳いで第二次放射能の影響を防いだ結果が、今日のこの健康を維持しておることだと思ひます。このようなことを考えますと、当時の医学者が――卑近な一例を申し上げますと、当時の医学者が、医学者がもつともつと力を入れて政府に迫り、あるいは政府とともに研究しておつたら、いろいろ道は開かれたことと思ひます。私はここで――ここまで申し上げて、時間の関係がございますから、最後の私の気持ちを申し上げます。被爆者全部の気持ちではあるいはないかもしれませんが、被爆という気の毒な状況に置かれたことを基礎にして、そしてあらゆる価値ある報道をせらるることも結構でございますが、私は現実をどうするかという問題だと思ひます。援護法を拝見いたしました。被爆者としてこのようにすることができるとなると結構でございます。

す。私はこれは否定いたしません。しかしながら、援護法の中には、まだ多くの検討を要すべき中身があると思ひます。ただお金をばらまいたから、お金を被爆者に無差別にやるから、これで足りるというものではないと思ひます。どこまでも現実に即した救済の道を講じなければならぬと考えることでございます。私は現在の援護法をもしあなた方がお認めくださるならば、まことに幸でございます。被爆者も喜ぶでしょう。しかしながら、そこに予算の均衡を著しく失した内容がありやまいかと思ひます。これは議論をいたしますと、大変長くなりますから、これは別にいたしましょう。別にいたしますが、ここにかいつまんで一言申し上げておきます。いま、被爆者が切実に要求しておるものは、あの援護法の制定によつて三千億、四千億という金が、一カ年の歳計の中に計上せらるるならば、あの援護法の中身の中にございませぬけれども、いまいち要求されておるものは、原爆病院をどうするか、困つた人々を養護ホームに収容することできない、ベッド数が足りない。原爆病院は病気の特質上、被爆という病気の特質上、病床が長期化します。その長期化することは、病院という新陳代謝はありませぬ。だから養護ホームをつくることを提唱して、養護ホームをつくりました。しかしながら、この養護ホームはいつも満床でございまして。寝たきりの人がまだたくさん病床に呻吟しております。家庭療養をいたしております。政府は、思い切つて、かようなことに對して勇断をふるつて病床の増加を図るべきだと思ひます。しかも、原爆病院のごときは、奉仕団体の日赤に任すべきものではないと思ひます。これができるときに、私はちやうど三回目の市会議長をいたしておりますが、私はこれを批判をいたしました。国家は速やかにこの事柄について勇断をふるつて原爆病院をつくるべし、奉仕団体などに任すべきではないということが私の主張でございます。いま、原爆病院は、長崎も広島も赤字に悩

んでおります。この赤字の補てんにすら政府はちやうちよいたしております。このようないたらぐがどこにありますか、仮に施設費が十億要ろうと二十億要ろうと、そんなことは一時的の支出ではございませぬか。あと、管理、維持に金が必要と、こうおっしゃいます。原爆の特異性にかんがみて、現在一日一日を放置できない病人を、一日一日を放置できない原爆被害者を収容する能力のある、しかも将来予防医学の上にも、治療医学の上にも役立とうとする、その臨床医学の貴重なデータをつくらうとするその原爆病院を、なぜちやうちよするのでしょうか。それは、現在の法律の制約によつて、公立の病院はいずれも赤字でございまして、もし、原爆病院を政府が抱え込んだならば、公立病院のすべてに波及いたします、大変な問題がでるという事柄の憂慮があるでしよう。私はこれらが被爆者として残念なことだと思ひます。被爆という特異の事情、原爆という特異の事情に基づきまして、特別な立法措置をいたしまして、原爆のみによる特別の処置をいたしまして、そしてその救済すべき施設をすべきじゃありませんか、思い切つたことをやってみたらどうですか。初年度に出さなけりやならないという法律の内容とは異なっております。本年度だけ取り残された多くの問題がございまして。本年度の予算の中には、私どもの要請を入れられまして、そして政府は多額の、補助の増額を来されました。しかし、まだまだ問題でございませぬ。被爆者の援助に對しまして、いまここで第一に述べられたいような形の方々もたくさんございまして。所得の制限を撤廃し、またはそれらの気の毒な人たちに思い切つて補助を与え、または介護手当のごとき、三万や四万で今日一体介護をする人が雇えますか、恐らく十二万円を超えるでしよう。そんな現実と離れたような事柄を直ちに解決すべき問題がいま政府に与えられておるのじやございませぬか。被爆者が要求する気持ちじやございませぬか。私はこんなことを考えます。

と、現実に遊離したことをやれ、やれということよりか、たとえば援護法をここに制定されるならば、予算の権衡を失しても、在外資産の補償をせよ、あるいは法のもとに平等であらねばならないという原則に従ってその他の被災者の救済があるでしょう。また、広島が廃墟と化したその各個人の財産の補償にも発展するでしょう。私は、こう考えるときに、現実の被爆者をどうして救済するか、どうして援助していくかという問題に對して取り組んで、援護法も結構でございます、援護法の中身の中にもっとこれらを織り込んで、そして私は現実に努力すべきじゃないかと思われるのでございます。こう思うときに、私は援護法を決して否定するものじゃないんですが、その中身にいささか検討を要すべき問題があると、こういう意見を持つておるわけでございます。その他いろいろな問題に對しまして、私は被爆者の現実をどう救うべきか、これは科学者も医学者も、今日のような注目を浴びておられますような実情はまことに幸せだと存じます。私はただいまの市丸先生の報告だけでも、まことに貴重な報告であつて、これらを直ちに厚生省が取り入れて、現政府が取り入れて、そして、これに對する対策を講ぜられるべきであると存じます。

こう考えますときに、私はここで与えられたこの発言を生かしていきたいということとは、どうか、いろんな関連立法に制約を受けることなく、関連立法にもし制約を受けるならば、特別の立法措置を講じ、あるいは措置法を思い切った改正をいたしていくべきじゃないかと思ひます。しかも、あらゆる制限はこの際ごとく撤廃またはこれに近いような道を講じ、そして被爆者の現実を救うていくことこそ、私は現在被爆者全体が望んでおることではないかと存じます。

以上、まことに簡単な措辭でございますが、私の意見の一端を申し上げて終わらしていただきます。御清聴を感謝いたします。

○委員長(村田三喜) ありがとうございます。

第七部 社会労働委員会会議録第十八号 昭和五十年六月十七日【参議院】

それでは続きまして、鈴木参考人をお願いいたします。

○参考人(鈴木美秀君) 御指名をいただきました長崎県被爆者手帳友の会事務局局長の鈴木でございます。

ただいまから被爆者の援護の件に關しまして意見を陳述させていただきます。御列席の先生方にはかねて被爆者援護に深く意を用いていただき、その施策が年とともに前進しておりますことに衷心から感謝申し上げます。

〔委員長退席、理事山崎昇君着席〕

このたび昭和五十年度の被爆者援護の対策に關する御審議をされるに当たりまして、特に現地調査を実施され、また本委員会に参考人を招かれて意見を聴取されるなど、積極的な姿勢をお示しいただきましたことに、被爆者は大きな期待と深い感激の念を抱くものでございます。ここに會員四万五千名を代表いたしまして厚くお礼申し上げます。

さて、原子爆弾被爆者は、爆死者あるいは財産喪失者、あるいは放射能汚染を受けた現在の被爆生存者、これらを含めてこの問題に對しては当然国家が補償していただいて、しかるべきであるという見地に立つていただいまま運動を進めてまいりました。政府、国会の皆さま方にも例年お願いをし続けてまいつたわけでございます。その結果として、現行の原爆医療法と特別措置法の二法を制定していただいたわけでございます。したがつて、私もこの二法には、国家補償の精神と被爆者の特殊性とを認めて立法していただいたものだと思ひます。いま申し上げましたように、当然国家の補償があつてしかるべきだという観点に立ちまゝ運動を進めてまいりました。その趣旨を了としていただいて被爆者を救わなければいけないというようなお考えのもとに、この立法をしていただいたと解釈いたしますので、私もこの二法の中には、国家補償の精神が十分にあり、しかもその上に被爆者の特殊性を認めていただいたものであるというように考えております。

ところが、現在の二法はこの精神が大きくゆがめられまして、現行内容のような社会保障的な色彩を強くしているもので、このことに對しまして、私も非常に憤りを禁じ得ません。このように現行二法が立法の精神から大きく外れておりますために、社会保障的なものであつてはどうしても解決できないのだということ、被爆者援護法を制定していただきたいというようなお考え方が起つてくるものだと思ひます。

〔理事山崎昇君退席、委員長着席〕

現行の二法を国家補償的な精神であるその内容にふさわしく改善していただきますならば、私は被爆者の援護は十二分にできるはずであります。したがつて、立法の精神に戻して改善していただきたいと考えるわけでございます。被爆者の援護を論じます場合には、このことなくては恐らく私どもはその論については空虚な感じを抱くわけでございます。私たち被爆者手帳友の会は、このようない見地に立つて被爆者の援護が解決できる国家補償の精神にふさわしい内容はどうかあるべきかということをみずから慎重に、しかも三つの基本姿勢をもとにして検討いたしました。四つの項目にまとめたわけでございます。三つの基本姿勢と申しますのは、われわれがお願いしておるいろいろな問題点は筋が通つておらなければならぬ。あるいは、次はそういう問題点についてのお願いは節度があるものでなければならぬ。このようなお願ひは全国民的な理解と支持が得られるものでなければならぬ。この三つの項目を基本姿勢、信条として被爆者援護を講じていただきたいということを望みます。関係で四項目にまとめたのでございます。

第一項目は、国家補償の精神を端的にあらわすものである爆死者及び財産喪失者に対する対策の早期実現であります。

第二項目は、特別措置法を立法の精神に戻して、その趣旨に沿うよう大幅に内容を改善していただきたいということでございます。

第三項目は、現行原爆医療法を改善して、被爆者の医療体制を充実していただきたいということでございます。

最後に、第四項としましては、被爆二、三世に對する対策として適切な援護措置を早急に講じていただきたいということでございます。

さて、以上四項目のそれぞれの内容について申し述べます。

第一項の爆死者及び財産喪失者に対する援護対策についてであります。国家補償の精神に立つて被爆者対策を講ずるとき、この援護対策を抜きにしては私どもは考えられません。爆死者の遺族は国としての弔慰は当然あらわしてもらへるはずと期待しておりますし、何としてもこのことだけはかなえてほしいと悲願を持つております。また、財産喪失者も戦争のために、しかも内地が戦場と化したために受けた被害であるのに放置されていることに對しまして、悲憤の涙を流しております。これらの該当者は被爆後三十年におおりにされたまま、一刻と死没しており、その援護は瞬時も待てないところとなっております。したがつて、これ以上の遷延は許されせんので、早急に実現していただくことを強く訴えるものでございます。このことを抜きにして立てられた援護対策だから、一層社会保障的色彩を濃くしていると言わざるを得ません。

次に第二項、被爆生存者対策である特別措置法の内容の大幅改善について申し述べます。

被爆者は原子爆弾による放射能の汚染に苦しみながら、終身この重荷を背負わねばなりません。先ほど市丸先生の御意見の中にもありましたが、まだまだ被爆者の医療対策の決め手はないようでございます。三十年を経た今日も、被爆による障害の学問的究明がなされてないことから、被爆者の不安を一層つららせていますし、医療面も決め手がなく、被爆者の健康は被爆者自身の気力と努力とによつて細々と支えられてきていると言えます。しかしながら、この気力と努力もすでに限界に來ておるのでございます。したがつて、現行の健康管理的な手当は、被爆者が終身健康管理を

必要とする特殊性を認めて、終身無条件支給とされることを希求しております。従来、これらの手当には年齢制限、所得制限、疾病制限と、二重、三重の制限が付されておられ、やうと年齢制限は撤廃されることになると言えそうでございますけれども、所得制限、疾病制限は依然として付されております。被爆者は戦争犠牲者であり、常時健康管理を必要とする特殊性を持っているという見地からは所得制限など、特に扶養義務者までも拘束した所得制限などは、私どもとしては理解に苦しむところでございます。なおまた、疾病制限についてでございますが、原爆手帳による医療は全面的にあらゆる病気を認めていただいておりますのに、この手当の面だけを十種類で制限するというのに至っては、まことに矛盾はなはだしいと考へるわけでございます。したがって、終身無条件支給されることが立法の精神に照らしても、また、いま申し上げました矛盾を解消する上からも妥当と考えますので、早急にこの措置をとっていただくようお願いいたします。

次に、特別措置法の介護手当についてお願いいたします。私どもは従来から介護手当には家族介護もお願いいたしますということをお願いしてまいりましたところ、やうと家族介護にも何がしかの手当が出されるような情勢となつてまいりました。御承知のように病人の介護は家族が当たるのが最も好ましい姿だと考へるわけでございます。しかるに家族が介護した場合は認めない、無理にも他人を雇えと勧められておられるようで、私どもは非常に奇異の感を深くいたします。たとへば病人の希望によつて家族が介護についたとします。そのために家事に手が欠けたので、家事のために他人を雇つたと言いましても、その領収書では介護手当はいただけません。このようなことはぜひひとつ改正していただいて、今度認めていただくようになつております家族介護の手当などは、当然他人を雇つた場合と同額支給にしたいのだといたすというように考へるわけでございます。

第二項の最後は、葬祭料についてお願いいたし

ます。葬祭料は、考え方では遺族一時金だと考へられます。したがって、現在の社会常識からは現行額は余りにも低過ぎると言わざるを得ません。せめて葬祭の費用を賄う程度まで引き上げていただきたいのであります。また、この制度は昭和四十四年から実施されております。昭和四十三年以前の被爆死没者はほとんど援護らしい措置を受けておりません。したがって、これらの過去の被爆死没者にも葬祭料に、援護も何も受けていなかったという点を加味していただいて、これらの者にも適及支給していただくようお願いいたします。

以上、現行特別措置法を改善していただきたい希望を申し上げますが、これだけが改善されたといつても、なお解決できない問題点も残ります。それはこういう現行法から脱落する、陥没する点があるというようなことが言われるわけでございますが、こういう陥没した点を、私どもはその点まで救済するように現行特別措置法なり何なりを運用の面でカバーしていただきたいというように考へるわけでございます。

一例を申し上げますならば、認定患者は特別手当、医療手当がいただける。その認定患者で、治療した状態の者は特別手当の半額がいただけるというようになっております。ところが、すでに認定患者に認定されておつて治療した状態の者にはこの手当が出ますけれども、それと同等程度の症状を受けて、いまだ認定ができておつた、認定申請をおくらしておつた、いまだに認定申請をしないというような場合に、この七千五百円がもらえるような、当事者と同等程度の障害を持つておつても現在では治療しているからだめだというように却下されております。そういうことがないように、この面の運用を大幅に改善していただくようお願いいたします。

次は、第三項の被爆者の医療体制の充実について申し上げます。被爆者の特殊性を考慮されて制定していただいた原爆医療法によつて被爆者の医療対策が進められてまいりましたが、基本的な国

の取り組み方が十分であるために、被爆障害の医学的究明は遅々として進まず、医療法も手探りの状態にあると言えまして、被爆者をいらい立たせているわけでございます。ただ一つの被爆国であり、しかも好むと好まざるにかかわらず、被爆者は人体実験台に乗せられておると私は考へております。そういう人体実験台に乗せられておる被爆者を抱えたわが国は当然世界人類が生き延びるためと永遠の世界平和を求めために悔いのない研究と適切な医療対策を樹立していただく責務があると考へます。このような考え方から、私どもは従来、長崎大学の医学部に設置されております後障害研究施設を研究所に昇格させていただきたい。また先ほど京都府参考人からお話がありましたように、原爆病院の運営が非常に赤字に瀕しております。被爆者は十二分な医療を受けることができないような状態になっておりますので、これを被爆者専門の国立病院として運営するようにしていただくように陳情をしておるわけでございます。ぜひ早急に実現していただくことをお願いいたします。

次に、原爆医療法による被爆地指定の是正についてお願いいたします。このことは長崎の指定地の周辺において特に著しいものがあり、今回その実地調査をお願いできましたので御理解いただけたものと考へますが、現在要請しております地域だけはぜひ是正を認めていただくようお願いいたします。

次に、被爆者健康手帳を全国の開業医で利用させていただきたいということでございます。現在の医療法は、登録した医師だけが治療ができるということになっております。したがって、長崎、広島を除きます他府県では、この登録医が非常に少なく、これらの地域の在任の被爆者は、現行の援護対策すら受けられないで悩んでおります。国の法律に地域差があることは、私は許されないと考へますので、全国開業医で自由に利用できるように改善していただきたいのであります。このことにつきましまして、昨年も厚生省にお願いいたしま

すとともに、私どももいたしましたしは、私ども独自で広島、長崎の両県を除きます他の府県の県知事さんあてに公式に要請いたしましたけれども、まだ十分でございませう。したがって、ぜひそのように推進していただくことをお願いいたします。

第三項の終わりに被爆者の健康保険税を免除していただくことをお願いいたします。大部分の被爆者は国民健康保険の加入者となっております。御承知のとおり、国保の運営は必然的に赤字になる宿命を負つております。したがって、その運営は増税につぐ増税で賄われておるのが現状でございます。私たち被爆者手帳友の会では数年前から、すなわち七十歳の医療無料化が図られました当時から、被爆者健康手帳だけの医療をやつていただくように陳情してまいりましたけれども、国民皆保険というたてまえは崩せないということと認めていただいております。高齢化した被爆者は現在倍増いたしております。従来から高かったわけてございませうが、今年度からまた倍増しておる健康保険税の負担能力はもうございませう。したがって、被爆者の国保税を免除していただくことをお願いいたします。

第四項は、被爆二、三世対策について申し上げます。被爆二、三世で原因不明の疾病によつて死没する者が続出していることから、特に被爆二、三世の問題が重視されてまいりました。この問題は、被爆関係者にとりまして、まことにゆゆしい問題であります。医学的究明がなされていないまま騒ぎ立てることは社会的影響が非常に大きいばかりでなく、ひいては被爆者の社会的差別を招く結果となりかねないのでございませう。したがって、この問題に対しては最も慎重に対処していただきたいと考へます。このような見地から友の会といつたしましては医学的究明がなされていない現段階での問題提起は誠に慎みたいと考へております。しかしながら、前述いたしましたように、原因不明の疾病による死没者が出ておることを黙視することはできません。

一例を申し上げます。長崎におりました中学三年の子供は、両親が被爆者でございましたので二世でございましたが、その病状は、体の中の血液を全部入れかえなければならぬといふ医師から宣告されたと言われております。このような治療は、恐らく両親や親族がどんな力を合わせてもできないというように考えます。幸いにこの少年は年少でございましたので、県当局の方で小児がんと対策として治療していただいておりますけれども、死にいたしました。このような状態の症状の者が出たといふ場合は、どうしても国としての適切な援護をしていただかなければなりません。したがって、私もこの対策を立てていただくに当たりましては一番近道であろうと考えますのは、現在お進めになっております難病対策の一環にこの問題を取り入れていただいで処置していただくのが一番早道ではないかと考えるわけでございます。

以上簡単ではありましたが、友の会の考え方及び改善していただきたい点等を陳述いたしました。要は被爆者の援護は国家補償の精神であるべきだという立場で現行二法はその精神で立法されていると理解しますが、その内容がゆがめられておりますので、現行二法をその精神にふさわしい内容に大幅に改善されることを強く望んでおることを申し述べておきます。

最後に、特に強調したいのは、たびたび申しましたようにすべての被爆者対策は一刻の遅延も許されないということでございます。高齢化した被爆者が私がいまここで陳述している間に死亡している者があると思えます。そのように逼迫しておりますので、早急に十分なる対策を立てていただくようお願いいたします。今日の陳述が単に陳述だけに終わることなく、真に被爆者が待ち望んでる援護が実現しますことを祈りまして陳述を終わらせていただきます。

御清聴ありがとうございました。

○委員長(村田秀三君) ありがとうございます。

それでは、高野参考人をお願いいたします。○参考人(高野雄一君) 私は東大の法学部で教授をしております高野雄一でございます。

私は法律を専門としておりますが、特に国際法を専門といたし、多年それに従事しております。参考人として意見を求められております法案は私として特に研究したことはないものであります。第一に、これらの案の背景が私の専門とします国際法に間接に関係していること、第二に、法案の实体をなす広島、長崎の被爆者については後にも先にもまた国の内外を通じてただ一回だけ正規の訴訟が提起せられ、昭和三十八年十二月七日の東京地裁の判決となつてこれが確定しておりますが、この裁判で私は鑑定人を務めました。それに基づきまして若干の意見を申し述べることにしたいと思います。

私は結論的に原爆被害者の救済を国家補償の精神に基づいて十分にしようとする法案を支持いたします。先ほどの話でいろいろ問題点もおあるように思いますが、この点はなお御検討を私からもお願いしたいと思いますが、原則的にそのような国家補償の精神に立つ法案の支持をいたしますものであります。それにつきましてまずいまの裁判の内容を簡単に申し上げ、合わせて私の専門的意見を簡潔に付加することにいたします。

広島、長崎における下田氏以下五人の被災者は人的物的にこうむつた莫大で悲惨な被害に對して、第一に、広島等に対する米軍の原爆攻撃は国際法違反であること。第二に、自分たちはこれに對して賠償請求権があること。第三に、日本政府は講和条約で戦争関係の請求権を国のもののみならず国民のものも含めてすべて放棄したこと。第四に、したがって日本政府が自分たちに賠償すべきことを求めました。

これに對して判決は、第一に、広島等に対するアメリカの原爆攻撃が国際法違反であることを認めることと第二に、a、国民個人としては国際法上アメリカ政府に賠償請求権を持たないこと、

またb、日本法上あるいはアメリカ法上アメリカ政府を相手とする日本国民の賠償請求は外国政府に對する裁判管轄権の免除、軍人の戦時の行為に對する裁判権の否定などでもそもも認められないこと、したがって、c、日本政府による請求権放棄とは関係なく、結論として被災者たちは日本政府に對する賠償請求を認められないと判決しました。

判決は広島、長崎の原爆被害の事実を叙述すると同時にその末尾において次のように述べております。戦争災害に對しては当然に結果責任に基づく国家補償の問題が生ずるであらう。本件に關するものとしては原爆被害者の医療等に関する法律があるが、この程度のものでは、とうてい原爆被害者に對する救済にならないことは明らかである。その原爆被害の甚大なことはとうてい一般災害の比ではない。国がこれにかんがみて十分な救済策をとるべきことは多言を要しない。しかし、それはもはや裁判所の職責ではなく、立法府である国会及び行政府である内閣の果たさなくてはならない職責である。そういう手続によつて、訴訟当事者だけでなく、原爆被害者全般に對する救済策を講ずることができ。終戦後十数年を経て高度成長を遂げたわが国において国家財政上これが不可能であるとはとうてい考えられない。

こう判決は述べております。私はこの判決に先立ちまして、鑑定意見を裁判所に提出し、広島、長崎に對する原爆攻撃が現行国際法に違反すると判断されることを述べました。この判決が、広島等の原爆攻撃は違法だが、被害者には日本法上もアメリカ法上も請求の手段がなく、したがって政府による被害者の請求権放棄といふこともあり得ず、被害者は政府に對し賠償請求はできないといふことが、この点な法律上の問題があるかと思ひますが、広島等に對する原爆攻撃を違法とするという判断において、はば私などの意見を反映しております。

ここで、広島等に対する原爆攻撃の違法性に對する私の専門的意見を簡潔につけ加えたいと思ひます。第一点は、武器としての原爆の使用は現行交戦法規上必ずしも違法とは言えないといふこと。第二点は、広島、長崎に對する具体的原爆攻撃は現行交戦法規上違法と判断されることであります。

第一点に關してちよつと申し上げます。国際法上、戦争の存在が認められ、敵国の戦力を武力をもつて破壊殺戮することが許されている状況において、形式的には、特に条約や慣習法規で禁止されている武器以外の使用は許されると申さねばなりません。実質的に考察いたしますと、使用される武器が単に破壊力殺戮力が大い、あるいは人道的でないといふことで法的に禁止されるものではないとせん。伝統的国际法における武器禁止の法規の實質的な基盤は戦力破壊の有効性がそれほどでないのに比べていたずらに非人道的に大きな結果を不可避的に伴うといふところにございませう。こうして、原爆も戦力破壊に偉大な効果を持ち、必ずしも不可避的に甚大な非人道的結果を惹起せずには使用できる可能性があるとするならば、形式的にはこれを禁止する条約でも結ばれない限り、一般的にこれを國際法上禁止されていると判断することはできないわけでありませう。

次に、第二点に關して申し上げます。交戦法規の上で、若干の禁止された武器があり、他に多くの禁止されていない武器がございませう。ダムダム弾とか、爆発性のある小さい弾丸とか、あるいは毒ガスとかは禁止されている代表的な兵器であります。ところが大砲とか爆弾とか多くの強力な兵器は禁止されておられません。原爆も一般的には必ずしも禁止された武器とは言えないこと。それから特定の武器について禁止の法規が確立するに至る實質的な根拠は第一点として触れましたが、ここで誤解のないように申し上げますと、交戦法規上禁止される兵器といふことの意味は、一般に攻撃の対象となる敵の兵力に對して使用が許されないといふ法的な意味であります。一般住民や平和財

産を目標としては禁止兵器であるか禁止兵器でないかにかかわらず、およそ武器の使用は許されません。つまり、平和住民や平和的財産を対象とする殺戮破壊は武器のいかに問わず国際法上許されません。ここに、武器の禁止ということは別に、敵の兵力や軍事施設は適法に攻撃の対象になるが、敵国の一般住民や平和財産はこれを攻撃の目標とするとはできないという別個の基本的な交戦法規の原則がございいます。総力戦の傾向とともに、ただいまの兵力の範囲とか軍事施設の範囲は拡大していることは否定できません。しかし、今日でもこの兵力と一般住民、軍事施設と平和財産の区別が実定国際法上基本的に存在しております。現在日本政府も参加して赤十字条約人道法の検討の国際会議が昨年、ことごと行われておりますが、いまの原則は明瞭にそこで前提されております。

このような原則を背景といたしまして、爆撃に關して次のような法規が存在いたします。第一に、兵力や軍事施設はどこにあっても爆撃できる。ただし、一般住民や平和財産を対象とする爆撃は許されない。第二として、兵力と一般住民、軍事施設と平和財産を無差別に爆撃することは避けるべきではない。第三に、陸上戦闘に近接した地域、かつ兵力や軍事施設の集中が重大であるところでは一般住民に対する危険があるとしても爆撃は正当化される。

以上の場合におきましても、もちろん兵力の概念とか軍事工場など軍事施設概念が拡大されていることは指摘されております。同時に、他方で、原爆の効果が広範に及び無差別的になりやすい性質のものであることも考慮に入れる必要があります。

以上を踏まえまして、広島、長崎の原爆攻撃を具体的に見ますと、違法との判断に到達せざるを得ないわけでありまして、広島、長崎は占領が間近に迫っていた状況にはありませんでした。広島、長崎は兵力が集中し軍事施設が密集していたという事実も認められません。爆撃の態様と被害の態

様から見ても、兵力、軍事施設を目標とする爆撃が不可避的付随的に一般の住民、平和財産に被害を及ぼしたものと認められませんか。一般住民、平和財産の被害が余りにも一般的であり、莫大であります。これらの点から違法と判断するほかないと考えます。

以上の結論をいたしまして、一つ、広島、長崎の原爆被災者の被害は違法な行為に基づくと考えられること、これは国の機関である裁判所の判断にもあらわれております。第二に、裁判はこれに救済を与えませんでした。違法な行為に基づく被害がいかなる角度からも法的救済の対象とされないということは、法理的にも問題があるように思ひ、常識的には違和感が確かでございます。三として、判決も申しておりますように、裁判による救済はとにかくいたしまして、立法的救済が率先して与えられるべき被害である。第四に、いまの二つの法的な見地から、それから被害の事実的な見地から戦争災害の中でも優先的に救済されるべきものであること、これらの見地から私は本法案を支持するものであります。先ほどお話をいたしました公平の原則が法的に絶対的な障害になるといふことについては、ちょっといまの点から必ずしもそうではないのではないかと私は考えますが、ただいまのような点で……

なお、最後に一言先ほどの判決についてその後日談を付言させていただきます。この判決は、私も専門の雑誌に英訳掲載いたしました。これを讀んだ一アメリカ人は「ザ・ネーション」という一般雑誌に一米人としての深刻なこの問題に関する感想を載せ、またアメリカの著名な学者が代表的な専門雑誌に、この判決を真剣に検討する論文を出しました。アメリカとカナダの高等学校の先生からは、この判決をテキストに使いたいということが私の方に連絡がありました。また国際平和確立のためのアメリカの教科書にもこれがテキストとしておさめられ、ドイツ語にも翻訳されました。どうかこの判決の趣旨、あるいはこれに關連いたします私どもの考えが、原爆の本来であり

ます日本のこの立法院におきまして原爆被災者のため立法を通じてりっぱに生かされるようにということを最後に希望いたします。

○委員長(村田秀三君) ありがとうございます。次に、市川参考人にお願いたします。

○参考人(市川定夫君) 御紹介いただきました市川であります。

私、京都大学農学部遺伝学研究室においてこの十七、八年ほど放射線の生物学的あるいは遺伝学的な影響を研究してまいりましたものでございまして、特に昭和四十年から四十二年にかけまして、米国の原子力委員会のポスト・ドクトラルの研究員としてブルックヘブン国立研究所に在任いたしておりましたところから、微量放射線の遺伝学的影響について実験的な研究を進めてまいりましたものでございます。私が主な実験材料としておりますのはムラサキツユクサという植物でございます。このおしべの毛は現在放射線遺伝学または放射線生物学の研究材料としては最もすぐれたものの一つとされておりました。非常に微量な放射線の影響も確実に検出できるのであります。他の実験動植物では、実際に放射線の影響があっても隠されてしまつて検出が困難なことが多いのでございまして、このムラサキツユクサのおしべの毛ではすべての影響が正直にあらわれてまいります。そういうことで、他の生物ではわからない影響も正確に知ることができ、他の生物ではいまだに疑問とされております微量放射線の影響または微量に存在する突然変異を誘発する化学物質、こういったものの影響も的確に検出できるのであります。しかも細胞単位での放射線に対する感受性という点で見ますと、人間の細胞と同程度であるという特徴もございます。

で、こういったようなムラサキツユクサを私の研究材料として用いてきましたために、幸いにして他の放射線生物学や放射線遺伝学に先がけまして微量放射線の影響に関する研究を続けてまいることができたわけです。ムラサキツユクサを用いました研究は米国、インド、日本など出ておりますが、世界の学界の注目を浴びておりまして、最近のたとえば米国の環境変異原学会——環境の変異、いろんな突然変異を起こす物質に関する学会ですが、環境変異原学会やその方面の研究からいっても最もすぐれた研究材料の一つとして挙げられておるわけです。このムラサキツユクサで得られます知見と申しますものは、放射線の線量をどれほど少なくしてまいりまして、それに見合った率で、つまり線量と比例して突然変異が確実に起こるということが実証されておるわけでありまして、したがって、遺伝学的な影響を誘発することに關しましては、これ以下の放射線量では突然変異を誘発しないというふうな、いわゆるしきい値というものが存在しないということがすでに証明されておるものであります。

で、こうした突然変異だけでなく、染色体の切断あるいは白血球その他の各種のがん発生に關しましてもしきい値がないということが特にここ数年間の研究で証明されてきております。こうした研究の対象になったのはむろんムラサキツユクサだけではなく、微生物から高等植物、高等動物に至るまで、そしてさらに人間に關しての研究も含んでおります。国際放射線防護委員会が放射線のいわゆる許容基準を勧告する際に、その「しきい値がないことを仮定する」という立場で勧告をいたしておるわけでございますが、いまや学界の趨勢は、これらの生物学的効果についてしきい値がないというのが通説になりつつあると考へます。いまや仮説の段階ではない、仮説の段階は過ぎておると、そういうふうにしきい値の低下しきい値と思ひます。

例を挙げますと、昭和二十五年ごろまでの通説では、百レム以下では明白な生物への影響はないとされておりましたが、昭和四十年までに二十五レム以下では明白な影響がないというふうに変りまして、現在では二十五レム以下でもそれに見合った影響はあるというふうにしきい値の低下から否定へと学界は動いておるものであります。

別のたとえを挙げますと、昭和三十三年の国際放射線防護委員会の勧告では、人が一生のうちただ一回被曝する放射線の最大許容線量を二十五レムとしていたものが、昭和四十年、一九六五年の同委員会の勧告で、十レムを一回の被曝最大許容線量と変えられているのも、こうした学界の通説を反映せざるを得なかったからであります。

もっと具体的な例は、本日参考人のお一人として市丸教授が出席されておられますが、市丸教授を含めて、石丸氏とともに、昭和四十六年に「ラディエーションリサーチ」という国際的な雑誌に報告されました広島、長崎の被曝生存者に発生した白血病の調査結果がありますが、それによりまずと、被曝推定線量と白血病発生率の間の直線的な関係を示唆しております。広島、長崎を全体として見ました場合に、そういった推定線量と白血病発生率の間に直線関係が成り立つと考えた方が妥当なわけですね。つまり、しきい値はないと考えられているわけですね。

また、昭和四十六年に千葉で起こりましたイリジウム192の事故による六名の被曝者についての放射線医学総合研究所の調査結果も、六名のうち四名——この四名は十ないし二十五レム被曝した四名であります——が、こういった四名にも精子減少症、白血球減少、皮膚炎、末梢血リンパ球の染色体異常、そういったものの発生が証明されておるわけでありまして。

さきのムラサキツユクサの場合、ミレム単位の放射線による突然変異率の上昇も検出されておりました、こういったものとあわせて、しきい値がないというものはや明白になりつつあるかと存じます。

で、このような証拠というものは十年以上前にさほど危険はあるまいと思われていた二十五レムという線量は実は危険な線量であることを示しているわけでありまして。現在人間の各遺伝子の突然変異率は通常の二倍にまで上昇させる放射線の線量、つまり突然変異倍加線量と申すわけですが、この倍加線量はいろいろ推定されておりましたが、

人間の場合十五ないし百レムぐらいの値が出されております。アメリカの科学アカデミーの特別委員会による昭和四十七年発表のBEIR報告——パール報告と呼ばれておりますが、それや、ことしの二月に発表されました米環境変異原学会第十七回委員会の報告では、人間の突然変異の倍加線量を四十レムとしております。これによりまずと、二十五レムという線量は、一つ一つの遺伝子の突然変異率を六・二・五%も高めるといふ危険な線量と言ふことができるわけでありまして。したがって、たとえば特別措置法等で保健手当の支給、不支給の区別をば二十五レム被曝に置かれ、二十五レム以下では大丈夫だろうからという御説明がなされておるとすれば、昭和四十年以降に得られた知見にあえて目をつぶっておられると言わざるを得ません。

この二十五レムというのは、まだ幾つもの問題点がございます。爆心地より二キロメートル以上離れ、二十五レム以下の被曝であったと推定される人々にも白血病その他の疾病があらわれておりました。現に健康管理手当等が出されております。しかもこの健康管理手当を受けている人たちの五・一%、つまり過半数がそのような人々、つまり二十五レム以下であったと考えられる人々たちであるという事実がございます。このことはもし二十五レム被曝を保健手当の限度とされるのならば、二十五レム以下の被曝ではこれまでは障害がいろいろ出現したので健康管理手当を出したことが、今後は起こらないから保健手当を出さないという主張をしておられることにもなります。被曝後長期間を経て出現するいわゆる後障害または晩発性障害は、低線量被曝の際に遅く出現するという特徴などもありますから、そのような御主張は逆であります。

またこの推定線量自体かなりの誤差を含んでいるということも忘れてはならないことかと存じます。この推定、いわゆるT65線量と呼ばれるものですが、は爆心地から、爆心点からの距離と建物等の遮蔽を考慮して、中性子の高い生物効果で部

分的に補正したものであります。その爆発点の高さと位置あるいは個々の被曝者の位置のわずかな差異によっても遮蔽効果が変わりますし、その被曝線量は風向きによってももちろん大幅に変わります。また被曝後の一人一人の行動によっても二次被曝に相当の差が出てくるわけでありまして。こういった推定線量自体こういうふうな相当の誤差を含んでいると考えるべきだと考えます。

さらに、放射線生物学的にあるいは放射線医学的な見地から申しますれば、母体内の胎児、幼児といったものが成人に比較してはるかに感受性が高いということを考慮する必要があるかと存じます。昭和四十年の国際放射線防護委員会の勧告でも、放射線の取り扱いを職業としている女性の場合ですら、妊娠の最初の二カ月中に一レム以下、その後の期間に一レム以下に被曝を抑えるよう方策を講ずべきだとしておりますが、胎児や幼児の感受性が成人より一けたから二けたも高い、つまり一けたから二けたも少ない放射線量で同じ効果が現れるという通説から見れば、この国際放射線防護委員会の勧告は高過ぎるわけですね。ちなみに胎児の場合を申しますと、一ないし数レム程度の被曝で白血病の発生や悪性腫瘍の発生が明白に増加することが判明している例もございます。

これらの点から見ても、被曝者の方々がそれによつて収入を得るといふような職業人として被曝したのでは無論なく、全く無関係の一般人として被曝されたことを考えますと、二十五レムで機械的に区別されるというのは、あらゆる科学的証拠に照らしてきわめて不合理でありまして、全被曝者が補償されるべき問題ではないかと考えるわけですね。

次に、遺伝的效果について述べますが、仮に身体的障害がわずかにしか見られないような放射線の線量によつても遺伝的障害が比較的に頻りに見られるというものは、放射線遺伝学の常識であります。現在、一般人に適用されております年間五百ミリレムという線量限度ですら、先ほど申しました四十レムという突然変異倍加線量から見ますと一

・二五%の突然変異率上昇をもたらします。またこれを三十年間という生殖可能期間を通して浴びることになりますと、被曝線量が合計十五レムにも達しますから、突然変異率は三七・五%も高まることとなります。またさきに述べましたように二十五レムの場合には六二・五%も高まる計算になります。一方、ムラサキツユクサでの突然変異倍加線量は、高線量率の照射で一ないし五レム、低線量率照射で十ないし十五レムであります。人間の突然変異倍加線量の推定値の最も小さいものは十五レムですから、この値がムラサキツユクサの低線量率の場合とほぼ合致しておりますので、先ほどの四十レムよりもこの十五レムの方が人間の突然変異倍加線量として合理的ではないかと考えます。もしこの十五レムを人間の突然変異倍加線量と考えますと、五百ミリレム一回浴びるだけで三・三%の突然変異率の上昇が考えられ、五レムで実に三三・三%、十五レムで一〇〇%、二十五レムでは一六七%増加ということになります。実に恐ろしいことで、子孫の遺伝的障害を考慮してはいないのは理論的にも実証的にも他の生物で最もよくわかっていられる放射線遺伝学の実績といったものを無視したものと言わざるを得ません。

以上述べましたように、二十五レムはおろか、十レムでもきわめて危険な線量と考えるべきであります。いわゆるベネフィットのある可能性がある医療用放射線すら大幅に減らすべきとされている時代であります。一回百ないし百五十ミリレム程度の検診用のX線撮影も回数減などの処置がとられるべきだとされております。年間百七十ミリレム被曝すれば米国の十万人のがん死者が出ると警告したゴフマン、タンブリン両博士の警告は無論、米科学アカデミーによる年間百七十ミリレムの被曝の場合、米国で年間三千ないし一万五千のがん発生を見、百ないし千八百例の重大な優性または伴性の突然変異が出現すること、千百ないし二万七千例の劣性突然変異が出現すること、不健康な人が五%増す、こういったものが年間百七十ミリレムの被曝によつて予測されるという米

科学アカデミーの推定というものをと重視する必要があります。

時間もございすから、これで私の陳述を終わりたいわけですが、放射線生物学、放射線遺伝学の新しい知見に照らしまして、二千メートルや二十五レムで区切るという考えは余りにも不合理であり、科学的根拠を標榜されつつ実は古い不完全な情報のみを選択しての御主張かと判断せざるを得ないわけでございます。こういった意味で、低線量の影響に關係してまいりました者として、二十五レムないしは十レムというような放射線線量がきわめて高い危険な放射線量であるということをもう一度繰り返しまして陳述を終わらせていただきます。

○委員長(村田秀三君) ありがとうございます。

大変時間を超過いたしました、しばらくひとつお許しをいただきたいと思ひます。

最後になりますが、田沼参考人にお願ひをいたします。

○参考人(田沼肇君) 法政大学の教授をしております田沼肇でございます。

私は、社会政策、社会福祉の分野を専攻している研究者として、また日本原水協の副理事長として原水爆禁止運動に参加してきた者としての立場から意見を述べさせていただきます。

ただ、私は最後でございますので、いままで私以外七人の方が述べられた御意見の中には、もう少し正確に言えば、御意見の大部分は私も深く共鳴するところが多いように感じますので、それとの重複は避けて審議のお役に立つように意見を述べさせていただきます。

いま、私以外の七人の参考人の皆さんの御意見の大部分に共鳴するところがあったと申しましたが、同時にやはり伺っていて大変深く感銘いたしました。それは、被爆者問題というものがどれほど国民的な問題であるかということであらわしているように感じました。

もそうであるように受け取りましたが、私は、現在本院に提出されている原子爆弾被爆者等援護法案をつくり上げるために努力された四党の皆さんの御努力に心から敬意を表したいと思ひます。いまここでこうして援護法案と特別措置法の改正案とが審議されているわけでございますが、実は、広島、長崎の被爆者などが一番たくさん読んで新聞の一つ、中国新聞の三月六日付の記事のコーナーに持ってまいりましたけれども、それによれば、三木総理大臣が去る三月五日に開かれた本院の予算委員会、野党が共同提案している原爆被爆者援護法について、現在特別につくる考えはないと、援護法制定の意思がないことをはっきり表明したと報道されています。いま私たちが意見を述べております援護法案問題をめぐり環境はここに特徴があるかと思ひます。先ほどの御意見の中に、援護法を否定するものではないが、しかし無理ではなからうかという御意見がございました。しかし、三木総理の意見は援護法を制定するという否定的ではないが、ではないかというところを私は指摘しておかなければならないと思ひます。私の今日までの国会審議の経過についての知識で知る限り、やはり援護法の制定が否定されているというところを重く見ないわけにはいかない。そこで、きょう私が、いままで皆さん方がお述べになったことにならなく重ならない意見を申し上げるとすれば、従来国会の審議を通じて、あるいは多くの論文を通じて、援護法制定についての否定的な見解というものがどういふものであったか、それに対して私自身はどういふ見解を持っているかを述べるのが適当かと存じます。

今日までのこの援護法案に対する被爆者の要求に対して否定的な見解として代表的なものは、時間的關係もございすので、三つほどに要約してみたいと思ひます。一つは、一般戦災者とのバランス論と言われるものでございす。二つは、国との義務的身分關係があつたか否かという論でございます。三番目が、被爆者の援護も社会保障の枠の中で行われるべきであるという議論でございます。

まず第一の、一般戦災者とのバランス論については、すでに先ほど日本被団協を代表して意見を述べられた伊東参考人の核兵器の持つ特別の凶悪性という点についての発言で尽きていたというふうにも思ひますが、なお若干の補足を加えるならば、本年も原爆被爆者の実態調査が行われることになっており、それに関連した予算も組まれているというふうにも承知しておりますけれども、実は、昭和四十年に行われた前回の被爆者実態調査を通じてすら、そして恐らく昭和五十年に行われる予定になっております被爆者実態調査を通じても、大体被爆者が何人いるかということさえわからない、わかつていない。もう少し言えば、それがわかるための努力が十分に払われているとは思ひません。これが、この原爆被爆者の置かれている、特にいま問題にしております一般戦災者とのバランスということに關係して、核兵器がいかに凶悪なものかという実態は決して十分に解明されてないんだということを指摘せざるを得ません。これは私の個人的な見解であるだけではなくて、たとえば四十年の原爆被爆者実態調査に關連して、そのころから原爆被爆者医療審議会の委員であり、東大の教授である隅谷三喜男氏が、雑誌「世界」に次のような論文を書いておられました。「そもそも原子爆弾の投下で何人の人が死んだかという基本的事実さえ、皆目つかめていない、というのが実情である。——原爆投下に対する世界の非難が集中することを恐れたアメリカは、——被爆調査を極力おさえたであらうことは十分推察できる。——講和条約締結後の日本政府の被爆問題に対する態度は、まったくアメリカのそれを引きつぐものであった。——昭和三十一年に原爆医療法を制定した際にも、政府は被爆の実態には目ををつぶつたのである。」これが隅谷教授の昭和四十年の実態調査に關連した率直な御感想であります。私はこの点について、決して所期の改善は図られてないということを前提にした上で、この核兵器の凶悪性というものを十分にわれわれが認識して被爆者援護の政策をとらなければならぬというところを主張したいと、こう考えるものであります。

隅谷教授は医療法制定当時の政府の認識について触れておられますが、それ以後の医療法、特別措置法の数次にわたる改正の経過を見ても、実はこの隅谷教授の主張を裏づけるもののはつきりとあるというふうにも言わざるを得ません。もう周知のことであるけれども、昭和三十五年には特別被爆者の制度が設置されました。被爆者の中の「特別」という部類を特に抜き出す制度であります。そして、先ほど来論議になっております、爆心からの距離で被爆者を区別する非科学性ということが背景にありながら、実際にはこの特別被爆者の制度が、昭和三十七年には三キロメートル以内には拡大される、昭和四十年には政令の改正で入市被爆者が設けられる、そしてさらに黒い雨だの特別地域、いわゆる五号被爆者の制度が加えられるというぐあいに、法律そのものの改正の段取りを見てみても、この被爆の実態の本当の残酷な姿というものがまだ解明されてないということであり、それは逆に言えばこの原爆被爆者というものがいかに深刻なものであるか、一般戦災者に対する援護も私は必要だし、国の責任と考えますが、しかし、それにも増しての特殊性というところがここでは決して無視されてはならないというふうにかえるものでございす。

第二点、身分關係につきましても、これはもう早くから被爆者の団体がこの点について強調しているところでありす。たとえば日本被団協はこの問題について次のようなことを申し上げております。

が不十分だということに關し、たとえば旅客機の墜落事故が発生した場合、航空会社は乗員の補償のみを行い、巻き添えを食った乗客に対して補償しないではないか。むしろ乗客こそ第一の補償の対象とすべきであり、現実にそうなされている。これと同じ論理からすれば、国家は軍人・軍属以外の被害者にこそまず補償すべきである。ここでは戦争の犠牲になった一般の兵士も責任のある高級将校もこの点に対して細かい議論がされおいてから、それはそのことが問題になった、テーマとされた論文でないことを御了解いただいた議論を進めますれば、私はやはり被爆者の皆さんがこういふふうに考えることはごく当然だといふふうに思ふ一人でございます。大体もうすでに明白なとおり、こうしたことはつまり一般国民であるから国の補償の対象にならないということは国内的に見ても國際的に見ても通用する議論ではないというところは明瞭だと思ひます。たとえば戦争中のことが問題になっておりますから昭和十七年に制定された戦時災害保護法の内容を見れば、わが国にもすでに一般国民を保護の対象とした法律が存在していたことは明瞭です。また、西ドイツの場合などにおいては一般市民を含む戦争犠牲者に対する連邦戦争犠牲扶助法を初めとして、ドイツにおいてそうしたことが一般に行われていることもよく知られたところでありました。したがって、一般国民だからという形で援護の対象から外すという論理は成り立たないといふふうに言わざるを得ません。

しかるにわが国の実情はどうであるか。すでに戦傷病者戦没者遺族等援護法が制定されたのは昭和二十七年のことでございます。同じ昭和二十七年には未帰還者留守家族等援護法も制定されております。そしてこの法律では先ほど来問題になっておりますサンフランシスコ平和条約十一条に規定された戦犯の家族にまで援護の手が差し伸べられることになったわけでありました。すでに昭和二十七年にそうでありました。さらにこれらの法律は、たとえば戦傷病者戦没者遺族等援護法の第一

条は「国家補償の精神に基き、」援護をするといふことが規定されております。また、昭和三十四年に制定された未帰還者に関する特別措置法をこらんになりまして、その第一条にはこの法律の目的が次のように述べられております。「この法律は、未帰還者のうち、国がその状況に關し調査究明した結果、なおこれを明らかにすることができない者について、特別の措置を講ずることを目的とする。」とあります。原爆被爆者に対してはいかがでございますか。その傷病が原爆に起因するかどうか明らかでないものは援護の対象にしないという政策ではないでしょうか。この点の問題点も指摘しておきたいと思ひます。さらに昭和四十一年には戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法、翌昭和四十二年には戦没者の父母等に対する特別給付金支給法が制定されております。先ほど被爆者を代表された方が申したとおり、被爆者に關してはその後昭和四十四年によくやくそれ以後死亡した被爆者本人に限って葬祭料が出ることになったというのが現状でございます。

以上のように、身分関係論ということに關して言つても、私は被爆者援護法が身分関係論によつて否定されるという根拠はないに思ふ者の一人でございます。

最後に、社会保障の枠の中での議論が国会の審議を通じていろいろ繰返されていと思ひますが、私はここで明瞭にしておかなければいけないことは、援護法に關して強調するべき点は、国家責任と国家責任に基づく援護の内容の両者が原爆被爆者の特殊性に照らして明らかにされるべきだといふふうに考えております。

その観点に立つたときに、現行の認定制度の持つ矛盾、これは医学的にはもちろんのこと、私どもがそれを戦争犠牲者の援護の政策という見地から見ても現行法それ自体の中に多数の矛盾があることは否定できません。

時間がございますので詳しく述べる余裕はございませんが、例示だけさせていただきますれば昭和三十三年、医療法制定直後に発表されました厚生

省の原子爆弾被爆者の医療等に關する法律に基つき医療の給付を受ける者に対し、適正な医療が行われるよう原子爆弾の傷害作用に起因する負傷または疾病の特徴及び患者の治療に當たり考慮すべき事項を明示するという目的でつくられました。原子爆弾後障害症治療指針というものは、御承知のとおりそれ以後の法律、政令、規則などを通じての被爆者対策の中で實際上後退を余儀なくされていらないわけにはまいりません。それから医療法そのものに關しましても認定制度の矛盾があらわれるということが指摘できますけれども、しかし直接にこの認定制度にかかわるものとして

は、たとえばこの特別措置法の中で問題にされておりますように、特別措置法の中の健康管理手当てに關する規定がございしますが、健康管理手当ては特定された疾病に關してのみ問題ではあります。そこにはまた問題があるわけですが、しかも、特定の疾病だけに給付対象を限定してはいて、この特別措置法に基づく健康管理手当てについて言えば、放射能の影響によるものでないことが明らかかなものだけを除外をし、また放射能の影響によるものが明らかであるものを除外して、明らかでないものを給付の対象にしているということが申せます。つまり、特定の疾病に限定されたものではあつても、こうした施策が現行に行われているというところは、医療法、特別措置法の現行体系の中で現行の認定制度というものが原爆症の特殊性に質にかんがみて考えられるときに、取り上げられるときにきわめて矛盾を含んでいるといふことをあらわしているように思ひます。

私は先ほど来の参考人の皆さんの御意見の中で、被爆者の差し迫つた必要にこたえていく施策をという声に眞にこたえるためには、まず第一になさねばならぬことは、現行認定制度の廃止であるといふふうに考えるものです。そして、この現行認定制度の廃止という点こそ被爆者の皆さんが要求している援護法の骨格をなす問題点であるといふふうに考えます。ぜひその点を十分配慮され、四党が提出されている援護法案が実現するよ

うに希望して参考人としての意見の陳述を終わります。どうもありがとうございました。

○委員長(村田秀三君) まことにありがとうございます。

以上で参考人の意見の開陳は終わりました。質疑は午後行ふこととし、一時三十分まで休憩いたします。

午後零時三十分休憩

午後一時三十分開会

○委員長(村田秀三君) ただいまから社会労働委員会を再開いたします。

午前に引き続き、原子爆弾被爆者等援護法案及び原子爆弾被爆者に対する特別措置に關する法律の一部を改正する法律案を一括して議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願ひます。

○石本茂君 午前中参考人の皆様のお話を聞いたわけでございますが、ただいま問題になっております現行二法をどうしていくのか、あるいはまた新たに四党提案になっておりますところのいわゆる生活を含めた国家補償というたてまえに立つての原爆援護法を制定しようといふことについての御見解であつたわけでございますが、非常に深い、高いところからの医学的見地あるいはまた優性学的な見地、さらには法学的な、法律学的な分野からの御見識もちょうだいいたしましたし、また長い豊かなこのことについての御体験から割り出されたお言葉もございました。そうしたものを総合させていただきますいろいろ私ども考えていくわけでございますが、私、とりあえず今日の参考人でお出ましくございました任都栗先生に二、三のことについてお聞きしたいと思ひます。

先生は本当に原爆が投下されましたその時点から今日まで身をなげうって努力され、広島市の建設、そこに住む人々の幸せを願って御努力あそばしておられますことは日ごろからよく承知いた

しておりますが、心から感謝申しているところでございますが、私がお聞きしたいと思っておりますのは、先生も先刻の御見解で述べられましたように、現在ただいま放置されておる問題等を含めまして、放射能による障害者に対して一体どうするのかという非常に現実問題を含めての御意見がございました。その中で援護法を制定することはこれは当然であろうと、しかしながら、現在あります二つの法律、現行の二法、この法律の中身等をさらに深めて、広げて、そしていわれる拡充し、強化して、そして多くのこのことに対しての要求、要望事項をできる限りはめ込んで、そしていまいます法をさらに幅広い適用をしていくべきじゃないかという御意見もあったというふうに私解したわけでございます。

そこで、現在ただいまの問題ということでお聞き申し上げたいのは、実は先般の調査団に私も参画いたしましたので、広島に参りました。で、長崎のことについてはちよつと遠くなりますが、広島に参りました。私を感じましたことでございますが、たとえば現在、今日までと云うていいかと思いますが、ABCであった、これが今回財団法人に肩が入ってきたと思うのですが、この機関、いわゆる健康あるいは疾病等を調査し、そして研究していただきますこの機関、それから一つは治療機関であります広島原爆病院、それからもう一つは例の原爆者であります老人の養護ホーム、この三つを見まして、もちろん行政と関係はないと言えればそれきりですが、皆ばらばらでございます。全然総合性がないんじゃないかという印象を一つ受けましたので、これらの関連機関は近い将来総合化されていくべきじゃないだろうかというのを一つ感じたわけでございます。これが一点と、それからもう一つ先生のお言葉にもございました、それからあの翌日の皆様の御要望をお聞きしたときにも出ました。本日鈴木参考人のお言葉にもあったように思うのですが、病院は国営化するべきだ、要するに国立であるべきだという御意見も聞いたわけ

でございますが、私、当日広島原爆病院で病院の院長がそこに私どもの質問に立ち会ってくださいましたのでお聞きしたわけでございます。これだけの赤字をかかえて大変いま苦慮しておられる、これをむしろ国立に移管したらどうですかと申しましたことに對しまして、それは賛成ではございませんでした。お言葉の言いぐさは抜きにいたしますが、賛成ではございませんでした。そうなりますと、長崎の原爆病院と広島原爆病院はやや性格が異なっておりますので、恐らく日本赤十字社の病院というたてまえからああいうような発言になつていたのじゃないかと思うのですが、その辺の二つのことを大変恐縮でございますが、任都栗先生にこの機会にお伺いしておきたいと思ひます。

○参考人(任都栗君) 先生のお尋ねに對してお答えを申し上げます。

ただいまの二法を充実にしていくということももちろんわれわれの望むところでございますが、原爆援護法の成立を強く要望しておる方々もござい申す。私は過去の業績に照らし、また理論上から申しまして、国家補償的性格を持つて原爆被爆者を救うていくという立法措置の運営が当然であると心得ます。その中で特に私ども切実に被爆者として感じますことは、ただ総花的にきわめて経済的豊かな健康な人たちに一律に年金を与えようというふうなことから、しかもそれには膨大な予算措置が必要でございます。経済の成長いたしました現在の日本の実力で、どのような処置をとろうとも、被爆者を優遇措置するということは考えられますが、特に援護法の中で拝見をいたしましたところ、まことにこのようなことで被爆者を救つていくという内容をこまめに認められまする推進をせられた諸先生方各位に感謝の意をささげ、まことに適切なことであると存じます。いま被爆者が切実に望んでおられることは、ただいま御指摘になりました原爆病院一つをとらえまして、このことは原爆という放射能影響による疾病者が安心して治療を受け、――診断を受け、また入院して処置を受けるということが先ほどの参考

人の先生方から主張されました要素に基づきまして、証言に基づきまして、その治療が被爆者の心にどれだけ安らぎを与えるか、また被爆者の生命を救い、病気の進行を阻止することができる可能な状態であると思ひます。それなれば、特に原爆病院あたりは思い切つた施設をいたしまして、そして被爆者を救済する手段に出るべきであると思ひます。原爆病院は、先ほども申し上げましたごとく、奉仕団体に任じて、当時の社会実情、日本の国情から考えまして日赤にゆだねられて、日赤が奉仕の気持ちをもつてこれを建設せられたことに對しまして非常に感謝をいたします。御存じのごとく日赤の支部長は県知事でござい申す。いま厚生省の皆さんがこれを国立として運営する将来にいろいろ御心配があらうと思ひます。それは現行法の制約によつて公的医療機関がごとく膨大な赤字を抱える結果になりまして、それらに波及する影響は甚大なものがあると思ひます。しかしながら、原爆という特異の事情の現存する現在、これらとこれらの事柄を氣がね、遠慮し、または法的措置に影響のないような事柄は立法措置においてできることだと思ひます。その立法措置を急いで、われわれが要求する、原爆被爆者の要求する思い切つた施設をここに完了するといひましたとしても、そう大きな金は要りません。十億、十五億を出せば大変な病院が建つはずでございます。これに従事するスタッフを、医療機関の職員をという心配もござい申す。うが、これも私はその氣になつてやればできるとでございます。

また、養護ホームのごときでございます。養護ホームは寝たきり老人が死を待つばかりでございます。原爆病院が建設以來病床が長期化しまして、長きは二年にわたつて一病床を占領され、また占領せざるを得ない実情に置かれております。そのままだけでなくなつていくのであります。本来原爆病院は多少の新陳代謝も考えなきやなりません。そして被爆者の日々の診療に役立つような有機的な思い切つた受付を、窓口をこしらへるべき

だと思ひます。養護ホームをつくることに私ども非常なる熱意を傾けて、ようやく厚生省はこれを認められました。養護ホームがここにできましたが、これとても実は狭隘で、しかも希望を満たすことはできません。速やかにこの希望を満たし、そして救済の手を差し伸べべきだと思ひます。御指摘になりました原爆放射能医学研究所でございます。これらの機関がそれぞれのばらばらな形において運営されておりますが、これらが一貫したものになることはきわめて望ましいことであると存じます。しかしながら、先ほどもちよつと触れましたが、放射能医学研究所は本来このようなたてまえからいへば厚生省がこれを所管し、一貫した中に原爆病院、養護ホーム等を含めていくべきであるのが本来の姿であると思ひます。ところが、厚生省の実情は、とうていこれが望まれる結果とはなりませんので、文部省に働きかけて、文部省のむしろ人々を逆に動かして放射能医学研究所を医科大学に併置したわけでございます。しかしながら、これが果たされました役割りはやはり研究機関を置かれたことによつてまことに被爆者に対して裨益するところが大きかつたと思ひます。しかし、いま私たちが所管のかれこれを言うのでなくして、現実に照らしてこれをどう解決していくべきかというところは、恐らく現在のシステムでは厚生省は県知事に向かつていろいろな地方の実情の問い合わせ、またはその答申等によつて予算措置をせられることが多いと存じます。しかし、県知事は、広島県知事は、また長崎県知事は、日赤の奉仕団体の支部長でございます。私はこういうところにやはり奉仕団体でございますから、その今日まで払われた努力とその御方針に對して敬意を表し、感謝をいたしますが、今後の運営に關しては、最初私どもが申し上げたように、一奉仕団体にこれを任すべきものでなくして、国が思い切つた施策をもつて被爆者の要望にこたへるべきであると思ひます。それが法的にいろいろ他の関連立法に制約があるならば、原爆という特異な事情に基づきまして援護法を制定し

ようにする方々あたりもここまで踏み切っていたくならば、むしろこれを立法措置をとって速やかに、すぐ右から左にできることで、しかも大きな予算は伴わないわけでございます。今後多少の予算は伴うかもしれませんが、それはまあの中身にございまして、そのような被爆者全体、無差別に、あるいは経済の豊かな人たちへもおかつ歯どめなく国費を支給しようとするようなことの前に、私はまずこういうことを解決すべきじゃないかと思ひます。私は心から申し上げますが、その奉仕団体の赤字の穴埋めに国はやはりちゅうちょする面もございまして、地方費負担がやはり加わるわけでございします。はね返りが地方に来るといふようなことは不自然なことでございます。

しかもこの機会に、御質問にはございませなんだけれども、関連性がございしますから一言申し上げておきますが、保養センターというのを自転車振興会の手によって建設いたしました。この建設費も、四分の三が振興会の負担でございしますが、あとの四分の一は、公立の補助でございしますが、これも、やはり地方費の負担でございします。しかも、この運営費、しかもただいま申し上げた養護ホームの運営費の中で人件費その他合わせまして、県も市も恐らく広島の場合は年間一千万円の負担となっております。両方合せて二千万円の負担でございします。このような施設が地方費の負担の名において地方の財政を圧迫するということは私は忍びがたい実情であると思ひます。

また、保養センターのごときもそうです。これが心の安らぎをどれだけ被爆者に与えておるかかわりません。その年間利用者は驚くべき数に達しております。その人件費及び経営費は五千万円を突破しております。それがごとく地方財政の負担で圧迫しております。これらは当然何らかの形において立法措置をとらないまでも、運営の面か、あるいは飛躍的に立法措置をとって、これらの費用は地方費負担の過重から外して国が持つべきであると、こういう気持ちを持っております。○石本茂君 いただいております時間が終わつた

わけでございますが、最後に任都栗先生の御見解は、あくまでもこれは国家補償でいくべきものだというふうな私の心の中で締めくくられていた。いてよろしくございします。——本日は田沼参考人にも聞きたいと思つたのですが、私の時間が五十八分までだそうでございますので、大変残念でございますが、御見解よくわかりました。とにかく、いま当座はともかく財政措置のこともあるし、他の関連法律等のあるところでも——しかしながら、お話を段々を聞いておきますと、国家が全部それは補償するべきものだといふふうな話はいつたように理解いたしました。どうもありがとうございます。

○山崎昇君 私から、せつかくの機会でありましてから二、三先生方に、もう少し理解をするために質問をさせていただきたいと思ひます。

先ほど、東大の高野先生から、今度のこの原水爆の問題等につきましては国際法に照らしても違反であるという東京地裁の判決が確定をいたしました。ただ、残念なことに、法律的に国民が政府に対して救済を求めるといふ請求権がないのは大変残念であるという趣旨のお話でございました。私も本当に残念だと思つておる一人なんです。しかし、いずれにいたしましても裁判所で違法だといふ断定がなされたことについては、私も立憲法府における者といつたしましてもこれは改めて心すべきことではないだろうか、こう考えるわけでございます。

そこで、こういう観点から二、三御質問をさせていただくわけですが、私はけさほど来皆さん方の御意見を聞きまして、一つは現実的な問題に対してどう処置をすべきかということと、あわせて今後これら問題についてはこういう点を直すべきだといふ点がおのずと整理をされてくるのではないかと今ふに考えます。そこで第一の現実的に直すべき問題の一つとして、まず室田参考人にお聞きをしたいんですが、これは実は伊東さんの心の問題というものにも関連をしてくるかと思うんですが、あなたから述べ

られました意見の中に、大変いま生活的に困窮を来しておる、あわせてお姉さんの例でありましたけれども、離婚もされたらいたしまして、あるいは結婚等にかかられて、いまま大変な状態にあるようでもあります。そういう意味で言いますと、現実的な問題としては、こういう方々に対して私どもはもと生活の保障をしなげやならぬであらう、あるいは精神的な意味におきまして、どういふふうにかこの精神的な問題については補償したいのかといふのはなかなかむずかしいことと思ひますが、もし許されるならば、室田参考人から、もう少し現実的ないまの生活実態等をお答えいただければ、こう思ひます。

それから時間が大変限られておりまして、大変恐縮であります。もう一、二点ほかの参考人の方にもお聞きをしたいと思ひますが、先ほどいまの援護関係で一番欠落している問題に遺族対策の問題があるという御意見もございました。そこで、これら等も私も参考人にお聞きをしたいんですが、市川参考人、先ほど大変専門分野からのお話で、私もなかなか記録したつもりでありまして、私どもも、なかなかしろうとでございましてわからぬ点もございします。そこで、重ねて市川さんにお伺いしたいのは、植物の実験でいろいろデータ挙げられて述べられました。これが人体に對する影響等をもう少し、私どもしろうとなりにもしわかるような説明ができるならば、この植物実験の結果が人体の影響といふものとどういふふうにされていくのかお話しただければと、こう思うところでございします。

とりあえずこの二つをお聞きしまして、後でまたお聞きをしたいと思ひます。○委員長(村田秀三君) では、最初に室田参考人からお願ひいたします。室田です。先ほど私が、姉がごときの五月に乳房の手術をいたしました、それから全然経済的な収入の当てもなくなくなりました、去年の十月から現在の特別措

置法で出ております健康管理手当が七千五百円は取つておりましたけれども、全然収入の目安がなくなつてまいりました。それで私が引き取つて一緒に住んでおるわけでございしますけど、先ほど任都栗参考人がおっしゃいましたんですけれども、原爆病院とか養護ホームとかを充実すればいいんじゃないかといふふうな言われまして、けれども、実際には私はそういうところにいま入れる気持ちがないんです。現在治療を受けておりますけれども、自宅の方で十分な休養をとるようにと言われておるわけですから、病院の方に入れていただければいいことはいふんですけれども、やっぱりいままで苦勞してきて、二人で苦勞してきておつたわけですから、家で十分な療養をとれるような状態があるならばそれにこしたことはないと思ひます。それでそういう面で年金的な援護法の援助が欲しいと思ひます。以上です。

○委員長(村田秀三君) ありがとうございます。

それでは市川参考人、お願ひいたします。

○参考人(市川定夫君) お答えいたします。私自身、先ほど申しましたように植物材料を主とした実験材料をしております。そこで得られる知見から放射線生物学ないし放射線遺伝学全般にわたる問題について考察しているところをお話ししたわけですが、もう少し、御質問のようにな、植物から得られるいろいろな知見が人間への影響にどれくらい役に立つかという点について触れたいと思ひます。高等な植物の場合でも、動物の場合でも染色体の構造あるいはその染色体というものは細胞核の中にあるわけですが、その染色体の構造、それからその染色体の上に存在する遺伝子の基本的な構造といふのは全く同じものであります。したがって、先ほどから申しましたような、突然変異といふような現象の場合には、放射線が当たりまして突然変異が起こるといふ機構をどういふメカニズムで起こるかという機構といふのは、動物の場

合でも人間の場合でも植物の場合でも全く同じだとお考えいただきたいと思ひます。で、それと現実的にいままでも放射線生物学ないし放射線遺伝学という分野で得られております知見からすれば、一つの遺伝子が突然変異を起こす率というものが微生物から高等な動物、植物まで一定の放射線の線量当たりではほぼ一定になる。材料によって多少違いはありますが、遺伝子によって少し差はありますが、まあ大ざっぱに見ましてはほぼ一定である、そういう結論もできるかと思ひます。それと私が用いております植物の場合と——ムラサキツユクサですが、それと人の細胞を比べますと、これは先ほども申し上げたのでございますが、細胞当たりの、放射線に対する一つ一つの細胞の反応を見ますと、ほとんど同じぐらいの感受性を示すということがもう相当古くからわかつておるわけでありまして、したがって、ムラサキツユクサで見られた突然変異率というのは、これは細胞単位で見ても、恐らく人の細胞の一個一個の細胞当たりでは同じような率で突然変異を起こすであろう、したがって、ムラサキツユクサではミリレム単位でも十分突然変異が起こっているということは実験的に確かめられているわけですね。たとえて申しますと、エックス線では二百五十ミリレムまで下げても突然変異が有意に上昇することがわかつておりますし、中性子では十ミリラドという非常に少ない線量でも突然変異が上昇することがわかつておりますが、そういうた非常に少ない線量に対してはムラサキツユクサの細胞がそういう反応を示しているというところは人の細胞も反応しているはずなんです。しかしながら、人の場合にはこういう非常に複雑に発達した多細胞で構成されておりますから、それが表面的にかまると非常に時間がかかる、しかも人の場合、子孫に影響するのはその生殖細胞あるいはそのもとになる細胞に起こった場合にしか子孫には実際には伝わらない。だけれども、そういう生殖細胞ないしはその生殖細胞のもとになる細胞も一個一個の細胞のレベ

ルで考えますと、ムラサキツユクサの場合と同じ現象が起こっているわけでございますから、子孫に何か影響があらわれるかどうかというのは、やはり同じぐらいの確率的な話としては出現する可能性はある。つまり二百ミリでムラサキツユクサで突然変異率が上昇するのであれば、人の場合も起こるということは理論的に考えられます。ただその実際にそれを検知することは、人の場合、非常にむずかしいということだけは事実であります。

○山崎昇君 いまの市川先生からのお話、私も専門でありませんが、何となくはなしてわかるような気もいたしますけれども、なかなか、今後またもっと検討させてもらいたいと思ひますが、いまの先生のお話を今後の問題点とあわせて考えますという、一番、いま一つ私も問題にしておりますのは二世、三世ですね、言うならば原爆の後遺症についてどうなっているのだから、こういう点がかんがへられていくのだから、こういうか、こう思うものから、いま先生の遺伝的の方から見たお話を聞いたわけでありまして、なるほどいまのお話で、かなり人体に対して、大体染色体におきましては植物も同じだと、こういう御意見でございますから、そうなるであろうと思ひます。そこで、先ほどのお話のように、たとえば十レム以下でもかなり危険である、こういうお話になつてまいりますという、いまの厚生省の持っております認定基準等を相当改めなければならぬのじゃないだろうか、こう思ひます。そういう意味から先生のいまの御説明とあわせて、いま厚生省のとつております基準といふものは、認定といふものは、こういうものを先生としてはどの程度まで改めるべきだとお考えになるのか、もしできればお話をいただきたい、こう思ひます。

○委員長(村田秀三君) 市川参考人、お願いいたします。

○参考人(市川定夫君) お答えいたします。先ほど申し上げましたように、放射線の線量に

関しましては、これ以下では生物学的あるいは遺伝学的な影響が出ないというしきい値はないものと考えていただいた方が正確かと存じます。それで、そういう観点からいたしますと、どこに線を引くかというところは事実上不可能になつてくるわけですね。しかしながら、あえて申し上げますと、身体的障害というものは実際にどれくらい出ているかと申しますと、たとえばこれは市丸先生からお答えいただいた方がいかに申しませんけれども、市丸先生の分析ではたしか五レム以下だったと思ひますが、五レム以下でも出現はしているけれども、そういうところでは、ほかの被爆した人たちが比べて余り差がないというふうなデータなんか出ています。だけれどもこれは白血球一つ取り上げた場合でございます。理論的には、実際に検出できるかもしれないけれども、人間の場合、その調査対象を無限に広げることにはできませんから、そういうふうに確率的に起こっていることについて、数学的に検出するのがむずかしいという話を示すだけでございます。だから、五レムで普通の集団と余り変わりないと言つても、それが安全という証明にはならない、そこの方向、つまり見られないから大丈夫だという、そういう否定的な、何と言ふんですか、証拠というのは影響ないということ、肯定しないということ、をまずお考えに入れていただきたい、そういうふうに思ひます。

それから遺伝的な問題になっていきますと、これ、被爆した線量が少なくないば少なくなるほど一般的に確率的には、遺伝子突然変異が起こった確率というのは減つていったと考えられますけれども、これも確率的な話でございますから、どの人に起こつて、どの人に起こらなかったかというのはいくらも言えないわけでございます。そういう意味で特に遺伝学的な影響の問題になりますと、本当に線を引くというのには非常にむずかしい話になつてくるわけですね。そして、しかも遺伝的因子爆弾によるいろいろな症例を見てみまして

も、これは特に遺伝学的な障害はそうだと思うんですけども、回復不能の障害である、遺伝子というものは一たん変わつてしまつてしまつて、これは元へ戻すことはいまの医学技術をもってしては非常にむずかしい、できないに近いと考えていただいていいと思ひますが、そういう問題でございますから、一般的な社会保障みたいな感じじゃなく、こういう回復不能の障害を与えたということに關しましては、やはり国家補償的な考えを導入してそれを中心に政策を策定していただく以外にはないと、そういうふうに私は思ひます。

○山崎昇君 次に、市丸先生にちょっと伺ひたいと思ひますが、先ほどのお話で原爆症とは何か、医学的に言へば、原爆症というものは何もないんだ、こういうふうなお話であつたんじゃないかと思ひますが、もしそういうことであれば、現行法で原爆症というものを指定疾患にしてしまつて、それに基づいて認定制度というのが行われておる。

そこで、先生にもう一度大変恐縮なんです、原爆症というものといまの認定制度というものをどういうふうに私ども関連づけて理解をしたらいいのかという点があるかと思ひますので、その点についてひとつ先生の御意見ををお願いしたいと思います。

○委員長(村田秀三君) 市丸参考人、お願いいたします。

○参考人(市丸道人君) お答えいたします。先ほども述べましたように、疾患単位としての原爆症という特別なものは、しかし、原爆の放射能によつて起こる可能性のある疾患は幾つかある。だからそういう疾患にかかつていないかというところは認定できると思ひます。したがつて、放射能によつて起こる可能性のある疾患、これをまあ広い意味で原爆症というのは差し支えない。巷間あたかも原爆症という特別な疾患があるように受け取つていらつしやる人がおりますので、その点をまず明らかにしたつもりであります。よろしくごさいましようか。

○山崎昇君　そうすると、重ねてお聞きをします
が、先ほどお話があった、一つの白血病患者として

も、これは放射能によるものか、そうでないもの
によるものかというところはなかなか区別がつかない
。しかし、常識論的に言えば、これは放射
能によるものではないかという程度のことではわか
ると思うんですが、そこで、私も専門家でない
ためにお聞きしているんですが、先般、私長崎へ
参りまして、長崎の原爆病院に参りました。その
ときに原爆病院長から、この原爆病院の運営と関
連をしまして、なかなか区別がつかない、そこで
原爆による白血病患者と認定をすれば、この原爆病
院の赤字について、もつと国を責めるといいます
か、言うならば、国の補償を求めやすいんだけれ
ども、なかなかそういうデータ、それだけ取り
にくいんだから、一般の患者と同様に治療して
いるというお話がございまして、そこで行かれた
委員の皆さんからも、何とかこれは原爆による、
原因が原爆によるんだということを何とか区分で
きないだろうかという、かなり質問等もございま
した。そういう意味もあつたんですから、いま
先生にお聞きしたわけですが、そうすると、私も
もはやつばり長崎、広島に当時おつた方で、いま
かりに区別がつかぬとしても、白血病患者の他の病
気でおられる方々は、原爆病患者といえますか
ね、そういうものと認定をして国が補償すること
がたてまえではないだろうか、こう思うんです。
したがって、後ほどこれ別な方にお聞きしたいと
思っているんですが、この長崎の原爆病院の赤字
等につきましても、余り、何といいますが、区別
して厳密な意味で議論する前に、大きく言いまし
てすべてそういうふうな包含をして、これらに対
する対処の仕方というのが私は正しいんじゃない
だろうか、そうすると、たとえばいまの法律案に
出ております爆心地から二キロ以内というもの
も、おのずからこれは変えてこなきゃならぬと私
は思っておりますが、そういう点も含め
まして、もう一度この原爆症というものとこの認
定制度というものを私どもなりにこれから法案審

議の際に理解をしてまいりたいと思うんですか
ら、先生にお聞きをしたいと思う。

それからあわせて、今後の問題を考えると
きに、先ほどもお話ありました二、三世の後遺症
の問題もございまして、遺伝学的な問題もありま
す。また今日まで、かなり大学の研究室あるいは
原爆病院あるいはABCと、いろいろ機能はご
ざいましたけれども、研究されてきて、新しい
分野でわかつた点もあるかと思うんです。とこ
ろがこれから本当に原爆の問題のむずかしさとい
いますか、研究体制といいますが、治療体制とい
いますか、こういうものを考えるときに、いまま
でのようならばばらばらでは、私はどうにもならぬの
ではないだろうか、そういう意味で言いますとい
うと、検査、治療、研究という体制は一本化して
国の責任でこれは仕上げていくことが必要
じゃないだろうかと思つていらっしゃるんですが、そ
こで、専門にあられます先生方から、この検査、
治療、そして研究、こういうものの一元化につ
いて御見解等があれば、この機会にお聞かせをいた
だければと、こう思うのですが。

○参考人(市丸道人君)　最初何ですかね、原爆に
よる白血病患者の治療でございまして、先ほど申し
上げましたように、がんにしても白血病患者にして
も、その個々の症例を取り上げた場合に、これが
原爆によるものかというところは、見きわめをつけ
ることは不可能だと思つて、したがって、これ
を原爆によるものと判定するのには、被爆者全
体のいまままでに起こつた同じ疾患を非被爆者と比
べてどちらが多いかということをやらないといけ
ないと、そういう方法しかないと思つて、した
がって、いままでに多数の学者の方その他、そう
いった仕事を積み重ねてまいりまして、現在まで
に白血病患者の他何種類かの疾患が被爆者に多く出
ておると、理論的にもこういう疾患が多く出る
可能性があると、そういうふうに考える疾患がございま
す。したがって、その被爆者の方がそういう病氣
にかかれて、しかもどこで被爆されて、大体線
量は幾らぐらいであるということであれば、まあ

可能性があると考えられればすべてこれは原爆、
いわゆる広い意味での原爆症であらうというふう
に認定されていると思つて、

それから何でしたかね、研究の一本化でござい
ますか。それは私も常に痛感しておるところで
ございまして、被爆者の研究というものは、被爆
者の健康状態をつかみ、そしてその実態を調査
してその治療に結びつけるということは一医療機
関で完全に行われることでありせん。非常にた
くさんの被爆者がおられるわけで、それをなすべ
く多かつたんでいかないと、先ほど申しました
ように被爆者特有の疾患はなかなかないのでござ
いますから、全数でもって比べていかないと、い
けない。そうしますと、たとえば私どもの長崎大学
の私の治療部門は、ベッド四十しかございま
せん。研究スタッフも非常に少なく、ましてや、国
家の予算も決して多くはございせん。それでも
って原爆被爆者の全体の健康状態あるいは治療部
門を受け持つていくということは、とうてい不可
能でございまして。したがって、被爆者全体の健康
状態をつかみ、さらにそれを精密検査し、そしてそ
の中から異常者を治療していくと、それから、なぜ
治療をしなくちゃいけないかと、なぜ被爆者であ
るかというところを決めていくのには、どうしても
研究施設が必要であります。したがって、そうい
う意味から言えば、大学の研究施設と、それから
原爆病院あたり、あるいは今度できました放射研
究院あるいは被爆者を第一発目につかまえるところの
原対協、被爆者センター、そういうものが手を取
り合つてお互いに通知合つて、そうしてそれを
一本化してそれぞれの部門が担当していく、そし
て、その研究成果をどこかでまとめてやるという
ことは、もう非常に必要なことだと私は痛感して
おります。したがって、もしそれが政治的に何か
反映されて、そういう基礎というものをあつた
ば、これは非常に大切なことだし、ありがたいこ
とだというふうに思つて、

す。先ほど命と暮らしと心という問題が提起をさ
れまして、命と暮らしの方は、まあ十分であり
まして、原爆医療法なりあるいは特別措置法な
りで多少の措置が行われている。しかし、一番問
題は、力説されたのは心というので、私も印象に
残るわけですが、この心の問題を解決する
のに具体的にどういうふうな点があつて、どうい
うふうにしていったら一番いいんだろうか。これ
は多くの問題が含まれると思つて、一言
や二言でまた御説明、なかなか困難かと思つて
すけれども、私もこれからの参考にしたいた
いで、伊東さんのお考えになつておる心に対する対
策というものを、御意見ございまして少し聞
かしていただければと、こう思うので、御説明を
お願いしたいと思つて、

○委員長(村田秀三君)　伊東参考人、お願いいた
します。

○参考人(伊東壮君)　実は、心の問題というのは
大変一見抽象的で、こんなものは法律にならな
いと皆さん方おっしゃるかもしれませんが、
私は被爆者の問題を考えるときに、心の問題を考
えなければならぬ政策をおやりになつても意味が
ないのではないかと、どうも思うわけでありま
す。ある被爆者の言葉をかりれば、体が悪いのも
がまんどくと、お金がないのもがまんどくと、
と、がまんどけないのは、人の情けのないことだ
という言葉がございまして。すなわち、最も情けが
なかつたのはある意味においては私は政府ではな
かつたかというふうに思うわけでありまして、
たとえば、きょう私、ここに東京の慰霊碑の中か
ら過去帳を持ってまいりました。この過去帳を
二、三読み上げさせていただきますけれども、こ
の過去帳には死んだ人の名前が載つていて、
あります。昭和二十年八月九日、荒川豊一、五十九
歳、同荒川君子二十歳、同荒川ハナ子十四
歳、同荒川勇一十二歳、同荒川淑子五歳、昭和
二十年八月六日、加藤錫子二十一歳、加藤公子一
十一歳、八月十四日、加藤照男十五歳、同加藤
ふじ一十四歳、加藤清美一四歳――読み上げてま

いますと、いかにたくさん人間が一遍に死んだかということが、これ一事をもつてもおわかりいただけるのでございます。取り残された被爆者にとって、自分の体の悪いこともそれは大変でございます。それからまた、自分たちの生活が苦しいことも、これはもう言うまでもなく大変なことでございますけれども、しかし一遍にこれだけの家族を失った者の心苦しみというのは現行二法でいかにやりくたさても、それは救われるものではないと、被爆者が、たった一片の紙でもいいから、自分たちが病気になるのも、われわれの生活が苦しくなったのも、われわれの身内が死んだのも実は戦争で、自分の責任ではなくて死んだんだということをぜひ政府は証明してくれと、証明することは何かと言え、これは私は援護法をつくること以外にないだろうというふうに思うわけであります。すなわち援護法をつくるということはまさにそれ自身が被爆者の心の問題をなすりつけ、実はこれはあなた方の責任で起きたんじゃないんだと、あの戦争の中で、そして未来の平和の中でもって起きた問題であるのだから、国としてはあなた方を大事にしたいというその気持ち、国民の気持ち自身が実は私は被爆者の心の問題を慰めていくであろう。その中でたくさん実は年金等の問題もございすけれども、そういう問題ごとく心の問題を除いてはこれはあり得るはずがないのだと。したがって、私はこれは断言してもよろしいと思ひますけれども、幾ら法律を、現行二法を改正され、改正されて、改正されていってもなおかつ被爆者は要求を続けるでしょう。運動は決してやまないでしょう。それは心の問題が解決できないからですよ。まあ大変時間もございせんけれども、こんなところで……

○山崎昇君 いま伊東さんのお話を聞けば、もう結局はその国の責任、そして国がそれを全部補償するんですよ、まずそれが心の問題の解決の第一歩ですと、こういう御趣旨だろうと思うので、私もそのとおり理解をしておきたいと思うんです。そこで、もう時間がなくなつてまいりました、最後に任都栗さんにひとつお聞きをしておきたいんですが、先ほど来現実の問題ずいぶん述べられました。私もいま苦しんでおられる方々にもいろいろなんことをしなきゃならぬと思ひます。これは先ほど来、具体的に制限の撤廃やら、あるいは生活の補償やら、あるいは具体的には介護料やら、葬祭料やら、いろいろな改善要求がございました。しかし、一番おかれてる一つの分野にこの遺族補償の問題がどうしても私どもついて離れないと思ひます。そういう意味で私どもはこの遺族補償も含めまして、今度の野党四党の援護法というのが中心になっておるわけなんです。任都栗さんも、これは否定するものではないというお話でございましたが、そういうものには使ひ金があるならば、病床のベッドをもつとふやすとか、きわめて現実的なお話もございました。しかし、室田参考人の方から、それはそうだが、現実的に苦しんでいる者から言へば、当然、先ほどの室田参考人のお姉さんのように、やっぱり遺族年金等があつてもう少し生活が心配ないようにしてもいいというのでもまた声ではないだろうか、こう考えますと、私は任都栗さんがこの援護法を否定しているものではないと思ひます。が、この援護法を制定して、なおかついま現実の問題になつてる点は解決すればいいわけでありまして、その点についてもう一度あなたの見解をお聞きをしたいと思います。

○委員長(村田秀三君) 任都栗参考人お願いいたします。

○参考人(任都栗君) 私が援護法を否定するものでないというところは、国家補償の立場に立つてできるだけ被爆者の要望にこたへるべき立法措置をとるべきだと、こういうことでございす。援護法の中心の中で私はいろいろとつばな私たちが要求することがここにあらわされておりますが、それは感謝のほかにないことでございす。現在の実情からかんがみまして、あの中心の中に、もう少し手を加えたらやりやすくないかといううな内容を私はいろいろと発見をすることができ、るわけでございす。いま政府が援護法を直ちにのみ込むという事柄にいろいろと立場を変えて考へてみてむずかしさを感ずる内容がいろいろとあるかというのを考えるわけでございす。具体的に私がその内容を説明すれば、いろいろな実情を挙げたお答えすることができまが、それは私が答えなくても諸先生方はよくおわかりだと思ひます。私は国家補償の立場に立つて被爆者の救援、援護を進めていくという根本精神は終戦直後から唱えておることでございす。ただ法律の中心が現実とそぐわないようなことであれば、これが容易に成立したいから、成立したいものの中で現在の切実に要求しておる被爆者が置き去りになることを憂へるのであります。その被爆者を置き去りにしないで、それを救済していく措置をいろいろと現立法の中で進めていくべきだと、こう心得て申し上げるわけでございす。したがって、いろいろな制限の撤廃とか、あるいは特に先ほど指摘申し上げたように、困窮者に対しては、思い切つた措置を講ずべきだと思ひます。しかも、それは立法措置として可能な範囲においてできるだけのことをやっていくべきだと、こう心得るわけでございまして、決して援護法自体のものを否定するわけじゃございせんが、実現する過程において現状を座視することができない者を救済していくという事柄が私の精神でございす。

○山崎昇君 ありがとうございます。大変参考人の皆さんから貴重な御意見をいただきまして、本当にありがとうございます。

そこで私の時間、もうありませんので、最後にけさほど来厚生大臣がずっとこの委員会に出席をされておりました、参考人の皆さんから御意見をきいて聞いていただいております。私は質問を終えたいと申し上げて、皆さん方の気持ち、やはりいずれも国家の責任であるから国家の補償というものを明確にしないとい、その上で現実に起きておりますいろいろな問題の解決は解決としなさい。さらにおかれております医療体制の問題やら研究体制やらあるのは二、三世の問題やら遺族援護の問題やら、こういうものをやっぱりあわせて直すべきだというのが総じて皆さん方の私は御意見であらうと、こうまあ自分で理解をしておるわけでありす。そういう意味も前提にいたしまして、けさほど来ずっと熱心に厚生大臣がおられますから、私は厚生大臣にせつかくの参考人の皆さんおいでの場合でもありますから、後でまた、私は当然厚生大臣に聞きますが、厚生大臣のこの参考人の御意見を踏まえて、所感の一端を私はこの機会に述べていただきます。それは参考人の後から聞いてもらいたいと呼ぶ者あり。それはあなたに聞いてもらいたい、よけいなことを言うな。――私は厚生大臣にせつかくの機会であるからせつかくの参考人おいでになつて、これだけ述べておるんだから、これに対する所感の一端だけ聞いて、私の質問を終えておきたいと思ひます。

○国務大臣(田中正巳君) いま委員の間の御質疑の最中でございすので、私はむしろ率直に言う、と、すべての委員さんが参考人に御質疑をした後にお答えする方が結構だというふうに思ひます。が、せつかくのお尋ねでございすので、私長いの間、原爆被爆者対策をやつた私としては、いろいろと参考になる点を多々承りました。その評価について途中で私が申し上げるということの後には、た質疑にもいろいろと影響があると思ひます。で、むしろ後ほど終わつてから申し上げた方がよろしかろうと思ひます。

○浜本万三君 まず最初に市川参考人に伺いたいと思ひます。きょう、私は市川先生から被爆線量の問題についてお話を承りまして、大変参考になりました。つきましては、以下、先生からさらに補足をしていただきます。と申しますのは、今度の政府の案によりますと、新しく保健手当が制度化されます。この保健手当を支給するに当たって範囲が二キロ以内というふうに決められまし

た。その二キロ以内に決めた理由は、人が一生のうちただ一度被曝する放射線量の最大許容量二十五レムというのを国際放射線防護委員会が勧告をしておると、これが一つの理由でございます。政府の資料を見ますと、その基準が一九五八年に行われたものであるというふうになっておるわけなんです。先ほど先生から伺いますと、その後一九六五年に国際防護委員会の勧告が変更されておるといふお話を承ったように思ふんです。保健手当の基準がすでに国際的に変わっておりますから、その点について第一に伺いたいのは、国際防護委員会、ICRPの最近における変化の内容を、もう一度ひとつ二十五レムに合わせてわかりやすくひとつ説明いただきたいと思ひます。

○委員(村田秀三) 市川参考人お願いいたします。

○参考人(市川定夫) お答えいたします。

一九五八年、つまり昭和三十三年の国際放射線防護委員会の勧告で、いま浜本先生がおっしゃった政府資料に二十五レムとあるのは間違いないと思ひます。ただし一九六五年九月十七日採択、つまり昭和四十年九月十七日採択の国際放射線防護委員会勧告、これはICRPのパブリケーション9に当たるわけですが、それによりまして、その第六十六項に「計画特別被曝」について勧告がなされております。これによりまして、前にありまして「このような状況のもとでは、被曝あるいは放射性物質の摂取は、線量あるいは線量予測がいずれの一回の事象においても年間の線量限度の二倍をこえず、また、生涯においてこの限度の五倍をこえないならば、許されてよい」と、そういうことが第六十六項に記載されているわけです。つまり政府の言っているように、一生に一回の被曝ということになれば、一生であれば普通の五倍というところで、職業人の場合、年間五レムというのと同じ勧告に示されておりますから、五倍で二十五レムになるわけですが、一回の事象において、つまりは、一九六五年の勧告の場合には二倍、つまり十レムというふうな改められているわけなんです。それでよろしいでしょうか。

○参考人(市川定夫) 到着した時期というのは、私は定かには知りません。ただし日本アイソトープ協会と仁科記念財団の翻訳文というのが一般には直後から回っております。

○浜本万三君 いまのお話は職業人の場合ということでございますが、一般人の場合には幾らになつておるかということをお尋ねしたいと思ひます。

○参考人(市川定夫) 一般人につきましては、年間五百ミリレムという被曝を勧告しておるわけでありまして、この五百ミリレムについての勧告というのは、これは一般的にはよく許容線量という形で語られているようでございますが、実際にはこれは線量限度、もとの英語ではドースリミットという言葉を使つておりますが、線量限度とされているわけです。これは職業人の十分の一、つまり職業人の五レムに対して〇・五レム、五百ミリレムとされておりますけれども、この十分の一にした根拠というのは別に生物学的、医学的に根拠のある数字ではないということも同勧告で申しております。

○参考人(市川定夫) 測する場合に、ガンマ線と中性子との比率を五倍に、これはさつき生物効果というふうな言葉に言われたと思うのですが、これでも、一對五という割合にされておるのでございますが、これも恐らくICRPでは変化しているのじゃないかという予測が立つておるか、お話しをいただきたいと思ひます。

○参考人(市川定夫) 変化しているという問題よりも、いま御指摘の政府の資料のRBEを五―生物効果比と申しますが、それを五としておるのは、ここに参考人として御出席いただいておられます市丸先生ほかの御研究によりまして、RBE五としたときが長崎、広島の場合の実際に観察された障害が説明しやすいところからきていると思ひます。

で、ICRPが中性子について言っておりますのは、全くそれとは無関係の問題でございます。その勧告の十七ないし十八に中性子についての生物効果比、ガンマ線などに比べて何倍生物効果が高いかということについて一応の目安を与えております。それが核分裂によって生じる中性子の場合には、この係数を、何倍かという係数をQFというのですが、それを八、それから速中性子の場合には一〇という値をICRPの方は与えております。

○参考人(市川定夫) お答えいたします。

一九五八年、つまり昭和三十三年の国際放射線防護委員会の勧告で、いま浜本先生がおっしゃった政府資料に二十五レムとあるのは間違いないと思ひます。ただし一九六五年九月十七日採択、つまり昭和四十年九月十七日採択の国際放射線防護委員会勧告、これはICRPのパブリケーション9に当たるわけですが、それによりまして、その第六十六項に「計画特別被曝」について勧告がなされております。これによりまして、前にありまして「このような状況のもとでは、被曝あるいは放射性物質の摂取は、線量あるいは線量予測がいずれの一回の事象においても年間の線量限度の二倍をこえず、また、生涯においてこの限度の五倍をこえないならば、許されてよい」と、そういうことが第六十六項に記載されているわけです。つまり政府の言っているように、一生に一回の被曝ということになれば、一生であれば普通の五倍というところで、職業人の場合、年間五レムというのと同じ勧告に示されておりますから、五倍で二十五レムになるわけですが、一回の事象において、つまりは、一九六五年の勧告の場合には二倍、つまり十レムというふうな改められているわけなんです。それでよろしいでしょうか。

○参考人(市川定夫) 到着した時期というのは、私は定かには知りません。ただし日本アイソトープ協会と仁科記念財団の翻訳文というのが一般には直後から回っております。

○浜本万三君 いまのお話は職業人の場合ということでございますが、一般人の場合には幾らになつておるかということをお尋ねしたいと思ひます。

○参考人(市川定夫) 一般人につきましては、年間五百ミリレムという被曝を勧告しておるわけでありまして、この五百ミリレムについての勧告というのは、これは一般的にはよく許容線量という形で語られているようでございますが、実際にはこれは線量限度、もとの英語ではドースリミットという言葉を使つておりますが、線量限度とされているわけです。これは職業人の十分の一、つまり職業人の五レムに対して〇・五レム、五百ミリレムとされておりますけれども、この十分の一にした根拠というのは別に生物学的、医学的に根拠のある数字ではないということも同勧告で申しております。

○参考人(市川定夫) 測する場合に、ガンマ線と中性子との比率を五倍に、これはさつき生物効果というふうな言葉に言われたと思うのですが、これでも、一對五という割合にされておるのでございますが、これも恐らくICRPでは変化しているのじゃないかという予測が立つておるか、お話しをいただきたいと思ひます。

○参考人(市川定夫) 変化しているという問題よりも、いま御指摘の政府の資料のRBEを五―生物効果比と申しますが、それを五としておるのは、ここに参考人として御出席いただいておられます市丸先生ほかの御研究によりまして、RBE五としたときが長崎、広島の場合の実際に観察された障害が説明しやすいところからきていると思ひます。

で、ICRPが中性子について言っておりますのは、全くそれとは無関係の問題でございます。その勧告の十七ないし十八に中性子についての生物効果比、ガンマ線などに比べて何倍生物効果が高いかということについて一応の目安を与えております。それが核分裂によって生じる中性子の場合には、この係数を、何倍かという係数をQFというのですが、それを八、それから速中性子の場合には一〇という値をICRPの方は与えております。

○参考人(市川定夫) 測する場合に、ガンマ線と中性子との比率を五倍に、これはさつき生物効果というふうな言葉に言われたと思うのですが、これでも、一對五という割合にされておるのでございますが、これも恐らくICRPでは変化しているのじゃないかという予測が立つておるか、お話しをいただきたいと思ひます。

○参考人(市川定夫) 変化しているという問題よりも、いま御指摘の政府の資料のRBEを五―生物効果比と申しますが、それを五としておるのは、ここに参考人として御出席いただいておられます市丸先生ほかの御研究によりまして、RBE五としたときが長崎、広島の場合の実際に観察された障害が説明しやすいところからきていると思ひます。

で、ICRPが中性子について言っておりますのは、全くそれとは無関係の問題でございます。その勧告の十七ないし十八に中性子についての生物効果比、ガンマ線などに比べて何倍生物効果が高いかということについて一応の目安を与えております。それが核分裂によって生じる中性子の場合には、この係数を、何倍かという係数をQFというのですが、それを八、それから速中性子の場合には一〇という値をICRPの方は与えております。

○参考人(市川定夫) お答えいたします。

一九五八年、つまり昭和三十三年の国際放射線防護委員会の勧告で、いま浜本先生がおっしゃった政府資料に二十五レムとあるのは間違いないと思ひます。ただし一九六五年九月十七日採択、つまり昭和四十年九月十七日採択の国際放射線防護委員会勧告、これはICRPのパブリケーション9に当たるわけですが、それによりまして、その第六十六項に「計画特別被曝」について勧告がなされております。これによりまして、前にありまして「このような状況のもとでは、被曝あるいは放射性物質の摂取は、線量あるいは線量予測がいずれの一回の事象においても年間の線量限度の二倍をこえず、また、生涯においてこの限度の五倍をこえないならば、許されてよい」と、そういうことが第六十六項に記載されているわけです。つまり政府の言っているように、一生に一回の被曝ということになれば、一生であれば普通の五倍というところで、職業人の場合、年間五レムというのと同じ勧告に示されておりますから、五倍で二十五レムになるわけですが、一回の事象において、つまりは、一九六五年の勧告の場合には二倍、つまり十レムというふうな改められているわけなんです。それでよろしいでしょうか。

○参考人(市川定夫) 到着した時期というのは、私は定かには知りません。ただし日本アイソトープ協会と仁科記念財団の翻訳文というのが一般には直後から回っております。

○浜本万三君 いまのお話は職業人の場合ということでございますが、一般人の場合には幾らになつておるかということをお尋ねしたいと思ひます。

○参考人(市川定夫) 一般人につきましては、年間五百ミリレムという被曝を勧告しておるわけでありまして、この五百ミリレムについての勧告というのは、これは一般的にはよく許容線量という形で語られているようでございますが、実際にはこれは線量限度、もとの英語ではドースリミットという言葉を使つておりますが、線量限度とされているわけです。これは職業人の十分の一、つまり職業人の五レムに対して〇・五レム、五百ミリレムとされておりますけれども、この十分の一にした根拠というのは別に生物学的、医学的に根拠のある数字ではないということも同勧告で申しております。

○参考人(市川定夫) 測する場合に、ガンマ線と中性子との比率を五倍に、これはさつき生物効果というふうな言葉に言われたと思うのですが、これでも、一對五という割合にされておるのでございますが、これも恐らくICRPでは変化しているのじゃないかという予測が立つておるか、お話しをいただきたいと思ひます。

○参考人(市川定夫) 変化しているという問題よりも、いま御指摘の政府の資料のRBEを五―生物効果比と申しますが、それを五としておるのは、ここに参考人として御出席いただいておられます市丸先生ほかの御研究によりまして、RBE五としたときが長崎、広島の場合の実際に観察された障害が説明しやすいところからきていると思ひます。

で、ICRPが中性子について言っておりますのは、全くそれとは無関係の問題でございます。その勧告の十七ないし十八に中性子についての生物効果比、ガンマ線などに比べて何倍生物効果が高いかということについて一応の目安を与えております。それが核分裂によって生じる中性子の場合には、この係数を、何倍かという係数をQFというのですが、それを八、それから速中性子の場合には一〇という値をICRPの方は与えております。

○参考人(市川定夫) 測する場合に、ガンマ線と中性子との比率を五倍に、これはさつき生物効果というふうな言葉に言われたと思うのですが、これでも、一對五という割合にされておるのでございますが、これも恐らくICRPでは変化しているのじゃないかという予測が立つておるか、お話しをいただきたいと思ひます。

○参考人(市川定夫) 変化しているという問題よりも、いま御指摘の政府の資料のRBEを五―生物効果比と申しますが、それを五としておるのは、ここに参考人として御出席いただいておられます市丸先生ほかの御研究によりまして、RBE五としたときが長崎、広島の場合の実際に観察された障害が説明しやすいところからきていると思ひます。

で、ICRPが中性子について言っておりますのは、全くそれとは無関係の問題でございます。その勧告の十七ないし十八に中性子についての生物効果比、ガンマ線などに比べて何倍生物効果が高いかということについて一応の目安を与えております。それが核分裂によって生じる中性子の場合には、この係数を、何倍かという係数をQFというのですが、それを八、それから速中性子の場合には一〇という値をICRPの方は与えております。

しゃいますように被爆者の方々は私が考えまして
も三つの要求をなさっておるように思ふのです。

その一つは、過去の犠牲に対する補償を国でや
つてほしいということ、現在の生活に対する補償を
やつてほしいということ、もう一つは、被爆者と
して当然のことなんです、将来の平和の保障と
申しましたか、そういうものをやっぱり国がや
つてほしいということ、主張されておるというふ
うに思ふのです。いまおっしゃいました第一は、
私が言う第一と同じようなことだと思ふのです
が、つまりその中でも一つ、私はこういう点は
ないだらうかということがあるのです。つまり死
者と遺族に対する弔慰金などを当然御要求
なさっておられるし、遺族年金ということをお
っしゃっていらっしゃるのじゃないかと思ふので
すが、もう一つは、若い娘さんの例をとって悪い
のですけれども、被爆いたしまして大変なケロイド
の障害を受けられた、むろん手術された方もあ
りますけれども、回復はしがたい、そういうやっ
ぱり障害を受けた方々に対しては当然国が障害年
金を支給してほしいという、それで問題が解決す
るわけじゃないかと思ふのです、せめてそういう
お気持ちがあるのじゃないかと思ふのですが、障
害を受けた方の障害年金というものは被爆地の皆
さんとしては強く要求されていらっしゃるのだし
ょうか、いかがでしょうか。

○委員長(村田秀三君) 鈴木参考人、お願いいた
します。
○参考人(鈴木美秀君) お答えさせていただきます
私どもの要求の中に障害年金という項目を入れ
ておりませんので、御質問のようなことが出るか
と思ひます。私どもはいま先生がおっしゃったよ
うな事例の人たちは第二項に申し上げておると思
ひますが、当然、認定制度などを大きく変えて、
そういう方々は認定患者として扱って生活面なり
医療面なりの補償をぐっとよくしていただければ、
あえて障害年金と言わなくても救済できるという
ように考えておるから、そういうふうにしてあえ

ずとかいうような問題についてはほかにありました
ら、被爆者のお気持ちをこの際承りたいというよ
うに思ひます。
○委員長(村田秀三君) 任都果参考人お願いいた
します。
○参考人(任都果司君) 要求すべきことはたくさ
んございしますが、特にこの機会に一言申し上げて
おきたいことは、被爆者が現在のような医学的に
もまた法医学の上でもまた国際法の中でも明らか
な解明ができておったならば、私は医療法という
期限において、医療法制定という期限においても
つと進んだ処置ができたと思ひます。医療法を制
定するために国に要求したときには、根拠のある
データをひいて提げて国を説得するために、厚生省
を説得するために容易ならざる努力を払って、も
とより私も素人でございますから入手ができな
かったかもしれないが、各関係方面から参考資
料を集めて、各地方から参考資料を集めて厚生省
に要求いたしました、なかなか現在日本国承るよ
うな有力な資料などというものはなかなか集まり
ませんでした。私は、いまにして思ふことは、も
う少し早くこのような内容が窺知できておったな
らば、くつの上からかゆいところをかくようなあ
の医療法の制定ではなくして、もっと進んだ道が
講ぜられたことであると思ひます。しかし、現在
このような状態がきわめて解明せられたという時
限において、私はそれを裏づけとしてできるだけ
の法的措置を講じて被爆者を救済すべきだと思ひ
ますが、特に一例を申し上げれば、壊滅した広島
市の被爆者が、生き残ったわずかの人も、家を
失って、あの川つぶちにはブラック建物を建ててま
ことに乏しい生活をしておったのでございます。
この住宅対策などにつきましても、当時特に政府
の援助を受けるためにしばしば内容を具体的に話
し、実地調査もいたしてまいりまして、そして要
求したのでございますが、これもなかなか思うよ
うに任せませんでした。その後住宅対策の一環と
して公団から重点的にこの哀れなブラック建物の
被爆者を収容するための高層住宅は建ちました

が、その敷地は国有地でございます。国有地の使
用料を大蔵省は要求しております。この使用料は
原爆被爆者の哀れな人々を救った高層住宅でござ
いしますから、その使用料等は免除されるべきであ
ると思ひます。にもかかわらずそれはやはり規定
に基づいて地方費の負担としてその使用料は支払
われておるわけでございます。また原爆によって
壊滅いたしました人々、全滅した人々たちが持つ
ておりました預貯金、預金及び貯金でございます
が、これは貯金は国有と化し、預金は各会社の銀
行の所有と化してはございします。私は、この
原爆直後しばらく主張したことは、全滅して行方
不明になった預貯金は、時効を中断しておくべき
である、またはこの預貯金の時効を中断せよとい
うことは、行方不明になり全滅した人々に返す
方法もございせんが、せめてその銀行経営者た
ちは何らかの方法でこれを還元すべきだという心
得を持っておりました。預貯金の原簿は各銀行に
残っておったはずでございます。その時効の中断
すら主張がいられませんでした。その時代でござい
ます。貯金は、郵便貯金は全部国庫の収納となつた
はずでございます。こういうふうな前後の事情等
を考察いたしましたして、国は現時限においてでき
るだけの道を講じて被爆者を救済援助すべきであ
ると思ひます。地方費の負担の増大の中に、なおか
つ地方費の負担の名において被爆者が援助せられ
ておるといふ事柄自体も間違いでございまして、
援護法を制定すればそれが法の力によつてこと
ごとく助かると、救済せられるということござ
いしますが、私はその援護法の中身に実は多少まだ
不足を感じるものでございます。また一方、中身
で検討をさらに要すべき点がありはすまいかと思
ひます。私は、前提として申し上げま
したように、現実に即した方法として、もっと中
身を練り直して、そしてこの援護の道を法制化し
ていくべきであると思ひますが、はなはだこれは
私言い過ぎた失礼なことかも知れませんが、被爆
者に対して救済の道を講じて三十年今日、一生懸
命に研究、働いてまいりました私としてはそのよ

○参考人(室田秀子君) お答えいたします。
心情的には自分が被爆二世であるということ
は、皆触れられたくないというのが心情的ではな
いかと思ひますけれども、現実には職場では体が弱
くてずっと病気がちなという人もいますし、軽作
業にかえてほしいという人々もいますし、なん
です。それで、そういう健康管理の面では、健康診
断とか健康管理の面は充実してもらいたいとい
う要求は強いはずであります。
○浜本万三君 次は、任都果参考人に伺うん
です。が、広島市の方でございまして、恐らく広
島の被爆者はいろんなことを国でやってほしいと
いうお気持ちがあるんじゃないかと思ふんです。
それで、さっきは時間の関係で、原爆病院の問
題であります。それから、それから介護手当その他の手
当の若干の改正を要求するというお話がございま
したんですが、たとえば地域指定の問題でありま

すとかいうような問題についてはほかにありまし
たら、被爆者のお気持ちをこの際承りたいというよ
うに思ひます。
○委員長(村田秀三君) 任都果参考人お願いいた
します。
○参考人(任都果司君) 要求すべきことはたくさ
んございしますが、特にこの機会に一言申し上げて
おきたいことは、被爆者が現在のような医学的に
もまた法医学の上でもまた国際法の中でも明らか
な解明ができておったならば、私は医療法という
期限において、医療法制定という期限においても
つと進んだ処置ができたと思ひます。医療法を制
定するために国に要求したときには、根拠のある
データをひいて提げて国を説得するために、厚生省
を説得するために容易ならざる努力を払って、も
とより私も素人でございますから入手ができな
かったかもしれないが、各関係方面から参考資
料を集めて、各地方から参考資料を集めて厚生省
に要求いたしました、なかなか現在日本国承るよ
うな有力な資料などというものはなかなか集まり
ませんでした。私は、いまにして思ふことは、も
う少し早くこのような内容が窺知できておったな
らば、くつの上からかゆいところをかくようなあ
の医療法の制定ではなくして、もっと進んだ道が
講ぜられたことであると思ひます。しかし、現在
このような状態がきわめて解明せられたという時
限において、私はそれを裏づけとしてできるだけ
の法的措置を講じて被爆者を救済すべきだと思ひ
ますが、特に一例を申し上げれば、壊滅した広島
市の被爆者が、生き残ったわずかの人も、家を
失って、あの川つぶちにはブラック建物を建ててま
ことに乏しい生活をしておったのでございます。
この住宅対策などにつきましても、当時特に政府
の援助を受けるためにしばしば内容を具体的に話
し、実地調査もいたしてまいりまして、そして要
求したのでございますが、これもなかなか思うよ
うに任せませんでした。その後住宅対策の一環と
して公団から重点的にこの哀れなブラック建物の
被爆者を収容するための高層住宅は建ちました

が、その敷地は国有地でございます。国有地の使
用料を大蔵省は要求しております。この使用料は
原爆被爆者の哀れな人々を救った高層住宅でござ
いしますから、その使用料等は免除されるべきであ
ると思ひます。にもかかわらずそれはやはり規定
に基づいて地方費の負担としてその使用料は支払
われておるわけでございます。また原爆によって
壊滅いたしました人々、全滅した人々たちが持つ
ておりました預貯金、預金及び貯金でございます
が、これは貯金は国有と化し、預金は各会社の銀
行の所有と化してはございします。私は、この
原爆直後しばらく主張したことは、全滅して行方
不明になった預貯金は、時効を中断しておくべき
である、またはこの預貯金の時効を中断せよとい
うことは、行方不明になり全滅した人々に返す
方法もございせんが、せめてその銀行経営者た
ちは何らかの方法でこれを還元すべきだという心
得を持っておりました。預貯金の原簿は各銀行に
残っておったはずでございます。その時効の中断
すら主張がいられませんでした。その時代でござい
ます。貯金は、郵便貯金は全部国庫の収納となつた
はずでございます。こういうふうな前後の事情等
を考察いたしましたして、国は現時限においてでき
るだけの道を講じて被爆者を救済援助すべきであ
ると思ひます。地方費の負担の増大の中に、なおか
つ地方費の負担の名において被爆者が援助せられ
ておるといふ事柄自体も間違いでございまして、
援護法を制定すればそれが法の力によつてこと
ごとく助かると、救済せられるということござ
いしますが、私はその援護法の中身に実は多少まだ
不足を感じるものでございます。また一方、中身
で検討をさらに要すべき点がありはすまいかと思
ひます。私は、前提として申し上げま
したように、現実に即した方法として、もっと中
身を練り直して、そしてこの援護の道を法制化し
ていくべきであると思ひますが、はなはだこれは
私言い過ぎた失礼なことかも知れませんが、被爆
者に対して救済の道を講じて三十年今日、一生懸
命に研究、働いてまいりました私としてはそのよ

うな気がしてなりません。だが、どうして援護法成立までに何とかして現状の苦痛を救済し、打開する道を政府は講じてくれないだろうか、厚生省はもつと目を向けて、どうかして理論の合う、理屈の合う、法制化される問題、現行法の改正によってできる最大の道を講じていくべきが妥当じゃないかと心得るわけでございます。まことに言い足りませんけれども、これが私の気持ちでございます。まして、お尋ねにそぐわない結果の発言になったかもしれないが、あしからず御了承いただきましたと存じます。

○浜本万三君 時間が参りましたので、もう一つだけ市丸先生に伺うんですが、先ほど長崎の原爆病院、広島市の原爆病院、さらに広島市の養護ホーム等、特に原爆病院は施設が老朽化して、したがって、国は早急に相当の費用を費やして、つばに改築をしてほしいという御希望がございました。私はそれは当然必要だと思ふんですが、それと同時に、りっぱな医療を被爆者の皆さんに提供したくためには現在の医療法も相当変えなきゃならぬんじゃないかというふうに思ふんですが、その点いかがでございますか。

○参考人(市丸道人君) 大学におりますと、医療法の欠陥といえますが、非常に詳細なところまではわかりませんけれども、現在の日本の医療制度ではやはり収入に対してその病院が費やす費用といひますか、の方がどうしても上回っていき、まあ人件費その他ありまして上回っていき、そういった面からやはり改善していく必要は私もあると思ひます。

で、被爆者の治療に、何といひますか、原爆病院が特に金がかかっているかというところは、やはりいろいろあると思ひますが、被爆者が孤老の人とかあるいは重症の人が多いとかいうことで、治療費はそれほどかからなくても、周りの何といひますか、介護の看護婦さんとかあるいは介護人の費用がかなりかさんでくるんじゃないかというふうに私は思っております。

○浜本万三君 ほかにまだ伊東先生や田沼先生に

聞きたかったんですが、時間もありませんので、これで終わります。

○小平芳平君 最初に田沼先生に伺いたいと思ひますが、先ほど来ずっと両委員の質問に対する参考人の答えを伺つておりました、きわめて大きな現在の問題点は、認定制度があると思ひます。で、私もこうした認定制度は廃止すべきである、先生が先ほどそのようにお述べになったように伺つたのですが、私もそのように考えております。特にこの原爆の傷害作用の影響によるものでないことが明らかでない限り、影響の疑いがある、あるいは影響がまだはっきりわかっていないというふうなものは対象とすべきである。この点につきまして、いま御出席の他の先生方にも逐次また伺ひたいのでございますが、田沼先生から、最初、このようにお述べになった先生のお考えにつきましてもう一つ御説明していただけたらと思ひます。

○参考人(田沼肇君) お答えいたします。

先ほど私が申し上げたのは、たとえの言葉で言へば、原爆症の問題については、疑わしきは援護する、疑わしきは医療するということが一番大事なことだと思ひます。で、きょうここに、私は医学の素人でございますが、権威のある参考人の方々がおいでになつて話をしていただいても、依然として原爆症が十分に説明されてるとは言えないというところは明瞭なように理解しております。また、明確に説明されているという点に触れて言へば、たとえば遺伝的影響は不可避的だということなどがむしろ強調されてるようには理解されるので、全体としては、もちろん原爆症という特定される病気があるわけではございませんが、被爆者については疑わしきは援護する、疑わしきは医療するということを貫いていただきたい、それが一番それこそ現実に即した政策ではないかというふうに思ひます。それからなお、午前中の陳述では時間がありませんでしたが、いまの、被爆に起因しないことが明らかかなものと並んで、もう一つ、

この医療法、措置法の体系で重大な問題は、治療能力が原爆の放射能の影響を受けているかどうかを判定する科学的な基準ですね、これも現在まで伺つた範囲では、私の理解し得る範囲ではそのような意味での科学的な基準はない、したがって現行の認定制で言う認定の基準そのものは根拠がないというふうな言わざるを得ない、この点を再検討するに値するよう論文はさまざまのところ私も拝見した覚えがない、これが第一の点でございます。

それから、いまの御質問に対するお答えの第二点として、この認定制度の問題に関連しますが、たとえば広島高等裁判所で係争中の桑原訴訟などが示しますとおり、原爆と原爆症の因果関係の立証責任が事実上被爆者に押しつけられているという問題ですね、これはきょうここでいろいろ論議されてきた問題のいわば決着点の一つであつて、現実の生活の中にあるこの問題が解決されないと、限り被爆者は苦しみから解放されないだろうと、こういうふうに思ひます。認定制度の問題をつづめて言ひますならば、私はそうしたところ、いまの二つの点に中心的な問題があるのであつて、他の参考人の方々からも被爆者の差し迫つた問題の解決ということが強調されておりますけれども、私も全くそのように思ひますが、しかし、この認定制の問題こそ、現行認定制の運用の中にある、あるいはその原則的な考え方の中にある問題点こそ当面する被爆者問題の基本だといふふうに承知いたしております。

○小平芳平君 市丸先生に伺ひたいのですが、先ほど来ずっと大学においでになる先生のお立場の上からお話ございましたが、いまお述べのようにな、疑わしきは援護する、疑わしきは医療するといふ、こうした考え方の方に立ちまして考えた場合に、この現在の、まあ十の疾病についても先ほどお話がありました、現在の疾病、要するにこの認定疾病ということがまず決められていて、この認定と、それから医学的にまず起こり得るだろうという放射能の影響であらうと考えられる疾病がそれ

はあるというふうに先ほどお述べになられました。で、まあ、ごく私も素人でございますので概略で結構でございますが、一番疑わしいと考えられる、あるいは現在問題になる疾病はどういうものが挙げられますか、その点伺ひたい。

○参考人(市丸道人君) けさほどのお話にも述べましたように、放射線がどこに影響を与えるか、直後であればいろいろな場所に影響を与え、思ひますが、数年あるいは数十年を過ぎてから起こり得る病気としては、やはり細胞の病変だと、しかも何か放射線によって影響を受ける可能性があるのは、市丸さんのおっしゃるような染色体に何か影響を及ぼすのじゃないかという可能性が強く考えられるわけです。そうしますと、やはり悪性腫瘍性の増殖性疾患が一番最も考えやすいということになります。現実には、やはり一番多く出たのは白血病でございます。代表的な疾患と考えられる、やはり高年齢化しまして、被爆者が、やはり各種のがんが発生してまいりましたが、それはもちろん非被爆者にもあります。ありますけれども、やはり被爆を受けているということ、その数がふえてくる可能性は十分考えられるのじゃないかという事です。したがって、結論を申し上げますならば、白血病を中心とする造血器疾患あるいはその他の悪性腫瘍、これが一番可能性のある疾患というふうに言うことができるかと思ひます。

○小平芳平君 その点については伺ひました。で、疑わしいもの、要するに現在の医学でははっきりそれは放射線によるものが原因であるといひ切れない、しかし、原因でないともいひ切れないというふうなものがまた多いんじゃないかと思ひますが、そういう点はいかがでございますか。

○参考人(市丸道人君) それを言へば切りがないのでございますけれども、やはり日常われわれが被爆者と接触しまして、診療いたしている体験的なこともかなり大事なんじゃないかと思ひますが、はつきり申し上げますと、特にこういう病気が

がふえていっているんじゃないかという、直接的にきわめて密接に感じられる疾患は余りございません。やはり、一番懸念されるのは悪性腫瘍性疾患だというふうに思います。特に、白血病なんかは非常に若年者の人もかかりますし、過去において若年被爆者も相当亡くなりました。これは非常に悲惨なことではございますが、この点から言えどもやはり原爆被爆は、原爆は許すことのできないものだということと言えます。何か答えにならぬように思いますけれども。

○小平芳平君 被爆と健康障害の関連が科学的に、医学的に未解明の分野があるというふうに市丸先生はお感じなんですか。それとも、先ほどもちょっとお話に出ておりましたが、大分解明がついたと、もう放射線による影響は、それは昭和二十年の段階から見ればそれこそ解明ができた分野が多いと思いますが、しかし、なおかつ科学的、医学的解明の未解明の分野が残っているというふうにお考えなんですか、その点はいかがでしょうか。

○参考人(市丸道人君) 私は一臨床家でございますので、すべてのことを解決し得る能力はもちろんございません。ですから、先ほどから申し上げておりますように、被爆者と日常接触しまして、特に不可解な病気が残っているというふうには感じられないのであります。したがって、はっきりしているのは、やはり先ほどから申し上げましたような病気でございまして。

それから、最近問題になっておりますのは、やはり動物の実験の結果から被爆者が加齢現象が早いんじゃないか。そうしますと、その加齢に伴ういろいろな成人病の発生が非被爆者に比べてふえておるんじゃないかというふうに思われます。それを広い意味で被爆の影響だと申し上げれば、これはそうも言えるかもしれません。しかし、それは一方で加齢の影響はどのくらいあるかという研究は進められております。しかし、その研究というものは非常にむずかしいでございます。加齢の指標というものは非常につかまえていく。非常に

個人差がございまして。たとえば早く頭がはげる人もおるでしょうし、そうでもない人もおります。どれ一つをつかまえても、なかなか指標になるものが少ないので、決定的に被爆者が加齢が促進しているというデータは現在出ておりません。現に私どもの研究所で被爆者の四十歳代の何十人かを集めていろいろのデータをやりましたけれども、有意な差はいまのところ出ておりません。こういう研究は、やはり動物実験のそういったデータがあります上は、やはり被爆者がおる間は進めていくべき問題ではあるとは思っています。しかし、現在のところはつきりした差は出てないと思えます。

○小平芳平君 それでは市丸先生に恐縮ですが、もう一問伺いたいたんですが、それはきわめてはつきりしてきわめてはつきりというわけじゃないですが、白血病、悪性腫瘍というそういう放射線による影響のある疾病という、その疾病がいつ発病するかわからないという不安に被爆者の方々はさらされていっていることが言えるのじゃないかと思っております。そういう病気の発生を予防することができるとか、あらかじめ健康管理をして、そうした放射線の影響による病気の発生を予防するということができれば、ある一つの安心という点にもなりまして、現状はどうでしょうか、それが一つ。

それからもう一点は、そうした病気がなった場合に治療することができるとか、治療法が解明されておられますかどうか、その二点についていかがでしょうか。

○参考人(市丸道人君) 原爆症に予防ができるかという点でございまして、悪性腫瘍性疾患に限ればはつきりした予防法はないんじゃないかと思えます。やはり現在の問題点は、いかに早く発見するかということでございます。同じがんであっても、場所によっては早く発見すれば完全に治癒できます。したがって、非常に不幸な人で早く発見してもできない場合もございまして、それは非常に遅く発見するよりも早く発見した方が

全体的に言えば非常に治療率は高いということが言えるので、やはり健康管理あるいは検診といったものを強化しまして、なるべく早く見つけるといことは大事であろうというふうに思います。それから、治療できるのかと申しますと、これはちょっと私の専門外のことにもなりますけれども、がんの種類によっては完全治癒は可能であります。放射線療法でもかなり治療するがんがございます。それから、やはり場所によっては、あるいは種類によっては非常にむずかしい。したがって、一〇〇％治療はできるというふうには申し上げられません。

それから、私の専門でございまして白血病に関して言うならば、特に急性白血病は問題になりますけれども、先ほど申し上げましたように一度あるいは二度ぐらいは正常の状態に返すことができません。しかし、残念ながら完全治癒をすることは非常にむずかしい。中に非常に運がよくて、五年あるいは十年ぐらゐ生存していらつしやる人もあります。これはむしろいまのところでは運がよかつたというふうな考えざるを得ないようなまだ数の少ないでございまして。今後とも努力していきたいと思っております。

○小平芳平君 まあ、結論的に申しますと、そういう点では未解明の分野がまだ多いと、このように理解してよろしいでしょうか。

これは市丸先生にお伺いしてよろしいかどうか、市丸先生は、繰り返して申しませんけれども、いまの認定制度、それから認定疾病、それから医学的な解明、そういう点についてどのようなお考えでしょうか。

○参考人(市丸定夫君) お答えいたします。いまの認定疾病の問題で申しますと、市丸先生が朝ほどから繰り返しておられるように、幾つかの疾病のうち放射線によって起こることがわかっているという病気が当然そこにあるわけですから、放射線以外の要因によっても起こる可能性がありまして、同じ放射線でも原子爆弾以外の放射線の問題も当然出てくるわけですが、だけれど

も、同じく田沼先生がおっしゃってますように、もしもどつちかわからないという場合でも、この原子爆弾に関する限りはいづれにしても原子爆弾によって起こった疑いがあるという場合には、十分なそういう支援ないしは治療というのをしてあげないと、いま市丸先生おっしゃったような早期なら治療の可能性が高いにもかかわらず、おくれることによって治療できないという場合も起こってくると思えますので、そういう認定制度というのはいろんな制限をつけるんじやなくて、できる限り早くにできる方向、しかも制限なしにできる方向へと持っていかなければならないと思えます。

それから、疾病及び治療の問題にしまして申し上げますと、私は専門家でもございせんから、一般的な聞き及ぶことしか言うことはできません。それで、市丸先生がいまおっしゃいましたようなとおりだと私も思っております。

○小平芳平君 それでは、いまの認定制度という表現が妥当かどうか、ちょっと問題かと思えますが、室田参考人、それから任那参考人、それから鈴木参考人の三人の方にいま私が申し上げましたような現在の制度のあり方、あるいは運営のやり方に対する不満、欠陥等々がございましたら、まあ、どちらかという市民の立場から、そういう立場からお述べいただけたら幸いですと思っております。

○委員長(村田秀三君) まず室田参考人、お願いいたします。何か問題、おわかりでしたか。

○参考人(室田秀三君) 認定制度に対する……。だから病名とかんとかんというものでしょうか。先ほどから特徴的にあらわれる病気として白血病とか、各種腫瘍、がんとか言われておりますが、それを現在では乳がんとか肺がんとかいろいろは認定になっていないと思えます。明らかにあれは認定になっていないと思えます。それを認定してもらおうと思えば、もし本人ががんであるとすればそれが明らかになるわけでありまして、そういうことをしたら、もし本人が知った場合には完

全にショックになると思ふのです。そういう過程を通らずに認定をしてほしいという強い希望があります。

○委員長(村田秀三君) それでは任都東参考人、お願いいたします。

○参考人(任都東君) 端的に申し上げますと、健康管理の方法を充実することであると思ひます。健康管理手当は大幅にこれを増額すべきだと思います。さらにその施設の充実を図らなければなりません。多くの人がたまたまその不安を訴え、そしてそれを適切な診療機関において診療を受け、そして適切な指導を受けるべきだと思います。そういうことのためにその機関の充実には先ほど申し上げたような諸機関——国家がこれを見る機関を建設すべきであると思ひます。さらにその他生活面におきましてかなり大幅な制限の撤廃をしてこれを援助していくべきであると思ひます。端的に一例を申し上げますと、各自が精神的に被爆者であるというためにめいることのないような適切な指導も必要でございます。各自の自覚も必要でございます。健康管理が行き届いたためにかなりの生命が延びることも可能であります。いままでそういう機関の充実しなかったことが早く生命を断つた多くの人たちの気の毒を見た結果にあらわれていると思ひます。要はその諸施設の充実と手当の増額、これが切に望まれております。

○委員長(村田秀三君) では、鈴木参考人お願いいたします。

○参考人(鈴木美秀君) お答えさせていただきます。

ただいま話題に上がっております認定制度の問題は、認定という言葉で言われますと二つのものが混同されておるといふおそれがございます。私どもは認定というのは認定患者に認定されるということ、健康管理手当を支給される疾病を認定していただくことと二通りあると理解しておりますので、最初に申し上げます認定患者に認定するということとは、現在では市丸先生が先ほどからお述べ

べになつておりますように、白血病だの、乳がん、肺がん、甲状腺がんあるいは熱線などによる火傷とか、あるいは爆風などによる傷とかというものが認定の範囲として一応指定されております。ただ、健康管理手当を支給される場合の認定は十種類の疾病に限定されておるといふことになつております。この疾病は十種類ではございますが、病名はたくさんあるわけでございます。当初、私は陳述の中で申し上げましたように、被爆者の状態がいろいろ違つておりました。極度に障害の重い人あるいはそうでない人というふうな方々がいろいろありまして、現在その認定制度あるいは健康管理手当の支給の対象というふうな形に分けられておりますが、その認定患者として認定するということの中に非常に不合理があるというのを申し上げたわけでございます。それは認定制度ができました当初ごろに認定患者に認定してらつておつて、現在は相当年数がたちましたので治癒した状態にあるというふうな人は、やはり認定患者として特別手当の二分の一の七千五百円がもらえるという制度が設けてありますが、いまになつて自分も当然認定患者に申請する立場にあるということとだいたひ認定をいたしましたものとしますと、その人もやはり過去の認定の制度ができた当初は認定されておる患者と余り変わらないような状態にあつても現実面ではある程度治癒した状態になつておる、そうしますとその人が申請をしましても却下される、治癒しておるからだめだと却下される。片方は早く認定患者に認定されたから七千五百円でも手当がもらえる。過去に苦しみながらそれをわからぬで認定患者にならぬでやつといふまわかつて認定患者に申請してみればけたぐられる、これでは余りにも不合理だといふようなことを私どもは痛切に感じるわけでございます。したがつて、この認定患者の認定制度を大幅に広げていただいて、やはり認定患者というものは相当過去にも苦しんできております。現実にも人の前に出られないような姿を持つておる人もおります。ですから、こういう方々に

ついては治癒しておるかおらないとかいうような問題は一応抜きにいたしまして、過去のその苦しみ、あるいは現在の何といひますか、先ほど心の問題も出ましたが、心の苦しみ、そういうものを認め願つて認定を大幅に認定していただいたならばそういう方々は終身やはり認定患者の手当、今後は十月から特別手当が二万四千円、医療手当が一万四千円、合計三万八千円に月額なるはずでございますが、これくらいの手当は終身支給していただきたいということと私どもはお願いしておるわけでございます。あとの健康管理手当の十種類の病名、これも私は先ほど陳述で申し上げましたように、原爆手帳で医療にかかります場合には制限されておるかもしれません。どんな病気でも原爆手帳を持っていけますと見てもらえるわけですから、いざ手当をやるというときになつたら十種類で制限してしまふ、しかもこれには所得制限、年齢制限などをつけた、このようなことは私どもどうしても理解に苦しむわけでございます。したがつて、先ほどから申し上げておるように、この二法は私どもは明らかに国家補償という精神が入つておつた、私どもは国家補償の立場で皆さんにお願いをしております。その趣旨を認めていただいてこの二法をつくつていただいております。であるならば、私は皆さん方の中には私の申し上げておることを理解していただけたかと思ひます。国家補償の精神が全然なかつたかと思ひます。方はおっしゃらないだらうと思ひます。また全国民の皆さんもそういう気持ちになつていただいております。したがつて、国家補償の精神で何とか被爆者を救つてやろうというお気持ちであるならばその精神に沿うような立法の運用をしていただきたかつた、現在の医療法、特別措置法、これはもう本当に社会保障的な色彩が強いと私どもは理解しております。したがつて、被爆者援護法という要求が出てくる、これが国家補償の精神に立つて私どもがお願いしておるような線に進めていただくなれば、原爆被爆者援護法などというものは出てこなくて済んだはずだと私は考えま

す。そういうことで私どもは考えておりますので、ぜひひとつ先生方の御尽力をお願いいたします。大変ほかの余談にまでわたりました申しわけございませんでしたが、お答えにさせていただきます。

○小平芳平君 時間が参りましたので、田沼先生に最後にもう一回伺いたいと思ひます。これはむしろ別な機会に研究体制につきまして、特にこの原爆病院の荒廃した状況等を中心にして、あるいはホームのお話も先ほど出ておりましたが、こうした点につきまして厚生大臣、厚生省当局に対していろいろ申し上げたいことが山ほどございます。特に原爆病院の場合は広島、長崎ともに大変惨たんたる状況になつております。で、先生としましてはこうした体制につきましてのお考えをお述べいただければ大変幸ひだと思ひます。これにつきましては、現地からは原爆病院は国立病院に移管してほしいというふうな御意見もあつたし、いずれにしても国の相当の援助があつてしかるべきだといふ強い意見を私たちは現地で伺つてまいりましたが、このようないくつ組む体制について先生のお考えを伺えたら幸ひと思ひます。

○参考人(田沼肇君) 原爆病院の国立化の問題については、私どもが承知している範囲でも、広島と長崎では歴史的な経過や事情が違つたためにやはり多少の主張の違いがあつて、現地調査なさつた議員の皆さんもお感じになつたかと思ひますが、私の意見はやはりそういう違いを前提にして広島、長崎のそれぞれの被爆者の意見をよく聞いていただいて、一番被爆者の利益になるようにしていただく必要があるんじゃないかと、ただ原則上の問題としては私はこの被爆者のための医療を行う機関は被爆者に対するこれも国家補償の一部として国が行うべきだといふふうに考えております。何か医療機関の問題だけは国家補償の問題と別のようにとらえられていく向きがないわけではありませんが、私は国家補償のこれも一部である、だから四党案の国家補償の精神に基づくといふこの立場が発展するといふことの延長線上にある問題

だと思ひます。

それからなお、ABCについて、これは今後の実際の動きを事実即して見守らなければならぬと思つておりますが、私自身の考えは、加害者がいかなる意味でも被害者を調査したり検査したりすることは許されず、世間の常識としても認められるものではとうてい、今度の放影研への改組も、私は加害者が副所長を初めとしてその中に籍を置いてゐることについては私自身納得できませんし、必ず被害者はその点について強い御不満をお持ちだろふと思ひます。このABCが発足するときのアメリカの原子力委員会と学士院との間の契約書が衆議院の社務委員会とある「本契約は一九四六年の原子力法にもとづいて社会全般の防衛と安全のために取り決められた」というこの考え方が今回の放影研への改組に当たつて完全にぬぐい去られたのかどうか、私はきつめて疑わしいといふふうに考へております。そのようなことが明確にされない限り、とうてい被害者の医療などといふことは言へたものではないうといふふうに確信しております。以上です。

○省脱タケ子君 それでは、被爆三十周年に当たりまして、きよう皆さん方の大変貴重な御意見をたくさん伺ひをいたしまして、深い感銘を受けましたと同時に、実は施策の緊急性というのを一層痛切に感じさせられました。先ほど高野参考人からも午前中おっしゃられましたように、原子爆弾が国際法に違反してゐるという点で判決がすでに出ておるし、それに至る法的論議等についても説明をされましたが、そういった点で国家補償という立場で当然私も四党で提案をしてゐる援護法を制定すべきであるという立場をとつておるものでございますけれども、ずいぶんたくさんのお質疑の中でいろいろと説明をされてまいつておりますので、大変貴重な機会でございますので、数点伺ひをしておきたいといふふうに思ひます。まず第一に、これは伊東参考人にお伺ひをしたいと思います。先ほど午前中の陳述の中

でも室田参考人が御自身の体験を通じての大変貴重な御経験をお聞かせをいただきました。その中で私も思ひますことは、今度の施策を本場に緊急に実施していくために一番何が大事かという点で、これは伊東参考人の陳述の中にもございまして、これは被害者の特殊性、原爆被害をどう見るといふ問題、こういう点が少々御報告があつたと思つてございまして、で、私その点が非常に大事ではないかといふふうに思つてゐますが、実は、六月の二日には大阪でやはり被害者の主婦に苦しむ主婦が生きていく自信がないと言つて自殺をされた。で、この方はどういふ状態かと言いますと、一年ほど前から鼻血がひどくなり、月に二、三度頭痛に襲われるようになって、国立大阪病院に通院をしていましたが、二週間前から症状が悪化し、立つていられなくなって寝込んでしまつてしまつた。ことし二月に被害者手帳の交付を受けていたが、病院から手術が必要と言われ、入院すれば家族に負担をかけると思つていたと言つています。で、御家族はこう言つてゐるんですね。原爆症に認定されるのはなかなかむずかしいといふし、入院後のことを心配をしたのではないかと語つてゐる。しかも、この方のお母さんはやはり原爆症で、広島で被爆をして、長く頭痛と神経痛に苦しんだ上、白血病、脳腫瘍になつて、原爆症として認定されないままに四十二年十一月に七十四歳で亡くなつておられるわけなんです。それから、私も実地視察に参りまして、広島でもお伺ひをいたしました。広島では広島被爆協の田辺さんがおっしゃつておられましたけれども、現行二法ではとてもこれは助からないと、自殺者の調査をしてみたんだといふことで御報告がありました。たまたまその記事が中国新聞にも報道されておりましたけれども、これによりまして、四十五年の一月から五十年四月末までに広島県内で二十五人の自殺者がおられて、しかも自殺者の年齢別では六十歳以上が十七人と圧倒的に多い。自殺した原因というのは、全員が原爆症による病苦であ

り、そのうち八人が被爆故老である。それからこれらの自殺者のうち、原爆医療法や特別措置法により各種手当を支給されてゐたのは十一人、認定被害者は二人でしかなかったといふふうなことを御調査になられて、こういった状況、被害者の自殺といふふうな悲惨な状態といふのをなくするためには、現行二法ではすでに限界だ、何とかしてもらいたいんだといふ悲痛な叫びが出ておつたわけでございます。そこで、こういった被害者の実態について、伊東参考人、午前中に命と暮らしと心の三つが破壊されてゐる。この問題を補償していくといふことがきつめて大事だといふふうにおっしゃつておられたのですけれども、そういった被害者の実態といふものをもう少し詳しく伺ひさせていただきます。

○委員長(村田秀三君) 伊東参考人、お願いいたします。

○参考人(伊東壮君) まあ、個人的に原爆被害をどう見るかという、一人の被害者の身になつてみますと、私はかつてそういうことを言つたことがございまして、トータルな崩壊という言葉を使つたわけでございます。これは核兵器そのものを考へたとき、皆さん方恐ろしく後に被害者が残つて、放射能害で苦しむんといふやうな核兵器の映像を思い浮かべられることはないでしよう、恐らく、そんなところに核兵器の本質があるわけでもないわけなんです。で、それは完全に一つの地域を抹殺する兵器であつたわけなんです。したがうして、家庭も、それから地域社会も、それから学校とか職場とかといふ機能社会も一斉に崩壊してしまつた。先ほど私は過去帳を読み上げましたけれども、一人の人間がいて、突如として家族を失ひ、職場を失ひ、学校を失ひ、地域の隣人を失ひ、財産を失ひ、自分の健康を失ひ、そういう問題の中で、絶望すると言つても、それは絶望せざるを得ないわけでありまして、せめて、それに対して国民を代表する国家が、せめて、よし、あなたは大変なんだと、日本がこうなつたのも、平和にとにかくやつてきたのもあなたの方のお

かげなんだと言つて本当に温かい手を差し伸べていければ絶望することはなかったとばかりは思つてゐます。ところが、それはいろいろな経過があつたにしろ、実は軍人・軍属が昭和二十七年ごろからの援護法ができ、それから五年たつたければ医療法もできなかった。あるいは引き揚げ者やそれから地主に対しても補償があつたにもかかわらず、依然として援護法はできていない。こういう実情の中でもつて逆に世間の中では、そういう中でもつて被害者の負つてゐるいろんなデメリットは差別となつてあらわれてきてゐるわけです。そういう中で、絶望するなと、あなたの未来は明るいんだからもう少しお待ちなさいと、三十年もたつたけれども、まだできないけれども、もうちょっとがんばりなさいと言われても、これはやっぱり私は絶望するのその身になつてみればあたりまえではないかといふふうに思つてゐます。まあ、いわば私は、被爆三十年のこの参議院でせっかくお聞きくださいました公聴会を聞いていても、なおかつ、原爆の被害そのものが非常に限定された生物学的な、ないしは人間を生物学的にしか見ていないと、そこに最大の問題がやっぱり私にはある。これがなくならない限りにおいては、被害者は恐ろしく救われないだらうし、自殺するだらうし、絶望するだらうといふ気がしてゐるわけでありまして。

まあお答えになつたかどうか余り自信ございせんけれども。

○省脱タケ子君 まあ、いかにひどかつたかといかにひどい被害であるかといふ実態といふのがやはりなかなか十分に理解をされませんと、対策が当然これに加つて対応すべき性格のものでありますから、その点が恐らく伊東参考人思ひ出されて感きわめられたと思つてゐるわけでも、私も拝聴いたしておりました胸が詰まる思いがいたしております。

で、関連をいたしまして、先ほどからもいろいろ質疑がございましたけれども、市川参考人が、保健手当の新設で、二キロ二十五レムというものの

この非科学性というのを遺伝学的に明らかにして
いたいたわけでございます。私もその立場を当
然認める者ですけれども、私は、先ほど伊東
参考人に被爆の実態、被害の特殊性というものを
最初にお伺いをしたかと言いますと、そういった
被害の特殊性の中で、二キロ二十五レムというふ
うな形で直線的な決め方というのが実態に合うも
のではなからうというふうに私も推論をするわ
けです。そういう立場で伊東参考人に引き続いて
お願いをしたと思えますけれども、確かに科学的
にも合理的でない二キロ二十五レムだという点
の非科学性というのは明らかにされているわけで
すけれども、実態的に見てどうかと、被爆者の実
態的な姿から見て現実的なのか、非現実的なのか
という点あたりを端的にひとつ伺いをしておき
たいと思えます。

○参考人(伊東壮吉) 保健手当が二キロ、しかも
それは先ほどの先生方のお話を聞けばよいと確
信を持つわけですけれども、かなり古い二十五レ
ムという国際基準に照らし合わせて出されたとい
う点につきましてですけれども、私は、もともと
地域制限というのはこれは行政上はやむを得ない
ことであらうという点もわかるんですけれども、
しかし、問題は、地域によって放射線の照射の問
題がやっぱりあるのではないというふうに考えて
おります。すなわち、あるのはやっぱり個人の問
題なんです、はつきり申しますと。たとえば入市
をして黒い雨を浴びちゃったとか、あるいは二キ
ロ外にいたけれども中へ入ったとか、あるいは二
キロにいても飛び出したとかって、いろんな個人
差がございます。結局はその人が本当に正確に
科学的にその人の被曝線量がはかれるならば、そ
の被曝線量に従ってその人は二十五レム浴びたか
どうかということ自身もやっぱり考えなくてはな
らない。そういう意味においては、地域でもって
コンパスでもって爆心地から二キロさつと線を引
くというのは、これはまあ行政的に言えばやむを
得ないことになるかもしれませんが、しかし、しか
し、それはもともと確固たる科学的な、すなわち

二十五レムそのものにも科学的な論拠の非常にあ
りまいたがある。さらに、その上に立ってコンパ
スでもって爆心地からばつと二キロのところに線
を引くというのは、それ自身としても論理的な
崩壊性を含んでいるというふうに思うわけであり
ます。このことは、すでに御存じのとおりに、私
どもが昭和三十三年の医療法における成立が、医
療法の被爆者、特別被爆者、特に三十五年の改定
以来、特別被爆者の規定がどんどんどんどん
どん変わっていったというところ自身の中にきわめ
て明白にあらわれています。だから、その道を再
び踏むことになるのではないかと思いますけれど
も、もう、もともとそれは最初から、法をつくつ
たときに、それだけのやっぱり非科学的な、いわ
ば行政便宜上でも申しましようか、そういうもの
のがやっぱり支配をしていたんだというふうに思
うのであります。そういう意味においては、今度
の二キロにつきましても同じことではないかとい
うふうに思っております。

○香脱タケ子君 それでは、田沼先生にお伺いを
したいんですけれども、先ほど小平委員からも御
質疑がありました現行認定制度の問題につきまし
て、現行認定制度の持つ矛盾を挙げて認定制度を
廃止するべきだという主張をされておられたん
ですけれども、実は私も医師の一人として、医療機
関等の意見だとか、あるいは被爆者の皆さん方の
御意見を伺っていて、非常に大きく矛盾のあるこ
とを実は知っておりました。ところが今回広島へ
参りまして、広島で各団体からの陳情をお受けい
たしましたところが、驚いたんですけれども、広
島県で、県の報告でございましたけれども、申請
者に対する認定率ですね、これが何と県全体で六
四%、それから広島市では四四%だというふう
に報告を受けました。どうしてこんなに制限が――
これは当然医療機関が認定患者として必要な検
査、検査成績等を添えて提出をしておられてい
て、どうしてこんな四四%、爆心地を抱えておる広
島市内で四四%というのはいさよと理解に苦しん
だわけでございますが、そういう中で陳情者の中

で、石田さんという方からお伺いをいたしました
が、実は三回認定申請をしたけれども三回とも却
下された、で、もうがまんがならないんだとい
うことで認定制度の矛盾について、不当性につ
いて強い要請が訴えられておりましたけれども、そ
の後資料等を拝見いたしますと、しかもその三回
目の却下の理由というのが、厚生省から現在の医
療は――この方は原爆白内障なんです。原爆白
内障だということとは認めておられるんだけれど
も、現在の医療は原爆白内障に対して効果はない
ものと思われる、したがって手術を要する時点で
再提出をされたいと、こういう理由で却下をされ
ました。原爆による白内障であるということとは
う明らかだと、ところがまだいわれる白内障の成
熟度が未成熟なために手術に至る段階ではないか
ら、だから認定患者にしないということだという
わけです。私はその話を聞きまして、驚いたん
です。手術をして、それは成功すれば確かに視力は
ある程度回復するという条件は確保できます
よ。しかし、見えなくなるまでは法の措置はい
たしませんということでしょう。こういうひどい認
定制度がやられているということを聞きまして実
はまあ驚いたわけでございます。

市丸先生に、――最初田沼先生にお伺いし
ようと思ったのですが、明らかに原爆による白内障だ
という診断がされていて、そして治療を、――これ
は患者さんにとしたら、もちろんその治療が直接的
にどれだけの効果があるかないか、判断のできる
ものではないと思えます。しかし病気がこのう
ちで明らかになり、しかも本人、見えにくくなつて
いつてゐるわけですよ。この調査によりまして、半
年の間に視力が〇・五であったのが〇・三になつ
てゐる。そういうふうには明らかに進行してゐると
いうことがわかつてゐるのに却下がされてゐると
いう事態が起こっているわけですね。こういうこ
とが見過されていっておるといふふうな認定制
度、これは私は被爆者の皆さん方はどういふ許せ

ないだらうと思えますけれども、私も医者の一
人として理解に苦しむのですけれども、市丸先生、
こういうふうな状況についてはどういふふう
に考えたらよろしいのでしょうか。

○参考人(市丸進人君) 私は、その認定の基準と
いいますか、それがやっぱり問題じゃないかと思
うのです。病気があれば認定するのか、あるいは
治療を要するのを認定するのか、その辺の基準
がどうなっているのか、それをもう一遍確かめなけ
ればいかぬと思うのですが、まあ原爆による障害
があれば認定するのであれば、やっぱり当然すべ
きたと思えます。しかし、その現に進行して
おるのであれば、その旨また申請されてみたらいか
がでしょうか。

○香脱タケ子君 いや、だから三回申請をして三
回却下された。と言いますのは、本人は治療して
おるのですよ、治療に通つてゐるわけですよ。と
ころが厚生省はその治療が効果がない、だから手
術をするときにもう一遍再提出しなさいと、こう
いう冷酷無慈悲な言い方をしている。これは被爆
者に対する保護の少なうとも態度ではないかと私は
思うのです。先ほど小平先生からいろいろ市丸先
生にお伺いをしておられましたので、私は関連を
いたしまして、恐らく午前中のお話の中でもはっ
きりいたしましたように、がんであれば、被爆者
のがんであつても被爆者でない方ががんであつて
も疾病としては同じ姿になるだらうと思ひます。
そして治療としても同様の治療をするのだとい
うことは当然だと思ひます。そういう限りで見
ておる限りにおいては、市丸先生、先ほどのお話の
中にもございましたけれども、そういった増殖性
の悪性腫瘍というのは今後の課題だけれども、そ
れ以外に臨床的に特別な所見を発見できないとい
うふうにおつしやつておられたのですけれども、
私もそういうことを原爆病院でかつても聞きまし
たし今度も伺つたわけですから、なおかつ解
明されない問題というのは残されてゐると思ひ
ます。これは、現在の医学のもので疾病として
位置づけることはできないにもかかわらず、被爆

者の皆さん方はそれじゃ元気がかという元気がない、働けるかという十分働けないという状態というのがなおかつ続いている。こういうものを一体どう考えたいかという問題。もう一つは、もつと端的に言いますと、被爆者の皆さんは、それじゃ認定されない人たちが合せて、もとの体に、健康な体に返してくれという意見が最も端的なんです。それじゃいまの医学で原爆の後障害についてのいろいろな研究が進められておりますけれども、被爆者をもとの健康体にもとの体に返すことができる状態まで来ておるかどうかが。これは先ほどのお話でも、いつがंगा出てくるかわからぬというふうな、早く発見する以外に道はないのだという状態なんです。もとの健康体に戻してほしいという切なる願いにこたえ得る水準があるかどうか、この辺についての御見解を簡単に伺いたい。

○参考人(市丸道人君) 確かに原爆を受けた後非常に疲れやすいとか、病気になるやすいとかいうことは耳にいたします。しかし、それを一々診察した場合に、それじゃこれが原爆だろうかというわれわれは基準を持たないわけですね。したがって、それは原爆ではないとは言いません。しかし、非常にわからない部分も確かにあると思います。そういう人たちは少なくともいま急に疾病というものは発見されないと、しかし観察は続けない必要があるということで、私は健康管理を十分にやるのでいいんじゃないかと思えます。

○省脱タケ子君 そういう点で、私は被爆者の認定制度をなくする、廃止をするべきだといふ点で現行運用上も大変矛盾を持っておりますし、また被爆者の実態にも合わないという点で廃止をするべきだという御主張について、田沼先生の御主張賛成でございますけれども、私は原爆症とは一体何なのかというあたり、その辺をやはりどういうふうにかと考えるかという点、これは非常に大事な点ではないかと思えますので、これは田沼先生の御見解をお伺いしたいと思います。

○参考人(田沼肇君) 私の記憶に間違いなければ

ば、長崎大学の市丸教授は被爆者医療審議会の委員をしておられるのだらうと思うので、その方が非常に遠慮しておっしゃっているものですから言にくいのですが、しかし、私も医療審議会の外部にいる者として承知できる範囲で言えば、先ほど触れました桑原訴訟については、私も証人に立った経験があることも含めて、朝日新聞の中国地方版、昭和四十六年七月二十二日付に現在適用されているといいますが、運用されている認定基準が報道されて、これは当時広島地方裁判所に書証として提出されているという事情があります。それから私が調べてきた、これは衆議院の方の社会労働委員会の議事録であります、四十八年の三月二十九日に柳瀬とおっしゃる政府委員の方が、やはり審議会における認定基準のことを答弁しておられます。したがって、非常に審議会の内容というのはわれわれにとり、研究者にとりてすらすらわかにくい状況にあるというのが率直なところでございますけれども、それらによりまして、ほぼ知り得る範囲で、認定の基準は三つのランクが置かれていて、つまり原爆に起因する可能性を肯定できるもの、これは恐らく文句なく認定されるランクだと思えます。これをAランクと呼んでいるようです。そしてCランク、これは原爆に起因する可能性を否定できるもの、これはおそろく文句なく認定から外されるケースだと思えるのです。重大なことは桑原訴訟の進展に関連して、先ほど御紹介した朝日新聞も報道したとおり、朝日新聞の報道は事実の報道よりはその意義の指摘にアクセントがあったように思いますが、桑原訴訟の進展に呼応してといいますが、適当な言葉が見つかりませんが、新たにBランクが設けられて、これは原爆の放射能に起因する可能性を否定することはできないものについて医療審議会が認定するか否かを審議するということになっているようにあります。

なお、Aランク、Cランクについてはもう一つのことを省略してしまいましたが、Bランクに關してその省略した部分を言えば、先ほどの例の治癒能力ですね。治療能力に關しても可能性の否定することができないものをBランクに入れ、可能性を肯定できるものをAランクに入れ、可能性を否定できるものをCランクに入れていきます。こうなると、一体このBランクの認定患者はどのようにして認定を受けているのか、一体その認定に科学的基準があると言えるのか、私は非常に疑わしいと考えています。ぜひ私はこの参議院の社会労働委員会が今度提議法案と特別措置法の改正案を審議されるに当たって、この認定基準の実際の運用実態と、それからそのような基準の科学的根拠について説明していただきたい。これは民間の研究者ではできない奥の院に属する部分のたい。今日の認定の実態というのはむしろそこに問題があるというふうに考えます。

○省脱タケ子君 時間がありませんで次へ進みたいと思いますが、実は先ほどもお話の中に遺族補償、弔慰金の問題が出ておりました。私は広島へ参りまして、各団体のいろいろな陳情を受けた際にも、これは被爆者協議会の松島さんという方も冒頭におっしゃっておられましたけれども、現行施策は被爆生存者のための対策だけだと、いまだに死没者調査さえ国家で責任を持ってやってもらっていないのだと、国の責任で死没者調査ぐらいはやるべきだというふうな御意見とか、そういう点が出ておりましたし、それに関連をいたしまして死没者調査が十分できていないという段階で遺族補償の問題、弔慰金の問題というのは大変な課題だと思っております。これはもう絶対に必要な要件だろと思うわけです。そういう点で遺族補償、弔慰金の問題について、これは先ほど鈴木参考人もその点はお述べになっておられたと思うのですが、けれども、これは現行法では、ざぱり言っておられるように、生存被爆者の対策でしかありませんので、こいつた点ではやはり援護法の立場、こいつた点を実現していくためには援護法を

推進するということ、これが何よりも必要ではないかと私も思っているわけですが、鈴木参考人は御要望としては出ておったようだけれども、そういう点についてはどういうふうにお考えで、そうおっしゃったのか、その辺少し伺いをしておきたいと思えます。

○参考人(鈴木美秀君) お答えさせていただきます。私も参議院に野党四党で被爆者援護法を提案していただいておりますことに非常に感謝申し上げます。私もこの被爆者援護法が即刻できますことを非常に期待するわけでございます。しかしながら、過去にさかのぼって考えてみますと、被爆者援護法というものはなかなか実現の可能性を見出し得ません。私はここでお願い申し上げたいのですが、被爆者の問題を野党四党というこでなしにどうして全党一致で取り上げていただけたのか、これが残念でたまりません。野党四党共同提案は私も感謝しておりますけれども、過去に社会党からも何たびか提案していただきましたけれども目の目を見るに至っておりません。先ほど申し上げましたように、被爆者は一刻一刻死没しております。これらを援護法ができるまで待てと言っても待てる筋合いのものではないと思えます。したがって、私も先ほどから陳述いたしましたように、現行法は国家補償の精神に立っておるはずだ、したがって、その精神で少なくとも被爆者の遺族が悲願としておりますところの被爆死した者は大死にはなかつたのだぞという国の弔意だけはあらわしていただきたい。また、財産損失者についても見舞い金だけではどうしても支給していただきたいということを願っております。被爆者援護法という名前がなければそのことができないのかと私も考えてみましたけれども、いま申し上げますように、国家補償の精神があるのあれば、現行法の中に先生方のりっぱなお知恵で入れていただくことは可能であらうというふうに私も考えまして、必ずしも被爆者援護法というものを否定こそ

いたしませんけれども、もう待てないんだというところで、現行法をその精神に沿って即刻改善していただくようお願い申し上げます。大変失礼な申し上げ方になって恐縮でございますが、私どもは被爆者の問題は国民的な理解と支持を得たい、これが悲願でございます。被爆者の。したがって、全党一致で取り扱っていただくことを強く念願しておりますが、現在実現いたしておりません。これが私は非常に残念でございます。ことを申し上げてお答えにかえさせていただきます。

○審判タケ子君 大変よくわかりました。それでは、どうして四党提案でなくて全会一致にならなかったかという、被爆者援護法が、全会一致であればもちろん被爆者援護法でよろしいという御見解でございますか。

○参考人(鈴木美秀君) 被爆者援護法の中に、先ほどから都府県参考人がおっしゃるように、恐らくいま申し上げたような国民的な理解と支持の得られるという内容でありますならば、私はそれは結構だと思えます。しかしながら、私は率直に申し上げて、遺族年金などは考えておりません。少なくとも爆死した者についての用意、あるいは財産損失者に対する見舞いは絶対にやっていただきたい。これは私も思っている限り続けてお願いしていきたいと思えますけれども、遺族年金までは考えておりません。これは、先般の衆院の社労委員会にも私出しまして陳述したときにはっきり申し上げております。爆死者の遺族はほとんどが被爆者でございます。中には漏れる方もあるかと思えますけれども、大部分の爆死者の遺族は被爆者であるというところから、被爆者の、いま先生のお言葉にありました被爆生存者のこの対策を十二分にやっていただきますならば、遺族年金までもお願いしなくても済むんじゃないか、これは一般戦争犠牲者に及ぶということをたびたび厚生省の方々からも、あるいは先生方からお聞きしております。一般戦争犠牲者に及ぶとするならば、特殊な状態であつたわれわれが

がまんしてバランスのとれた補償を一般戦争犠牲者にもしていただくために、われわれはがまんしてきたい、このように考えておるわけでございませう。したがって、私どもは被爆死者だけを弔慰金の対象だと、悲願として申し上げておりますけれども、そうは考えておりません。一般戦争犠牲者にもバランスのとれた、せめて弔慰金だけは皆さんの力で、先生方の力で支給するようなところまで持っていくていただくようにお願いしたいと考えておるわけでございます。

○審判タケ子君 それじゃ、時間がありませんので、あと一点だけ伺いをしたいと思います。それは、午前中の陳述の中で田沼参考人からのお話の中で、四十年の実態調査でもやられたけれども、被爆者が何人おって、死没者が何人かというのが、実態がいまだに不明だと、しかもいかにそれが凶悪な惨状であつたかということを示すというお話がありました。また、室田参考人もおっしゃっておられましたけれども、お母さんの戸籍が二十七年たつてお墓をつくつて以後まだ戸籍に残つておたつたというふうな状況になつておるといふふうな、実に何と言いましようか、想像に絶する事象だと思つておるわけですね。先ほどちょっと触れましたが、広島へ参りまして、各団体からの御意見の中でもいまだに被爆三十年を迎える今日、死没者調査さえ国の責任でやられていないんだということが何回も述べられておりましたが、こういう点で、どうしても被爆三十年を迎えておる今日、被爆者の実態調査はきわめて大事ではないかというふうに思ふんです。遅きに失するとは言いながらも、せめて三十年を契機にして、ぜひ実態調査をきわめるといふことが大変大事な仕事ではないかと思ひます。五十年実態調査を行つたというところになつておるわけでございませうが、四十年にもやられたというふうな前例にかんがみまして、実施に当たつての御要望なり御意見なり御見解なりございましたら、あわせて伺ひをしておきたいと思ひます。

○参考人(田沼肇君) 昭和四十年の被爆者実態調査は、たとえば今度昭和五十年の被爆者実態調査の調査事項と共通して、基本調査、生活調査、事例調査というふうになつていたかと思ひますが、実はどういふわけか事例調査の結果及び内容は公表されておられません、と私は理解しております。どうしてこういうことが起こるのか、これを直接担当された、私の親しい慶応大学の中鉢教授や一橋大学の石田教授に伺つても真相はわかりませんが、昭和四十年の被爆者実態調査、せっかく行つた実態調査、しかもこれは石田教授などの論文もありましたけれども、事例調査の持つた意義は被爆者対策にとつて大きいのであつて、それが結果が公表されてないというところはきわめて遺憾であります。今度の昭和五十年の被爆者実態調査に關してそういうことが起こらないように私はぜひお願いしたいと思ひます。

いろいろな欠陥を持ちながらも、昭和四十年の被爆者実態調査はそれなりの成果も上げたと思ひます。たとえば私も研究者の立場から見ても、この調査の結果、皮肉なことと言つてもいいのかもしれないが、特別被爆者を区別する論拠がいよいよ薄弱になつたという感じがあの報告書を読んだときにいたしました。それからまた、クロイドが原爆とは直接に關係ないというABCの議論がありましたが、これについてもABCの議論が矛盾するデータが日本政府の調査によつて公式に表明されたということも私は意義が大きいと思ひます。ですから、何から何まで無益であつたということではないので、昭和五十年の実態調査についても私は期待するところが大変大きいということを二番目に申し上げておきたいと思ひます。

そして第三点として、昭和四十年の実態調査の持つていた決定的な欠陥でもあり、それから昭和五十年の実態調査が持つと言われている決定的な欠陥でもある死没者調査の欠陥、これは非常に遺憾に思ひます。ただ、昭和五十年の実態調査では、遺族が被爆者である場合に限つて調査が行われるというふうに手直しされているかとも聞きませうけれども、いずれにしても全面的な死没者調査が原爆の被爆者の調査から抜けているというところは、事が重大だと思ひます。それは二重の点で言えると思ひます。

一つは、原爆のような兵器、けさ以来解明されてきている原爆の兵器としての特殊性にかんがみて、どのくらいの人がかれまでに死んだかということ抜きにした被爆者実態調査は、核兵器の恐ろしさの過小評価に国民の世論を導くおそれがある。またそのようなとらえ方は、核兵器の被害というものの正しい科学的なとらえ方とは言えないというものが私の批判の第一です。

それから第二点は、いまいろいろ御意見もありませんけれども、私は四党の御努力で提案されているこの援護法に対する政府との關係の一番大きな食い違いは、年金がかさみ過ぎる云々ということではなくて、国家補償の精神に立つた立派な基本に考えますが、それにしてもそのことを含めてやはり現在私どもの承知している範囲では、やはり被爆者の遺族の方々の問題というのは、政府がこの方々に対してどういふ態度をとるかという大きな分かれ道をつくり出すものだと思います。もし昭和五十年の被爆者実態調査の中から死没者調査が現状の程度で終わるとするならば、私はその引き起こす結果の第二として、被爆者の切実な要望である遺族に対する援護という施策が著しく立ちおくれることになるのではないかと、これまでの国会審議の経過を見ても、昭和五十年の実態調査ないしは国勢調査付帯というふうなことも言われておつた時期から、その調査を待つて遺族に対する援護は本格的にやるべきだし、やろうというふうなことに大筋としてはなつていたことがこの調査が実現する段階になつてはぐらかされてしまふというふうに私は承知いたします。

以上です。

○審判タケ子君 もう時間がありませんので、これは四十年の実態調査で未発表のものがあるとい

う点についてはお聞きをしたいと思いますけれども、時間がありまじからまた別の機会に譲って、それじゃ私は終わります。

○柄谷道一君 最初に田沼参考人にお伺いいたします。

ただいま指摘されたわけですが、私はこれからの審議のやはり焦点は国家補償の理念に立つか、それとも原爆被害者の特殊性は認め、現行二法の充実は図るけれども、一般被災者の関連や国との身分関係という在来の考え方がある中で、基本としては社会保障の理念に立つか、その境目ではないかと、こう私自身も認識いたしております。そこで、高野参考人が退席されましたわけですが、三十八年十二月七日の東京地裁の判決というものが非常に意味を持ってくるのではないかと、こう思うわけです。広島、長崎での原爆投下は国際法違反である。しかし日本国民はアメリカ法上、また日本法上個人としてその被害に對し裁判所に賠償を求める道はない、こう判決し、しかもその末尾において「戦争災害に對しては当然に結果責任に基く国家補償の問題が生ずるであらう。」こう裁判は指摘し、そして、最後に「裁判所の職責ではなくて、立法府である国会及び行政府である内閣において果さなければならぬ職責である。」こう結んでおられるわけですが、田沼参考人はこの判決は国家補償の原則に立つ判決と理解しておられますか、端的にお伺いいたします。

○参考人(田沼肇君) いまの東京地方裁判所の問題に關しましては、私は法律的には全く素人でございますから、直接に結論を地方裁判所の判決について申し上げることはできませんけれども、しかし、高野参考人の鑑定だけではなくて、安井郁鑑定人の鑑定書も出ており、全体として、私が法学の素人ではありますけれども、東京地方裁判所の判決をどう理解しておるかということに關して言えば、これはやはり国家補償の立場に立つというふうには私は理解しております。

○柄谷道一君 そこで、これ、法律の専門家でな

い田沼先生にはなだ失礼なものでありますが、高野参考人は第二項の個人として災害に對し裁判所に賠償する道はないというこの判断について違和性があるがと、こう言われておられるわけでございますけれども、社会政策御専門だと聞いておりますけれども、先生の立場から、この違和性という問題についてどういう御所見を持っておられますか、お伺いします。

○参考人(田沼肇君) それは法律学特有の用語です。私、私はちよつと答えられませんが……

○柄谷道一君 もう一つお伺いいたします。

判決の出た日、当時の黒金官房長官が政府談話を発表したしております。これによりますと、結果として国際法違反であるということが認められたことに對しては異論を持つけれども、ともかく賠償問題として結論的に国側の主張が認められているので妥当な判決である、こう官房長官は述べているわけでございます。ただいまの参考人の国家補償の立場に立つものであるという判断と、この官房長官の談話というものは非常に食い違っているのではないかと、こう思いますけれども、先生個人としての所見はいかがでございますか。

○参考人(田沼肇君) それは食い違ふことはしばしばあるのではないのでしょうか。いまも安井鑑定書のことも申しましたとおり、あの裁判全体を被爆者問題でどう理解するかというところに触れながら述べたので、その安井鑑定書なら安井鑑定書というものが十分に取り入れられているかどうかという点については疑問を持っております。

○柄谷道一君 裁判の問題は御専門ではないので以上で置くとしまして、田沼参考人は伊東参考人が述べられた原爆の瞬時性、無差別大量性、総合性、持続性、そういう本質を支持しながら、その狂暴性と被害者の心の被害というものにかなりみて、一般戦災者とのバランス論、国との身分関係論、社会保障の枠内論ということに對して反論をされて、国家補償の立場をとることが妥当であるという参考意見を述べられたわけでございますけれども、さらにそれを補足する御意見はございませんか。

○参考人(田沼肇君) 補足する機会を与えられたのは大変ありがたいのでございます。午前中に私が述べたことの中で、述べようと思つて時間の関係で落としたことだけ申し上げますと、一つは原爆の被害の恐ろしさといふ点、特異性といふものに關して言えば、最近アメリカに押取されて行つた戦争中の日本の資料がマイクロフィルムなどで日本にもまた入手されるようになって、私の大学の図書館にも入つてきておるのでございます。たとえばアメリカの日本関係の文獻は合衆国の国立公文書館、あるいは議会図書館などに所蔵されて

いるわけですが、そのうちの一部分が返つてきて、最近私が調べて明らかになったのは、ちょうど原爆が広島に投下されて二日後の東京警視庁の原爆投下に関する調査、正確には広島市爆撃問題に対する反響第一報という資料でありました。すでにこの時期、原爆が投下された二日後には、あるいはもう少し言えば翌日にはもうこれが原子爆弾であり、それは比類なき残虐な兵器であるというところを、当時の日本の当局者は知つていた。ですから、そういう見地から言えば、実は原爆の残虐さというものがその後の討論の中でも一層明らかになりましたけれども、使用された直後からもう戦争中の中で強調されていたという事実を私はかみしめたいと思つております。その点では国会の審議の中でやはり援護法というものの對してそれにいろいろ議論があるのは当然かと思つておられるけれども、それがどうしても必要だといふことのもう一つの力にしていきたいのは、この原爆被害の残虐性といふことを強調させていただきたい、こういふふうに思ひます。

○柄谷道一君 市川参考人にお伺いいたします。微量放射線の影響に關する貴重な御意見を拝聴いたしました非常に参考になったわけでございますけれども、ICRPの一九六五年勧告を基準にされて、現在の二十五レムという基準が古い、不完全な資料に基づく非科学的な判断である

と、こういう趣旨の参考意見を述べられたと理解するわけでございますけれども、広島大学の竹下健児教授が新聞の発表をしているところによりまして、いわゆる黒い雨地域に對しての中間報告を發表されております。十六キロ地点で三・三四ナノキュリー、十七キロ地点で二・六二ナノキュリーの放射性物質を検出をした、五、六及び十二・五キロ、十八ないし二十キロ地点まで局地的に高濃度のセシウムを検出した、十六ないし十七キロ地点では普通の三倍のセシウム量であるといふことを新聞で發表されているわけでございます。こうした事実もございまして、現在広島県、市におきましてはこの黒い雨地域の指定地域拡大問題が一つの大きな問題となつておりますけれども、先生の専門的立場から、この竹下教授の戦後三十年たつてなお残存している放射性物質とセシウム等の実態からいたしまして、その人体に与える影響といふものについてどのような判断を持つべきか、ひとつお伺いをいたしたいと思います。

○参考人(市川定夫君) お答えいたします。先ほどから申し上げておる中で若干の誤解を生じているようでございますので、まず訂正させていただきますと、私が古いデータに基づいてそういう古い資料だけを選択して判断していらつしやると批判したのは必ずしもICRP、国際放射線防護委員会の六五年、昭和四十年の勧告に對比して申し上げているわけではございません。私自身の考えはけさほど申し上げましたように、国際放射線防護委員会の勧告すら、この少なくとも六五年の勧告と申しますのは、いまではもう非常に危険な古いものであると、ただしそれに比べてもなおかつ五八年の基準を持ち出していらつしやるとすれば、非常に古い不完全な資料に基づいておつちやつておると申し上げたことで、決して六五年の勧告が完全でそれに對比して申し上げているわけではございませんから御了承願ひます。

で、広島市の竹下さんほかの残留放射性物質、いろいろな核種検出されておりますけれども、たとえばセシウム137の検出の件について申しますと、三

十年たった現在ですらそういう他地域よりも高濃度で残っているというところは、いままでの放射性物質の長寿命を考えると、いままでの被害について考えられなかった直接被爆以外にこういった間接被爆を非常に重視しなければならないということ、物を語っているのではないかと、思われる。と申しますのは、先ほどから申し上げております推定被爆線量というものがその位置及び遮蔽効果、それに中性子線の生物効果比、RBEというのですが、それをもとにして推定されているわけですが、それが、もう二、三次被爆の問題、たとえば黒い雨が降ってきてそれに非常に多量の放射性核種が含まれておる、そういった二次被爆の問題を考慮していない。で、そういった問題を含めると、この推定は非常にむづかしくなるわけなんですけれども、先ほど、朝申し上げましたように、いよいよ二、三キロ二十五センチというような切り方がきわめて不合理であるということになってくることかと存じます。それともう一つは、こういった長寿命の核種の存在、しかも核種によりましては、セシウムもそうでございますが、体内に長く残留しやすい核種というものが存在するわけで、そういったことを考えますと、原爆による障害というものが非常に伊東参考人もけさほど申されましたけれども、持続性のある問題でございます。生物学的にも私自身も申し上げましたが、遺伝学的に、それからそういう悪性腫瘍等の発生も原因を申し上げれば染色体に起こった異状でございますから、これは完全な治療というのは理論的にも非常にむづかしい問題になっているわけです。そういう染色体に起こっている傷を治すということ、非常にむづかしい問題であります。対症療法的な治療しかない、根本的な治療がないというのはそこにあるわけで、遺伝子突然変異も同じことで、それも含めてこういう原子爆弾の被爆というものには持続性があり、しかも回復不能、しかも子孫にまで伝わるというところを考えると、けさほど来いろいろの方の議論にありますが一般戦災者と対比の議論を考へてみましても、原爆の場合は

非常に特殊な問題を含んでいるかと存じ上げます。それから私自身も大阪で小学校の三年生のおきに家を焼かれたもので、火の中を逃げ出した者で、すけれども、そういったわれわれのような一般戦災者、まあ正確には私たちの親がそうなるのかもしれないませんが、そういったものとは相当質的に異なつたものがあると、だから同列に一般戦災者との対比は論すべきではないと、そういうふうに考えます。

○柄谷道一君 時間が二十分でございますので、あと二問だけいたします。

一つは、鈴木参考人にお伺いいたしますが、今日の陳述の中で、筋が通ること、節度があること、そして全国民の合意と共鳴を得ること、この三原則を述べられました。私まことに貴重な御意見であると思つてございしますが、政府原案も、われわれ野党四党が出しておりますこの援護法も、健康診断と健康管理、そして医療給付、被爆者年金、遺族年金、弔慰金、医療手当、介護手当、葬祭料、病院その他の施設の提供、これらを網羅いたしておるわけでございますけれども、いわゆる財産喪失者に対する補償をたいたいまも非常に強く主張されているわけでございます。ただいま市川参考人等のお話を承りましたも、健康、いわゆる命と暮らしと心という、その受けた被害に対する補償というものの対して一般戦災と異なる面があるという点の強調はあるわけでございますけれども、この財産喪失者に対する補償を一般戦災者と異なつて特に補償すべきであるというこの論議についてひとつ御説明を願いたい。

時間もございせんので、もう一点あわせて申し上げておきます。任都栗参考人にお伺いするわけでございますが、私は現地視察で広島に参りましたときに、核禁会議の谷本さんが、被爆者は人間の善意と国の温かい配慮を信じてこの三十年間静かに、そして力強く自力更生に努めてきた、あるときは神への信仰にも心の支えを見出してきた、しかしその真剣な努力と善意への期待が失望と恨みに変わることが一番恐ろしいという、宗教

家らしい発言をされて心を打たれたわけでありました。本日もまた伊東参考人は心の障害、こういう視点から国家責任に基づく援護法の成立こそがこの心の傷をいやすというのを強調されたわけでございます。任都栗参考人は主として、さきさきながら原爆病院施設とか現行二法の改正を当面の目標とすべしというのが御論旨であつたと思つてございまして、これら心の問題について、果たしてそれで被爆者の満足といえますか、期待というもののにこたえることができるのかどうか、この点に対する御所見、二点を承りまして、私の質問いたします。

○委員長(村田秀三君) 初めに鈴木参考人、お願いします。

○参考人(鈴木美秀君) お答えさせていただきます。

私も財産喪失者に対する補償をお願いしております論議についてということでございます。私も、今度の原爆による、あるいは一般戦争による戦災者の方も含めてでございますけれども、これは戦争の直接被害であるというように考えます。したがって、戦争の直接被害であるものは当然国として補償をしていただくべきだという考え方をしております。すでに直接の被害を受けた方々、引き揚げ者の皆さんにも在外資産の補償というふうなものがなされております。なおまた、先般行われました農地補償と申しますか、これは戦争の直接被害ではなかつたと思つて、間接被害であつたと思つて、占領軍の政策によつてああいうことがやられたということであつたわけでございますけれども、それに対しては少なうとも直接の戦争被害であり、先ほど申し述べましたように、内地が戦場になつたからであります。内地が戦場になつておらない過去の戦争のように、満州とかどこかの平野で戦つておつたのであればこんな悲惨な被害は受けたかと思つて、したがって、内地が戦場であつたことははっきりしております。その戦争によつて直接被害を

受けた財産喪失者には当然国として補償していただくのが筋だと私も考えます。したがって、私もただそれを補償していただくというふうなことは、さつきも御質問にお答えしましたように考へておりません。当然一般戦争犠牲者の皆さんにもそれだけの補償はしていただきたい。しかし、私はさつきもつけ加へましたように、われわれもがまんする。特殊な、いま国内で話題になるような被害を受けたわれわれもがまんします。したがって、一般戦争犠牲者の皆さんとバランスのとれた補償だけはしていただきたい。ただし、被爆者の遺族は、さつき申し上げましたようにほとんどが被爆者であります。この被爆者の特殊性を認めて、被爆者の生存者に対してはまた特別措置法のような観点から十分な補償をしていただきたい。これだけで私は一般戦争犠牲者と原子爆弾の被爆者の区別はつくのではないかと、いうように解釈しておりますので、私も、やはり戦争の直接の被害である財産の喪失者については当然国として見ていただきたいわけでございます。

以上でございます。

○委員長(村田秀三君) 任都栗参考人をお願いいたします。

○参考人(任都栗司君) 私は援護法を全面的に否定しないというところは、国家補償の立場に立つて援護法をここに制定しようとする主張をしております。その姿に対してはいろいろと敬意を表しますが、中身の中で、たとえば年金を支給するという段階になりまして、その中身は無差別に結局支給しようという結果にあつた法の実施段階になればなるんじやないかと思つて、これは私はもう少し研究すべき余地があると思いますが、現在の被爆者の中で、きわめて切実に困窮を訴へ、または実際の日々の生活の中で不自由を訴へておる人たちがおります。年々を要求する声の中にもまたいろいろと事情がございまして、私は、このようなことを、何といひますか、卑俗な言葉で言いまし

てはなはだ失礼でございますが、無差別に、どんな勘定というふうな気持ちで与えるべきでなく、根拠のある数字に立脚して立法をすべきだと思います。それには、私は従来常にそのことを主張してきたのでございますが、被爆者の実態調査がきわめて必要だと思ひます。実態調査をいたしまして、その実態調査の数字の根拠に立って立法、立案措置が望ましいと思ひます。戦後、久しく唱えたことでございますが、特に国勢調査にこの原爆実態の調査をすべきだという主張を医療法制定以前に強く要求いたしました。私は医療法制定に当たつても、または措置法制定に当たつても、この実態調査が明確になつておたら、その根拠に立つてすべての立法措置が講ぜられるべきであると、こう心得ております。現在でもおくれが、特にいま行われようとしておる実態調査は全国的なものでは非常に困難を来すような状態がございします。この実態調査を相当大がかりに、経費も要することではございしようが、やらなくてはなりません。そこで原爆被爆者の救済は一人の遺漏者なきことを期するとともに、一人の乱給があつてはならぬと思つております。原爆被爆者に対する厳密なチェックをしていかなければなりません。重ねて申し上げますが、原爆被爆者の救済に一人の遺漏者があつてはなりません。この医療法を制定するとき、またはこの医療法の拡大が唱えられ、そしてこの拡大をするときに、もし今日のようないろいろなデータが明らかになつておつたならば、私は二キロというふうな制約はなかつたと思ひます。直ちにそれが三キロとなり四キロとなるうと思ひます。今日なお考へることは残留放射能の影響はいろいろな角度からたゞいま諸先生方から説明がございしましたが、私は貴重なデータを持つて、政府当局もこれを基礎といたしまして今後法的措置をとらるべきであると思ひますが、いましめじみと感ずることは、たゞいま実態調査をする

その角度と、医療法が制定せられるごろに実態調査をせらるる関係とはいささか異なつた角度の答えが出やすいかというおそれがございします。しかしながら、実態調査でございしますから、どこまでも法的に根拠を置きまして厳密な実態調査をしていかなければなりません。これは膨大な費用が要すると思ひます。私は、今後援護法をつくるにいたしまして、現行二法を改正するにいたしまして、厳密なる実態調査の実施をここに持つて、その基礎に立って立法の措置を講じていかなきゃならぬと思ひます。ところが、それまで被爆者の現在の悲惨な、切実に訴えておる実情を無視することはできません。その無視できない数点を先ほど申し上げて、このようないことは直ちに原爆という特異事情に基づいて、関連立法等にこだわることなく救済の道を、予算措置をとつてやるべきじゃないかと主張していただいたのでございします。いま御質問の中にございした、私は、あらゆることを実行する上に、実態調査を基礎にして、根拠ある確信すべき数字の上に立つて物事を解決すべきであると思ひます。これこそ、私は援護法の中身に盛り込んでおるあらゆる問題を安心をして、政府もまた逡巡疑なくこれを実行する根拠とならうと思ひます。広島県の現在の実情におきまして、残留放射能に関する黒い雨の処理については、まだ未解決でございします。援護法の中に先ほど私がたびたび申し上げた数点の事柄も、援護法だけを実施してこれが解決づけ得ない内容でございします。私は急ぐ問題を今日の被爆者の当面の問題として解決をつけていただくことを主張し、さらに援護法制定に当たつては、中身に對していさしくわれわれにも検討さしていただきたいという中身がございします。私は具体的事情をここでこの点がございします。私というものを説明させていただく時間を持ちませうが、何かの機会がございませば、私はあの援護法とわれわれが望んでおります中身との実情を申し述べさせていただければ非常に幸せだと存じます。

失礼いたしました。

○委員長(村田秀三君) それでは、先ほど山崎委員の質問の中で保留をされておりました厚生大臣の所見をお伺いしたいと存じます。田中厚生大臣。

○國務大臣(田中正巳君) けさほど以来各参考人からはいろいろと貴重な御意見を承りました。専門的な事項につきましては、私は専門家でございますし、科学的な問題については別途別な機会にしかるべき人からいろいろと表明をさせていただきたいというふうに思ひます。

その他、いろいろ政策選択の問題につきましてはいろいろ考へるところがございします。しかし、この場面においてこれをいろいろと申すことについては、場面が私いささか適當でないと思ひますので、むしろこの後本案についての審議があらうと思ひますから、審議の過程において私の所懐を申し述べたいと、かように思ひますので、御了承願ひたい。

○委員長(村田秀三君) 他に御発言もなければ、本日の審査はこの程度にとどめます。

参考人の皆さんに一言お礼を申し上げます。本日は長時間にわたりまして貴重な御意見を賜り、かつ各委員の質問に對しましてそれぞれ専門的な立場からお答えをいただきました。まことに明快に理解することができたかと思ひます。

本案件はまことに重大な問題でございまして、ただ単に広島、長崎だけの問題ばかりではなく、いろいろな意味において全國民的な課題でもあらうかと存じますので、本日の皆様方の御意見をもとにいたしまして、その解明解決のために努力をしていきたいと、かように考へておるところであります。

委員会を代表いたしましたして、参考人の皆さんに深甚なる謝意を表したいと存じます。まことにありがとうございました。(拍手)

午後五時三十分散会

六月六日本委員会に左の案件を付託された。

- 一、雇用・失業対策確立に関する請願(第五六四九号)(第五六五〇号)(第五六五一号)(第五六五二号)(第五六五三号)(第五六五四号)(第五六五五号)(第五六五六号)(第五六五七号)(第五六五八号)(第五六五九号)(第五六六〇号)(第五六六一号)(第五六六二号)(第五六六三号)(第五六六四号)(第五六六五号)(第五六六六号)(第五六六七号)(第五六六八号)(第五六六九号)(第五六七〇号)(第五六七一号)(第五六七二号)(第五六七三号)(第五六七四号)(第五六七五号)(第五六七六号)(第五六七七号)(第五六七八号)(第五六七九号)(第五六八〇号)(第五六八一号)(第五六八二号)(第五六八三号)(第五六八四号)(第五六八五号)(第五六八六号)(第五六八七号)(第五六八八号)(第五六八九号)(第五六九〇号)(第五六九一号)(第五六九二号)(第五六九三号)(第五六九四号)(第五六九五号)(第五六九六号)(第五六九七号)(第五六九八号)(第五六九九号)(第五七〇〇号)(第五七〇一号)(第五七〇二号)(第五七〇三号)(第五七〇四号)(第五七〇五号)(第五七〇六号)(第五七〇七号)(第五七〇八号)(第五七〇九号)(第五七一〇号)(第五七一一号)(第五七一二号)(第五七一三号)(第五七一四号)(第五七一五号)(第五七一六号)(第五七一七号)(第五七一八号)(第五七一九号)(第五七二〇号)(第五七二一号)(第五七二二号)(第五七二三号)(第五七二四号)(第五七二五号)(第五七二六号)(第五七二七号)(第五七二八号)(第五七二九号)(第五七三〇号)
- 一、戦時災害援護法制定等に関する請願(第五六八一号)(第五六八二号)(第五六八三号)(第五六八四号)(第五六八五号)(第五六八六号)(第五六八七号)(第五六八八号)(第五六八九号)(第五六九〇号)(第五六九一号)(第五六九二号)(第五六九三号)(第五六九四号)(第五六九五号)(第五六九六号)(第五六九七号)(第五六九八号)(第五六九九号)(第五七〇〇号)(第五七〇一号)(第五七〇二号)(第五七〇三号)(第五七〇四号)(第五七〇五号)(第五七〇六号)(第五七〇七号)(第五七〇八号)(第五七〇九号)(第五七一〇号)(第五七一一号)(第五七一二号)(第五七一三号)(第五七一四号)(第五七一五号)(第五七一六号)(第五七一七号)(第五七一八号)(第五七一九号)(第五七二〇号)(第五七二一号)(第五七二二号)(第五七二三号)(第五七二四号)(第五七二五号)(第五七二六号)(第五七二七号)(第五七二八号)(第五七二九号)(第五七三〇号)
- 一、看護教育の改善に関する請願(第五六八二号)
- 一、療術の制度化に関する請願(第五六八五号)(第五六八六号)(第五六八七号)(第五六八八号)(第五六八九号)(第五六九〇号)(第五六九一号)(第五六九二号)(第五六九三号)(第五六九四号)(第五六九五号)(第五六九六号)(第五六九七号)(第五六九八号)(第五六九九号)(第五七〇〇号)(第五七〇一号)(第五七〇二号)(第五七〇三号)(第五七〇四号)(第五七〇五号)(第五七〇六号)(第五七〇七号)(第五七〇八号)(第五七〇九号)(第五七一〇号)(第五七一一号)(第五七一二号)(第五七一三号)(第五七一四号)(第五七一五号)(第五七一六号)(第五七一七号)(第五七一八号)(第五七一九号)(第五七二〇号)(第五七二一号)(第五七二二号)(第五七二三号)(第五七二四号)(第五七二五号)(第五七二六号)(第五七二七号)(第五七二八号)(第五七二九号)(第五七三〇号)
- 一、救急医療体制確立に関する緊急措置法(仮称)の制定等に関する請願(第五七九二号)

第五六四九号 昭和五十年五月二十六日受理
雇用・失業対策確立に関する請願

請願者 北九州市八幡西区春日台市住四ノ三 岡田勝外四十九名
紹介議員 岩間 正男君
この請願の趣旨は、第五〇二七号と同じである。

第五六五〇号 昭和五十年五月二十六日受理
雇用・失業対策確立に関する請願
請願者 北九州市八幡西区永大丸 竹下勇 外四十九名
紹介議員 上田耕一郎君
この請願の趣旨は、第五〇二七号と同じである。

第五六一号 昭和五十年五月二十六日受理
雇用・失業対策確立に関する請願
請願者 北九州市八幡西区八千代町 江川 正代外四十九名
紹介議員 小笠原貞子君
この請願の趣旨は、第五〇二七号と同じである。

第五六五二号 昭和五十年五月二十六日受理
雇用・失業対策確立に関する請願
請願者 北九州市八幡西区別所町一ノ三ノ四〇四 武田信明外四十九名
紹介議員 加藤 進君
この請願の趣旨は、第五〇二七号と同じである。

第五六五三号 昭和五十年五月二十六日受理
雇用・失業対策確立に関する請願
請願者 北九州市八幡西区馬場山 田中金 吉外四十九名
紹介議員 春日 正一君
この請願の趣旨は、第五〇二七号と同じである。

第五六五四号 昭和五十年五月二十六日受理
雇用・失業対策確立に関する請願
請願者 北九州市八幡東区横田二ノ六ノ八 柳沢順子外四十九名
紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第五〇二七号と同じである。

第五六五五号 昭和五十年五月二十六日受理
雇用・失業対策確立に関する請願
請願者 北九州市八幡西区香月町楠橋森ノ下 柴崎利夫外四十九名
紹介議員 河田 賢治君
この請願の趣旨は、第五〇二七号と同じである。

第五六五六号 昭和五十年五月二十六日受理
雇用・失業対策確立に関する請願
請願者 北九州市八幡西区香月町楠橋 山 野秋子外九十九名
紹介議員 香脱タケ子君
この請願の趣旨は、第五〇二七号と同じである。

第五六五七号 昭和五十年五月二十六日受理
雇用・失業対策確立に関する請願
請願者 北九州市八幡西区香月町岩崎 桐 田ミツエ外九十九名
紹介議員 小巻 敏雄君
この請願の趣旨は、第五〇二七号と同じである。

第五六五八号 昭和五十年五月二十六日受理
雇用・失業対策確立に関する請願
請願者 北九州市八幡西区金剛 高野浦美 千代外九十九名
紹介議員 近藤 忠孝君
この請願の趣旨は、第五〇二七号と同じである。

第五六五九号 昭和五十年五月二十六日受理
雇用・失業対策確立に関する請願
請願者 宮城県仙台市新坂町三ノ二六 梅 津あさよ外二百四十九名
紹介議員 須藤 五郎君
この請願の趣旨は、第五〇二七号と同じである。

第五六六〇号 昭和五十年五月二十六日受理
この請願の趣旨は、第五〇二七号と同じである。

雇用・失業対策確立に関する請願
請願者 宮城県泉市将監二ノ一ノ一三二 佐藤ふみの外二百四十九名
紹介議員 立木 洋君
この請願の趣旨は、第五〇二七号と同じである。

第五六六一号 昭和五十年五月二十六日受理
雇用・失業対策確立に関する請願
請願者 北九州市八幡西区上津役 山元 京子外九十九名
紹介議員 塚田 大願君
この請願の趣旨は、第五〇二七号と同じである。

第五六六二号 昭和五十年五月二十六日受理
雇用・失業対策確立に関する請願
請願者 宮城県塩釜市桜ヶ丘六ノ一 伊藤 セヨ外九十九名
紹介議員 内藤 功君
この請願の趣旨は、第五〇二七号と同じである。

第五六六三号 昭和五十年五月二十六日受理
雇用・失業対策確立に関する請願
請願者 北九州市八幡東区中尾一ノ二〇ノ一〇 川上敏雄外四十九名
紹介議員 野坂 参三君
この請願の趣旨は、第五〇二七号と同じである。

第五六六四号 昭和五十年五月二十六日受理
雇用・失業対策確立に関する請願
請願者 宮城県塩釜市桜ヶ丘六ノ八 山田 光子外九十九名
紹介議員 橋本 教君
この請願の趣旨は、第五〇二七号と同じである。

第五六六五号 昭和五十年五月二十六日受理
雇用・失業対策確立に関する請願
請願者 宮城県遠田郡南郷町大柳明神一ノ一 野田良子外九十九名

紹介議員 星野 力君
この請願の趣旨は、第五〇二七号と同じである。

第五六六六号 昭和五十年五月二十六日受理
雇用・失業対策確立に関する請願
請願者 北九州市八幡西区町上津役 西野 ミツ子外九十九名
紹介議員 安武 洋子君
この請願の趣旨は、第五〇二七号と同じである。

第五六六七号 昭和五十年五月二十六日受理
雇用・失業対策確立に関する請願
請願者 宮城県塩釜市錦町二ノ一三 渡 辺公男外九十九名
紹介議員 山中 郁子君
この請願の趣旨は、第五〇二七号と同じである。

第五六六八号 昭和五十年五月二十六日受理
雇用・失業対策確立に関する請願
請願者 宮城県塩釜市赤坂一八ノ七 本郷 栄之丞外九十九名
紹介議員 渡辺 武君
この請願の趣旨は、第五〇二七号と同じである。

第五六六九号 昭和五十年五月二十八日受理
雇用・失業対策確立に関する請願
請願者 京都市東山区大和大路七条西入西ノ門町五五八 後藤スマ外四名
紹介議員 岩間 正男君
この請願の趣旨は、第五〇二七号と同じである。

第五六九〇号 昭和五十年五月二十八日受理
雇用・失業対策確立に関する請願
請願者 京都市東山区山科御陵鴨戸町一四ノ六 塩見和子外四名
紹介議員 上田耕一郎君
この請願の趣旨は、第五〇二七号と同じである。

第五六九二号 昭和五十年五月二十八日受理
雇用・失業対策確立に関する請願
請願者 京都市伏見区深草下横縄町二〇
中嶋弘司外四名

紹介議員 小笠原貞子君
この請願の趣旨は、第五〇二七号と同じである。

第五六九三号 昭和五十年五月二十八日受理
雇用・失業対策確立に関する請願
請願者 京都市伏見区深草鈴塚町六ノ一
松田茂外四名

紹介議員 加藤 進君
この請願の趣旨は、第五〇二七号と同じである。

第五六九四号 昭和五十年五月二十八日受理
雇用・失業対策確立に関する請願
請願者 京都市南区西九条南小路町一九
広部善盛外四名

紹介議員 春日 正一君
この請願の趣旨は、第五〇二七号と同じである。

第五六九五号 昭和五十年五月二十八日受理
雇用・失業対策確立に関する請願
請願者 京都市東山区今熊野宝蔵三〇 岡
本みつ外四名

紹介議員 神谷信之助君
この請願の趣旨は、第五〇二七号と同じである。

第五六九六号 昭和五十年五月二十八日受理
雇用・失業対策確立に関する請願
請願者 京都市南区東九条南山王町六一
木村啓吉外三千三百三十二名

紹介議員 河田 賢治君
この請願の趣旨は、第五〇二七号と同じである。

第五六九七号 昭和五十年五月二十八日受理
雇用・失業対策確立に関する請願
請願者 京都市伏見区深草下川原町二一ノ
八

紹介議員 沓脱タケ子君
この請願の趣旨は、第五〇二七号と同じである。

第五六九八号 昭和五十年五月二十八日受理
雇用・失業対策確立に関する請願
請願者 京都市南区東九条北島町七一 早
見伊一郎外四名

紹介議員 小巻 敏雄君
この請願の趣旨は、第五〇二七号と同じである。

第五六九九号 昭和五十年五月二十八日受理
雇用・失業対策確立に関する請願
請願者 京都市左京区修学院開根坊町四ノ
五 奥村良子外四名

紹介議員 近藤 忠孝君
この請願の趣旨は、第五〇二七号と同じである。

第五七〇〇号 昭和五十年五月二十八日受理
雇用・失業対策確立に関する請願
請願者 京都市伏見区深草鈴塚町六ノ一
白木藤治外四名

紹介議員 須藤 五郎君
この請願の趣旨は、第五〇二七号と同じである。

第五七〇一号 昭和五十年五月二十八日受理
雇用・失業対策確立に関する請願
請願者 京都市伏見区深草極楽寺町九ノ三
八 益山占徳外四名

紹介議員 立木 洋君
この請願の趣旨は、第五〇二七号と同じである。

第五七〇二号 昭和五十年五月二十八日受理
雇用・失業対策確立に関する請願
請願者 京都市東山区五条橋東六丁目 北
川晃司外四名

紹介議員 塚田 大願君
この請願の趣旨は、第五〇二七号と同じである。

第五七〇三号 昭和五十年五月二十八日受理
雇用・失業対策確立に関する請願
請願者 京都市南区東九条石田町七六 岩
田与作外四名

紹介議員 内藤 功君
この請願の趣旨は、第五〇二七号と同じである。

第五七〇四号 昭和五十年五月二十八日受理
雇用・失業対策確立に関する請願
請願者 京都市南区上鳥羽唐戸町一一四
高石政春外四名

紹介議員 野坂 参三君
この請願の趣旨は、第五〇二七号と同じである。

第五七〇五号 昭和五十年五月二十八日受理
雇用・失業対策確立に関する請願
請願者 京都市下京区二入町一六 西本
博外四名

紹介議員 橋本 敦君
この請願の趣旨は、第五〇二七号と同じである。

第五七〇六号 昭和五十年五月二十八日受理
雇用・失業対策確立に関する請願
請願者 京都市東山区間屋町正面上ル 藤
井小枝外四名

紹介議員 星野 力君
この請願の趣旨は、第五〇二七号と同じである。

第五七〇七号 昭和五十年五月二十八日受理
雇用・失業対策確立に関する請願
請願者 京都市東山区泉涌寺五葉ノ辻町一
五ノ七 米沢尚一外四名

紹介議員 安武 洋子君
この請願の趣旨は、第五〇二七号と同じである。

第五七〇八号 昭和五十年五月二十八日受理
雇用・失業対策確立に関する請願
請願者 京都市右京区川島調子町六二ノ七
恒本政利外四名

紹介議員 渡辺 武君
この請願の趣旨は、第五〇二七号と同じである。

第五七〇九号 昭和五十年五月二十六日受理
児童福祉法に基づき、学童保育の制度化等に関する請願
請願者 岡山市伊島町二ノ二ノ四八 根
岸純一外七百七十四名

紹介議員 中村 登美君
この請願の趣旨は、第四六五七号と同じである。

第五七一九号 昭和五十年五月二十八日受理
児童福祉法に基づき、学童保育の制度化等に関する請願
請願者 東京都新宿区百人町二ノ一〇ノ七
大田荘内 西元昭夫外七百七十七
名

紹介議員 市川 房枝君
この請願の趣旨は、第四六五七号と同じである。

第五七二〇号 昭和五十年五月二十七日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願
請願者 大阪府茨木市蔵垣内四七七一
早川キクエ外九百九十九名

紹介議員 多田 省吾君
この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第五七二一〇号 昭和五十年五月二十八日受理
雇用・失業対策確立に関する請願
請願者 京都市南区東九条宇賀辺町三一
菅原竹外四名

紹介議員 山中 郁子君
この請願の趣旨は、第五〇二七号と同じである。

全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 京都市右京区西京極東町三一 西

紹介議員 沢治郎外四名

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第五七一一号 昭和五十年五月二十八日受理

全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 京都市下京区西七条南月続町 原

幸二外四名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第五七一二号 昭和五十年五月二十八日受理

全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 京都市下京区屋形町六ノ三 志村

信子外四名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第五七一三号 昭和五十年五月二十八日受理

全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 京都市下京区花屋町新町東入中央

簡易宿泊所内 中川弘外四名

紹介議員 加藤 進君

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第五七一四号 昭和五十年五月二十八日受理

全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 京都市南区西九条唐戸町三二 猪

銅太三郎外四名

紹介議員 春日 正一君

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第五七二一五号 昭和五十年五月二十八日受理

全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 京都市下京区屋形町六ノ二 堀田

清子外四名

紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第五七二六号 昭和五十年五月二十八日受理

全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 京都市南区上鳥羽北村山町三七

田村英昭外三千四百五十四名

紹介議員 河田 賢治君

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第五七二七号 昭和五十年五月二十八日受理

全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 京都市南区東九条南山王町五二

西浦まつゑ外四名

紹介議員 沓脱タケ子君

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第五七二八号 昭和五十年五月二十八日受理

全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 京都市南区吉祥院西浦町 荒井マ

キイ外四名

紹介議員 小巻 敏雄君

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第五七二九号 昭和五十年五月二十八日受理

全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 京都市南区卯下町 石川好子外四

名

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第五七三〇号 昭和五十年五月二十八日受理

全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 京都市東山区大和大路三条下ル若

松町 林若治郎外四名

紹介議員 須藤 五郎君

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第五七二二二号 昭和五十年五月二十八日受理

全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 京都市下京区西七条御前町 前

田博外四名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第五七二三号 昭和五十年五月二十八日受理

全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 京都市南区東九条南松ノ木町九

亀井綾江外四名

紹介議員 塚田 大願君

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第五七二三三三三 昭和五十年五月二十八日受理

全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 京都市南区吉祥院三ノ宮西町 西

義和外四名

紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第三六三三三三三と同じである。

第五七二四四 昭和五十年五月二十八日受理

全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 京都市南区吉祥院新田二ノ段町一

八 東郷順泰外四名

紹介議員 野坂 参三君

この請願の趣旨は、第三六三三三三三と同じである。

第五七二五五 昭和五十年五月二十八日受理

全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 京都市中京区西ノ京笠殿町 矢守

はる外四名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第三六三三三三三と同じである。

第五七二六六 昭和五十年五月二十八日受理

全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 京都市下京区七条通大宮下ル 井

上玉夫外四名

紹介議員 星野 力君

この請願の趣旨は、第三六三三三三三と同じである。

第五七二七七 昭和五十年五月二十八日受理

全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 京都市南区西九条比永城町八 羽

田政枝外四名

紹介議員 安武 洋子君

この請願の趣旨は、第三六三三三三三と同じである。

第五七二八八 昭和五十年五月二十八日受理

全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 京都市中京区西ノ京中台町四四

太田美代子外四名

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第三六三三三三三と同じである。

第五七二九九 昭和五十年五月二十八日受理

全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 京都市南区東九条南岩本町 寺田

清外四名

紹介議員 渡辺 武君

この請願の趣旨は、第三六三三三三三と同じである。

第五六八一 昭和五十年五月二十七日受理

戦時災害援護法制定等に関する請願

請願者 愛知県東海市名和町細田二一 竹

川詠子外九十九名

紹介議員 森下 昭司君

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第五七五〇 昭和五十年五月二十八日受理

戦時災害援護法制定等に関する請願

請願者 名古屋市中千種区今池町一ノ二六

加藤甚作外百名

紹介議員 森下 昭司君

紹介議員 ミ外九名
紹介議員 迫水 久常君
この請願の趣旨は、第五号と同じである。

第五八七二号 昭和五十年六月二日受理
療術の制度化に関する請願(三通)
請願者 山口市黄金町九ノ四 藤井達勝外
二名

紹介議員 徳永 正利君
この請願の趣旨は、第五号と同じである。

第五八七三三号 昭和五十年六月二日受理
療術の制度化に関する請願(十二通)
請願者 広島県呉市西中央三ノ五ノ四ノ一
〇九 永橋和長外十一名

紹介議員 藤田 進君
この請願の趣旨は、第五号と同じである。

第五九二二二号 昭和五十年六月三日受理
療術の制度化に関する請願(五通)
請願者 広島市庚午南町二ノ五ノ二〇 中
村テルミ外四名

紹介議員 藤田 正明君
この請願の趣旨は、第五号と同じである。

第五九二七号 昭和五十年六月三日受理
療術の制度化に関する請願
請願者 福岡市中央区六本松二ノ七ノ一
二 小田切琢磨

紹介議員 小野 明君
この請願の趣旨は、第五号と同じである。

第五九四四四号 昭和五十年六月四日受理
療術の制度化に関する請願
請願者 福岡市中央区大名一ノ四ノ三二
平子勝利

紹介議員 阿具根 登君

この請願の趣旨は、第五号と同じである。

第六〇一三三三号 昭和五十年六月五日受理
療術の制度化に関する請願(三通)
請願者 鹿児島市鷹師町一ノ三ノ一六 宮
原正義外一名

紹介議員 久保 亘君
この請願の趣旨は、第五号と同じである。

第六〇二〇二二号 昭和五十年六月五日受理
療術の制度化に関する請願(三通)
請願者 鹿児島市武町八〇五 吉村公孝外
二名

紹介議員 迫水 久常君
この請願の趣旨は、第五号と同じである。

第六〇二二二二号 昭和五十年六月五日受理
療術の制度化に関する請願
請願者 福井市西木田二ノ一〇ノ二二
沖島新九

紹介議員 熊谷太三郎君
この請願の趣旨は、第五号と同じである。

第六〇二二二二号 昭和五十年六月五日受理
療術の制度化に関する請願
請願者 石川県羽咋市川原町一ノ二二九
山田茂子

紹介議員 玉置 和郎君
この請願の趣旨は、第五号と同じである。

第五八三四四号 昭和五十年五月三十一日受理
雇用・失業対策確立に関する請願
請願者 千葉市蘇町三ノ八ノ一五 林美弥
子外千七百十四名

紹介議員 中沢伊登子君
この請願の趣旨は、第五〇二七号と同じである。

雇用・失業対策確立に関する請願(二通)
請願者 北海道室蘭市東町一ノ一九 清水
ナツエ外三千二名

紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第五〇二七号と同じである。

第五八八九九号 昭和五十年六月三日受理
雇用・失業対策確立に関する請願(二通)
請願者 札幌市北区上篠路六四ノ六 上林
千治郎外二千九百九十九名

紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第五〇二七号と同じである。

第五八九〇〇号 昭和五十年六月三日受理
雇用・失業対策確立に関する請願
請願者 長崎市小ヶ倉町一ノ八八〇ノ五
田中宏和外五千三百三十五名

紹介議員 柏原 ヤス君
この請願の趣旨は、第五〇二七号と同じである。

第五九二九二九号 昭和五十年六月四日受理
雇用・失業対策確立に関する請願
請願者 京都市南区西九条横町四 森留吉
外七百六十四名

紹介議員 神谷信之助君
この請願の趣旨は、第五〇二七号と同じである。

第五九四四一四号 昭和五十年六月四日受理
雇用・失業対策確立に関する請願(二通)
請願者 福岡県鞍手郡宮田町竜徳 佐藤勇
三外二千九百九十九名

紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第五〇二七号と同じである。

第五八三三五号 昭和五十年五月三十一日受理
「被爆者援護法」の即時制定に関する請願
請願者 埼玉県浦和市原山二ノ一四ノ一〇
大友よふ

紹介議員 市川 房枝君
原子爆弾被爆者援護法の即時制定を要請する。

理由
昭和二十年八月六日、九日、広島・長崎に投下された原子爆弾によつて被爆した三十四万人の人々は、今なお病氣や生活難に苦しみ、子供や孫の問題にまで大きな不安に脅かされている。戦後三十年たつた現在も、これら戦争の最大の被害者が援助の手も向けられないまま放置されていることに對し、私どもは心からの憤りを覚える。高齢化した被爆者の「もう、これ以上は待つてられない」という必死の叫びは、私ども全地婦連六百万会員の叫びでもある。

第五八四〇〇号 昭和五十年五月三十一日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願
請願者 長野市三輪六ノ二四ノ六 鈴木文
雄外八百二十七名

紹介議員 鈴木 一弘君
この請願の趣旨は、第三六三三三三号と同じである。

第五八四四一四号 昭和五十年六月二日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願
請願者 東京都板橋区西台一ノ三八ノ一五
福谷博外八十九名

紹介議員 阿具根 登君
この請願の趣旨は、第三六三三三三号と同じである。

第五八四二二二号 昭和五十年六月二日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願
請願者 東京都中央区築地六ノ二二ノ一一
石井恵美子外四百四名

紹介議員 青木 新次君
この請願の趣旨は、第三六三三三三号と同じである。

第五八四三三三号 昭和五十年六月二日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願
請願者 東京都日野市多摩平公住二三四ノ

二〇六 平岩サチ子外百二名
紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第五八四四号 昭和五十年六月二日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 千葉県柏市旭町八ノ一ノ三三ノ

四、五〇一 築田俊郎外七十一名

紹介議員 西ヶ久保重光君

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第五八四五号 昭和五十年六月二日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 東京都三鷹市上連雀六ノ九ノ一八

ノ六 岩井保彦外百五名

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第五八四六号 昭和五十年六月二日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 千葉県柏市千代田一ノ一ノ一五

竹内新外九十七名

紹介議員 案納 勝君

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第五八四七号 昭和五十年六月二日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 千葉県柏市旭町八ノ一ノ三一 中

村静江外九十七名

紹介議員 上田 哲君

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第五八四八号 昭和五十年六月二日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 東京都文京区千駄木三ノ三ノ一

五 小野田真之外九十名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第五八四九号 昭和五十年六月二日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 東京都世田谷区奥沢一ノ四〇ノ二

和悦悦子外六十三名

紹介議員 大塚 喬君

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第五八五〇号 昭和五十年六月二日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 東京都渋谷区恵比寿三ノ二九ノ二

岡本利次外六十八名

紹介議員 加瀬 完君

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第五八五一号 昭和五十年六月二日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 東京都町田市鶴川六ノ九ノ四 田

中ゆか外四十一名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第五八五二号 昭和五十年六月二日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 東京都東村山市美住町一ノ四 北

村幸房外八十二名

紹介議員 片岡 勝治君

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第五八五三号 昭和五十年六月二日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 東京都新宿区百人町三ノ一ノ七ノ

二〇一 坂井泉外七十二名

紹介議員 片山 甚市君

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第五八五四号 昭和五十年六月二日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 東京都江東区南小岩六ノ八ノ一

八 出口良規外三十六名

紹介議員 工藤 良平君

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

全国一律最低賃金制確立に関する請願
請願者 埼玉県戸田市本町五ノ一三ノ二四

渡辺久外百二名

紹介議員 川村 清一君

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第五八五五号 昭和五十年六月二日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 山梨県大月市御太刀一ノ七ノ五

山西春雄外五十三名

紹介議員 神沢 淨君

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第五八五六号 昭和五十年六月二日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 横浜市長谷区宮田町二ノ一六

八 佐々木志佐子外四十九名

紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第五八五七号 昭和五十年六月二日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 東京都江戸川区南小岩六ノ八ノ一

八 出口良規外三十六名

紹介議員 工藤 良平君

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第五八五八号 昭和五十年六月二日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 埼玉県入間市黒須一ノ二ノ四ノ

二〇二 原田朗外六十三名

紹介議員 栗原 俊夫君

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第五八五九号 昭和五十年六月二日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 東京都狛江市和泉一五〇都住一〇

ノ五〇二 平啓介外八十二名

紹介議員 栗原 俊夫君

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

紹介議員 小谷 守君
この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第五八六〇号 昭和五十年六月二日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 千葉県柏市旭町八ノ一ノ三三ノ四

〇二 長野美文外八十名

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第五八六一号 昭和五十年六月二日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 東京都杉並区高円寺北四ノ三五ノ

三二 遠藤智外九十九名

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第五八六二号 昭和五十年六月二日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 千葉県柏市旭町八ノ一ノ三一 大

滝俊夫外百七名

紹介議員 佐々木静子君

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第五八六三号 昭和五十年六月二日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 千葉県松戸市吉井町九ノ五 藤井

正外百十名

紹介議員 沢田 政治君

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第五八六四号 昭和五十年六月二日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 横浜市港南区日野町八五六ノ三

浅野正外九十一名

紹介議員 志古 裕君

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第五八六五号 昭和五十年六月二日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願
請願者 千葉県柏市旭町八ノ一ノ三三 中
島秀子外九十三名

紹介議員 杉山善太郎君

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第五八六六号 昭和五十年六月二日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 千葉県船橋市習志野台三ノ三ノ二
ノ二〇八 田中さよ外百五名

紹介議員 鈴木美枝子君

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第五八六七号 昭和五十年六月二日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 神奈川県藤沢市江の島二ノ四ノ八
間宮百合外百一名

紹介議員 鈴木 力君

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第五八六八号 昭和五十年六月二日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 埼玉県深谷市東方四、〇八一ノ一
高山久外九十九名

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第五八六九号 昭和五十年六月二日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 東京都三鷹市井口一二五 矢嶋ち
か外八十九名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第五八七〇号 昭和五十年六月二日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 東京都東久留米市滝山六ノ二ノ一

ノ三〇八 松本達雄外百四十四名
紹介議員 竹田 現照君
この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第五八九一号 昭和五十年六月三日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 神奈川県茅ヶ崎市幸町二〇ノ二
加藤美恵子外百四名

紹介議員 竹田 四郎君

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第五八九二号 昭和五十年六月三日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 東京都東久留米市金山町一ノ四ノ
二 石川茂理江外八十九名

紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第五八九三号 昭和五十年六月三日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 埼玉県草加市吉町二ノ七ノ七 岡
村忠吉外百三名

紹介議員 辻 一彦君

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第五八九四号 昭和五十年六月三日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 埼玉県鳩ヶ谷市桜町三ノ六ノ一九
佐々木健二外八十四名

紹介議員 鶴岡 哲夫君

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第五八九五号 昭和五十年六月三日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 東京都練馬区西大泉町二、〇七二
手島貞子外九十四名

紹介議員 寺田 熊雄君

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第五八九六号 昭和五十年六月三日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 千葉県八千代市八千代台二ノ四ノ
七 佐野昭外九十一名

紹介議員 田 英夫君

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第五八九七号 昭和五十年六月三日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 東京都世田谷区世田谷三ノ一一〇
ノ四ひふみ荘内 久保裕子外九十
四名

紹介議員 戸叶 武君

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第五八九八号 昭和五十年六月三日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 横浜市金沢区富岡町二、八〇五ノ
三五 安島栄外六十五名

紹介議員 戸田 菊雄君

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第五八九九号 昭和五十年六月三日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 千葉県柏市旭町八ノ一ノ三一 井
上民夫外三十八名

紹介議員 中村 波男君

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第五九〇〇号 昭和五十年六月三日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 東京都板橋区向原三ノ七 小林寛
外四十八名

紹介議員 中村 英男君

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第五九〇一号 昭和五十年六月三日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 千葉県我孫子市布佐八三四 浅沼
初枝外九十名

紹介議員 野口 忠夫君

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第五九〇二号 昭和五十年六月三日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 埼玉県和光市西大和団地五ノ九ノ
一〇五 本橋光男外八十四名

紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第五九〇三号 昭和五十年六月三日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 東京都千代田区飯田橋二ノ一ノ一
経海正司外八十六名

紹介議員 野々山 一三君

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第五九〇四号 昭和五十年六月三日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 埼玉県岩槻市本町一ノ二ノ四 加
藤惣吉外六十二名

紹介議員 羽生 三三君

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第五九〇五号 昭和五十年六月三日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 東京都荒川区東日暮里五ノ四ノ三
新井正外八十六名

紹介議員 秦 豊君

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第五九〇六号 昭和五十年六月三日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 埼玉県新座市あたご三ノ一三ノ五

この諸願の趣旨は、第二カ方四号と同じである。

第五九五六号 昭和五十年六月四日受理

労働婦人の賃金・母性保護に関する請願

請願者 北海道滝川市東町一四七ノ三四

田上詔美外九十八名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第一九八四号と同じである。

第五九五七号 昭和五十年六月四日受理

労働婦人の賃金・母性保護に関する請願

請願者 岐阜市三歳町二ノ一四 綿貫実外七十二名

紹介議員 加藤 進君

この請願の趣旨は、第一九八四号と同じである。

第五九五八号 昭和五十年六月四日受理

労働婦人の賃金・母性保護に関する請願

請願者 埼玉県大宮市日進町一丁目 筒井利子外九十九名

紹介議員 春日 正一君

この請願の趣旨は、第一九八四号と同じである。

第五五九九号 昭和五十年六月四日受理

労働婦人の賃金・母性保護に関する請願

請願者 愛知県豊橋市向草間町向郷二小

林美知子外四十九名

紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第一九八四号と同じである。

第五九六〇号 昭和五十年六月四日受理

労働婦人の賃金・母性保護に関する請願

請願者 名古屋瑞穂区大冨町二ノ八〇

伊藤知弘外四十九名

紹介議員 河田 賢治君

この請願の趣旨は、第一九八四号と同じである。

第五九六一号 昭和五十年六月四日受理

労働婦人の賃金・母性保護に関する請願

請願者 東京都豊島区長崎五ノ六ノ一二

本間令子外九十九名

紹介議員 沓脱タケ子君

この請願の趣旨は、第一九八四号と同じである。

第五九六二号 昭和五十年六月四日受理

労働婦人の賃金・母性保護に関する請願

請願者 愛知県豊橋市岩田町字上岩鼻一

加藤明外四十九名

紹介議員 小巻 敏雄君

この請願の趣旨は、第一九八四号と同じである。

第五九六三号 昭和五十年六月四日受理

労働婦人の賃金・母性保護に関する請願

請願者 東京都目黒区柿ノ木坂二ノ一八ノ一四 阿部好恵外五十九名

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第一九八四号と同じである。

第五九六四号 昭和五十年六月四日受理

労働婦人の賃金・母性保護に関する請願

請願者 東京都東村山市本町一ノ一九ノ四

二 武城卓二外九十九名

紹介議員 須藤 五郎君

この請願の趣旨は、第一九八四号と同じである。

第五九六五号 昭和五十年六月四日受理

労働婦人の賃金・母性保護に関する請願

請願者 愛知県小牧市大字蔵島字砂原一一

七ノ一二三 小林博外四十九名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第一九八四号と同じである。

第五九六六号 昭和五十年六月四日受理

労働婦人の賃金・母性保護に関する請願

請願者 東京都中野区沼袋一ノ二九ノ一二

永沢良樹外五十六名

紹介議員 塚田 大願君

この請願の趣旨は、第一九八四号と同じである。

第五九六七号 昭和五十年六月四日受理

労働婦人の賃金・母性保護に関する請願

請願者 愛知県豊橋市瓦町通二ノ一一 川上美津子外四十九名

紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第一九八四号と同じである。

第五九六八号 昭和五十年六月四日受理

労働婦人の賃金・母性保護に関する請願

請願者 愛媛県温泉郡重信町横河原 後藤千代美外九十九名

紹介議員 渡辺 武君

この請願の趣旨は、第一九八四号と同じである。

第五九六九号 昭和五十年六月四日受理

労働婦人の賃金・母性保護に関する請願

請願者 埼玉県所沢市新井八六〇 山本進外九十五名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第一九八四号と同じである。

第五九七〇号 昭和五十年六月四日受理

労働婦人の賃金・母性保護に関する請願

請願者 愛媛県温泉郡重信町横河原 森川雪子外九十九名

紹介議員 星野 力君

この請願の趣旨は、第一九八四号と同じである。

第五九七一号 昭和五十年六月四日受理

労働婦人の賃金・母性保護に関する請願

請願者 東京都豊島区西巣鴨二ノ三〇ノ一

ノ四〇二 山崎正郎外九十三名

紹介議員 安武 洋子君

この請願の趣旨は、第一九八四号と同じである。

第五九七三号 昭和五十年六月四日受理

せき髄損傷者に関する請願

請願者 川崎市中原区木月住吉町二、〇三

五鼓勲会内 横田喜久夫外三十九名

紹介議員 秦野 章君

この請願の趣旨は、第一五八九号と同じである。

第五九七三三号 昭和五十年六月五日受理

社会保険等診療報酬の概算払いに関する請願

請願者 横浜市港北区日吉本町一、八九

三 秋元寿恵夫

紹介議員 沓脱タケ子君

この請願の趣旨は、第四九三〇号と同じである。

第五九七四号 昭和五十年六月五日受理

歯科医療改善に関する請願

請願者 岡山県倉敷市水島北春日町四ノ

三 武井志津夫

紹介議員 沓脱タケ子君

歯科医療をめぐる混乱を正しく解決するよう、次の事項の速やかな実現を図りたい。

一、必要な歯科診療はすべての健康保険で受けられるようにし、差額料金負担をなくすること。

1 歯科保険医が差額徴収によらずとも十分な保険診療ができるよう、診療報酬を歯科医師及び従事者の技術と労働を適正に評価し引き上げること。特に不合理が著しい処置（特に歯内処置）及び補てんについては大幅に引き上げること。補てんのうち技工料を独自に適正に評価すること。

2 小児の保険診療制限を撤廃するとともに、治療に対しては大幅な小児加算を行うこと。

また身障者、老人加算を新設すること。

3 歯科保険医の行う予防衛生指導の診療料金を適正に評価して新設すること。

4 厚生省の四十四年の歯科差額徴収に関する通達を撤回すること。

5 すべての国公立医療機関が歯科診療の体制を整備・拡充し、結核などの長期入院療養患者及び生活保護の歯科診療に責任を持つこと。

二、小児の歯科診療を確保すること。

1 すべての国公立医療機関が小児身障者などの診療困難な歯科診療を取り扱う体制を整備拡充すること。

2 開業医が小児の歯科診療に当たれるよう公費による卒後の技術研修を確保すること。

3 口こう衛生センターなど小児等の特殊歯科診療に協力している施設に特別な助成を行うこと。

4 すべての歯科大学（歯学部）に国の責任で小児歯科講座を置き必修科目とすること。

三、歯科の予防衛生改善を図ること。

1 保健所・学校歯科保健など歯科保健に従事する歯科医師、歯科衛生士を増員し、待遇を改善すること。

2 人工粉ミルク、甘味料などで過剰な砂糖摂取をもたらしている食品行政を是正すること。

四、歯科医療技術者の確保を図ること。

1 歯科医師不足を解消するため、国公立の歯科大学（歯学部）を計画的に増設し、また私立歯科大学に大幅な助成を行うこと。

2 歯科衛生士、技工士を国・自治体の責任で養成するとともに、学生に奨学金の支給を行うこと。また歯科医師会の各種養成施設に大幅な助成を行うこと。

第五九七五号 昭和五十年六月五日受理

老人によい医療の保障に関する請願

請願者 横浜市港北区日吉本町一、八九

三 秋元寿恵夫

紹介議員 沓脱タケ子君

すべての老人がいつでも安心してよい医療をうけられるようにするため、次の事項を直ちに実現させたい。

一、国と自治体の責任と費用負担で、寝たきり老人訪問看護体制を設け、訪問看護料を保障すること。

二、国と自治体の責任と費用負担で、老人用入院ベッドを確保すること。なお、国公立病院に差額徴収のない老人専用ベッドを優先確保し、民間医療機関に対しては、老人委託ベッドを設け、委託ベッド料を保障すること。

三、老人医療の公費負担制度を改善し、健康保険等との抱き合わせをやめ、全額公費負担とする。

理由

七十歳以上の老人医療費は無料になったとはいえ、寝たきり老人の医療、入院加療に必要な老人ベッド確保の困難、看護婦不足問題、高い差額室代や付添看護料の患者負担など老人に対する現状は矛盾に満ちている。

第五九七六号 昭和五十年六月五日受理

保健所等の施設・人員・予算拡充に関する請願

請願者 横浜市港北区日吉本町一、八九三

秋元寿恵夫

紹介議員 沓脱タケ子君

保健所の機能改善等のため、次の措置を講ぜられたい。

一、現行法に規定されている人口十万人に一箇所を基準として、保健所の増設を図ること。

二、保健所の医師、歯科医師、保健婦等の欠員を速やかに補充し、増員を図ること。

三、保健婦の訪問活動をはじめ、「対人保健サービス」並びに地域の生活環境衛生改善向上のための諸事業の拡充を図ること。

四、保健所の運営を住民、医療関係者、自治体の代表などの参加による民主的なものに改めること。

五、地域住民の健康を守るために、生活環境衛生

の整備・改善に必要な国の予算を大幅に増やすこと。

理由

一、成人病や精神神経障害、過労性疾患をはじめ社会起因性諸疾患、公害病等が増加しており、国と自治体の責任による予防、衛生を強化することが緊急の課題である。

二、保健対策の現状は極めて不十分であり、特に、保健所が医師、保健婦等の不足によりその機能を果たしておらず、その上、「対人サービス」や生活環境衛生保持より住民保健情報の収集・管理システム強化の方向に統廃合されようとしていることは重大である。

三、全国の保健所は永らく八百五十箇所以下の水準に放置され、欠員が充足されないまま定員削減が行われている。

四、「対人サービス」は原則として「機械化サービス」に置き換えられるべきものではなく、人情の機微に即したサービスであり、必要な人員を増やすことが基本であつて、人員を増やさないまま機械による省力化をすることはゆるぎない。

五、保健所が地域の第一線予防・衛生機関としての役割を十分に発揮するためにも、その運営を民主的に強化する必要がある。

第五九七七号 昭和五十年六月五日受理

診療報酬引上げに関する請願

請願者 横浜市港北区日吉本町一、八九

三 秋元寿恵夫

紹介議員 沓脱タケ子君

診療報酬引上げに関し、次の事項の実現を図られたい。

一、国と大企業の負担で診療報酬を物価・人件費に見合つて緊急に引き上げること。

二、病院、診療所の役割が發揮できるよう不当に低い技術評価を改め、各種医療技術者の技術と

労働を正當に評価した各料点数の引き上げと改定、新設を行うこと。

三、医療の実態にあわせて老人、乳幼児、結核、精神などの特別加算の増額をすること。

四、公害、労災医療についての診療報酬単価を大幅に引き上げること。

五、救急医療、休日・夜間医療に協力している医療機関の運営費、学校保健、公衆衛生、予防などに協力している医療従事者の手当など国の補助を大幅に増額すること。

理由

我が国の医療は長年にわたつて診療報酬が低く抑えられ、そのうえ進行するインフレのもとで公・私病院、診療所とわづその経営は悪化の一途をたどつており、これに加えて看護婦をはじめ医療従事者の不足が深刻化し、ベッド閉鎖や医師と家族だけの診療所が増え、看護婦など医療従事者の労働条件の改善を困難にし、医療機関としての役割を十分に果たすことができない状態に迫られている。

第五九七八号 昭和五十年六月五日受理

深刻な看護婦不足解決に関する請願

請願者 岡山県倉敷市水島北春日町四ノ

三 武井志津夫

紹介議員 沓脱タケ子君

看護婦不足が生み出している深刻な事態を解決するため、次の事項について緊急措置を講ぜられたい。

一、国立医療機関の定員削減をやめ、必要人員確保を図るとともに、自治体立医療機関についても同様の措置をとること。

二、民間医療機関については、必要人員確保の財政措置として診療報酬は正を行ふこと。

三、看護婦の夜勤を複数勤務にし、回数を月八日以内に制限する措置をとるとともに、国立医療機関に勤務する看護婦の夜勤についての人事院

昭和五十年六月十七日
【参議院】

請願者 千葉県松戸市稔台一四一 池内利

治外五十七名

紹介議員 案納 勝君

この請願の趣旨は、第五二三五号と同じである。

第五九八九号 昭和五十年六月五日受理

労働者の生活改善のため全国一律最低賃金制の確立等に関する請願

請願者 千葉県野田市岩名二、〇〇六ノ八 成島英子外六十四名

紹介議員 上田 哲君

この請願の趣旨は、第五二三五号と同じである。

第五九九〇号 昭和五十年六月五日受理

労働者の生活改善のため全国一律最低賃金制の確立等に関する請願

請願者 千葉県市原市引田五二〇 齊藤正 志外三十四名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第五二三五号と同じである。

第五九九一号 昭和五十年六月五日受理

労働者の生活改善のため全国一律最低賃金制の確立等に関する請願

請願者 千葉市稲毛海岸五ノ五 板倉幸男 外三十八名

紹介議員 大塚 喬君

この請願の趣旨は、第五二三五号と同じである。

第五九九二号 昭和五十年六月五日受理

労働者の生活改善のため全国一律最低賃金制の確立等に関する請願

請願者 千葉県香取郡下総町猿山三六九ノ三 菅沢允人外四十二名

紹介議員 加瀬 完君

この請願の趣旨は、第五二三五号と同じである。

第五九九三号 昭和五十年六月五日受理

労働者の生活改善のため全国一律最低賃金制の確立等に関する請願

立等に関する請願

請願者 千葉県佐原市佐原イ二ノ四八 平山文枝外五十七名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第五二三五号と同じである。

第五九九四号 昭和五十年六月五日受理

労働者の生活改善のため全国一律最低賃金制の確立等に関する請願

請願者 千葉県松戸市上本郷一、三三〇 勝田節子外七十三名

紹介議員 片岡 勝治君

この請願の趣旨は、第五二三五号と同じである。

第五九九五号 昭和五十年六月五日受理

労働者の生活改善のため全国一律最低賃金制の確立等に関する請願

請願者 千葉県安房郡千倉町平館七七八ノ三 堀江田鶴子外五十名

紹介議員 片山 甚市君

この請願の趣旨は、第五二三五号と同じである。

第五九九六号 昭和五十年六月五日受理

労働者の生活改善のため全国一律最低賃金制の確立等に関する請願

請願者 東京都世田谷区奥沢四ノ四ノ一四 篠原正美外四十四名

紹介議員 川村 清一君

この請願の趣旨は、第五二三五号と同じである。

第五九九七号 昭和五十年六月五日受理

労働者の生活改善のため全国一律最低賃金制の確立等に関する請願

請願者 横浜市中区磯子区原町一三ノ一三 佐渡山重兵衛外百七名

紹介議員 神沢 淨君

この請願の趣旨は、第五二三五号と同じである。

第五九八八号 昭和五十年六月五日受理

労働者の生活改善のため全国一律最低賃金制の確立等に関する請願

請願者 埼玉県浦和市岸町四ノ三ノ二〇 神谷義紀外百十七名

紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第五二三五号と同じである。

第五九九九号 昭和五十年六月五日受理

労働者の生活改善のため全国一律最低賃金制の確立等に関する請願

請願者 川崎市高津区下作延一、四三四 手代あやの外百七名

紹介議員 工藤 良平君

この請願の趣旨は、第五二三五号と同じである。

第六〇〇〇号 昭和五十年六月五日受理

労働者の生活改善のため全国一律最低賃金制の確立等に関する請願

請願者 横浜市港北区日吉本町一、五九八ノ四 寺田克彦外百十六名

紹介議員 栗原 俊夫君

この請願の趣旨は、第五二三五号と同じである。

第六〇〇一号 昭和五十年六月五日受理

労働者の生活改善のため全国一律最低賃金制の確立等に関する請願

請願者 東京都府中市浅間町四ノ二ノ六 佐藤康宏外百二十一名

紹介議員 小谷 守君

この請願の趣旨は、第五二三五号と同じである。

第六〇〇二号 昭和五十年六月五日受理

労働者の生活改善のため全国一律最低賃金制の確立等に関する請願

請願者 東京都国分寺市日吉町三ノ二八ノ二五 不破正宏外百十九名

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第五二三五号と同じである。

第六〇〇三号 昭和五十年六月五日受理

労働者の生活改善のため全国一律最低賃金制の確立等に関する請願

請願者 東京都三鷹市深大寺四、〇五一 遠藤道幸外百二十七名

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第五二三五号と同じである。

第六〇〇四号 昭和五十年六月五日受理

労働者の生活改善のため全国一律最低賃金制の確立等に関する請願

請願者 東京都田無市向台町五ノ四ノ一 河野真久外七十八名

紹介議員 佐々木静子君

この請願の趣旨は、第五二三五号と同じである。

第六〇〇五号 昭和五十年六月五日受理

労働者の生活改善のため全国一律最低賃金制の確立等に関する請願

請願者 東京都国分寺市本多四ノ九ノ一六 寿荘内 三沢俊司外七十九名

紹介議員 沢田 政治君

この請願の趣旨は、第五二三五号と同じである。

第六〇〇六号 昭和五十年六月五日受理

労働者の生活改善のため全国一律最低賃金制の確立等に関する請願

請願者 東京都保谷市ひばりが丘二ノ六ノ六 林豊外七十二名

紹介議員 志志 裕君

この請願の趣旨は、第五二三五号と同じである。

第六〇〇七号 昭和五十年六月五日受理

労働者の生活改善のため全国一律最低賃金制の確立等に関する請願

請願者 東京都八王子市片倉町三一〇 阿

川孝司外五十九名

紹介議員 杉山善太郎君

この請願の趣旨は、第五二三五号と同じである。

第六〇〇八号 昭和五十年六月五日受理

労働者の生活改善のため全国一律最低賃金制の確立等に関する請願

請願者

東京都中野区鷺宮一ノ八ノ九 矢尾板昭外六十一名

紹介議員 鈴木美枝子君

この請願の趣旨は、第五二三五号と同じである。

第六〇〇九号 昭和五十年六月五日受理

労働者の生活改善のため全国一律最低賃金制の確立等に関する請願

請願者

東京都昭島市郷地町五八九ノ三 金子浩子外六十四名

紹介議員 鈴木 力君

この請願の趣旨は、第五二三五号と同じである。

第六〇一〇号 昭和五十年六月五日受理

労働者の生活改善のため全国一律最低賃金制の確立等に関する請願

請願者

東京都調布市緑ヶ丘一ノ三七ノ一 四片山利一外六十名

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第五二三五号と同じである。

第六〇一一号 昭和五十年六月五日受理

労働者の生活改善のため全国一律最低賃金制の確立等に関する請願

請願者

東京都北区赤羽西三ノ二四ノ八 清水定明外百十二名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第五二三五号と同じである。

第六〇一二号 昭和五十年六月五日受理

労働者の生活改善のため全国一律最低賃金制の確立等に関する請願

昭和五十年七月二日印刷

立等に関する請願

請願者 東京都三鷹市深大寺四、〇五一 太田公広外百十七名

紹介議員 竹田 現照君

この請願の趣旨は、第五二三五号と同じである。

第六〇一七号 昭和五十年六月五日受理

北朝鮮帰還の日本人妻の安否調査及び里帰りに関する請願

請願者

山口県大島郡久賀町大字久賀 前崎シマ外二百四十三名

紹介議員 二木 謙吾君

北朝鮮帰還の日本人妻の安否調査及び里帰りの実現のため、政府から北朝鮮に働きかけるよう切望する。更に、この問題を政府の決議として国際連合総会に提案し、国際連合を通してでも一日も早く解決するよう配慮されたい。

理由

千九百五十九年から今日まで十六年間に、人道主義に基づいた日本と朝鮮民主主義人民共和国赤十字社間の協定による帰還船で新潟港から北朝鮮へ帰還した人は約九万余、その中には夫と行を共にして帰還した日本人妻が約六千人含まれている由であるが、これらの日本人妻については渡航後の居住地もはつきりせず、音信不通、行方不明者がその過半数を占めている。これはひとり個人の問題ではなく、人道的に見過ごすことができない。

昭和五十年七月三日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局